

目 次

○第1号（3月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 3 一般質問について	9
◇南 千晴君	9
◇山口宗一君	24
◇柳田キミ子君	37
日程第 4 請願・陳情について	48
日程第 5 平成24年度榛東村一般会計予算の審査について	49
日程第 6 議案第4号 工事請負契約の締結について	49
散 会	51

○第2号（3月9日）

議事日程 第2号	53
本日の会議に付した事件	54
出席議員	55
欠席議員	55
説明のため出席した者	55
事務局職員出席者	55
開 議	56
日程第 1 会議録署名議員の指名について	56
日程第 2 同意第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について	56

日程第 3	同意第 2号	榛東村公平委員会委員の選任について……………	57
日程第 4	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	58
日程第 5	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	59
日程第 6	承認第 1号	平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号） について……………	60
日程第 7	議案第 1号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について……………	71
日程第 8	議案第 2号	榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する 条例について……………	72
日程第 9	議案第 3号	榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例について……………	74
日程第10	議案第 5号	榛東村税条例の一部を改正する条例について……………	77
日程第11	議案第 6号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について……………	80
日程第12	議案第 7号	榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 について……………	81
日程第13	議案第 8号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて……………	82
日程第14	議案第 9号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について……………	87
日程第15	議案第10号	榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する 条例について……………	90
日程第16	議案第11号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例について……………	93
日程第17	議案第12号	村道の路線廃止について……………	95
日程第18	議案第13号	村道の路線認定について……………	96
日程第19	議案第14号	榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例に ついて……………	97
日程第20	議案第15号	平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号） について……………	99
日程第21	議案第16号	平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について……………	111
日程第22	議案第17号	平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）について……………	114

日程第23	議案第18号	平成23年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について……………	116
日程第24	議案第19号	平成23年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について……………	118
日程第25	議案第20号	平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について……………	121
日程第26	議案第21号	平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について……………	123
日程第27	議案第22号	平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について……………	125
日程第28	議案第23号	平成23年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について……………	129
日程第29	議案第24号	平成23年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について……………	130
日程第30	議案第35号	渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議について……………	132
日程第31	議案第25号	平成24年度榛東村一般会計予算について……………	134
日程第32	議案第26号	平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算について……………	144
日程第33	議案第27号	平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について……………	144
日程第34	議案第28号	平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について……………	144
日程第35	議案第29号	平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	144
日程第36	議案第30号	平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について……………	144
日程第37	議案第31号	平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について……………	144
日程第38	議案第32号	平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について……………	145
日程第39	議案第33号	平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算について……………	145
日程第40	議案第34号	平成24年度榛東村上水道事業会計予算について……………	145

散 会	145
-----	-----

○第3号（3月14日）

議事日程 第3号	147
本日の会議に付した事件	147
出席議員	148
欠席議員	148
説明のため出席した者	148
事務局職員出席者	148
開 議	149
日程第 1 会議録署名議員の指名について	149
日程第 2 議案第25号 平成24年度榛東村一般会計予算について	149
日程第 3 議案第26号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて	196
日程第 4 議案第27号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に ついて	201
日程第 5 議案第28号 平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について	203
日程第 6 議案第29号 平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について	205
日程第 7 議案第30号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予 算について	208
日程第 8 議案第31号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算に ついて	210
日程第 9 議案第32号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について	215
日程第10 議案第33号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて	217
日程第11 議案第34号 平成24年度榛東村上下水道事業会計予算について	222
日程第12 請願・陳情について	225
日程第13 平成24年度榛東村一般会計予算の審査結果について	230
日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について	231
日程第15 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について	231
日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	231
日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	231

日程の追加について	2 3 1
追加日程第1 発委第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について	2 3 1
追加日程第2 発委第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について	2 3 2
議長あいさつ	2 3 3
閉 会	2 3 4

平成24年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

平成24年3月2日（金曜日）

議事日程 第1号

平成24年3月2日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 一般質問について
 - 日程第 4 請願・陳情について
 - 日程第 5 平成24年度榛東村一般会計予算の審査について
 - 日程第 6 工事請負契約の締結について（議案第4号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（1名）

8番	阿部一雄君
----	-------

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	松下晴一君	基地・財政課長	早川雅彦君
税務課長	稲村智巳君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	山本比佐志君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	小野関均君	会計課長	立見清彦君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教務局長	萩原正夫君

事務局職員出席者

事務局長	新藤彰	書記	富澤美由紀
------	-----	----	-------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

開会前に一言お祝いを申し上げます。

先ほど、岸昭勝議員におかれましては、議員在職10年以上ということで、県町村議会議長会表彰を受賞されました。議員を代表し、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、平成24年第1回議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月弥生を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになりました。議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り本定例会が開催できますことに対し、心から御礼申し上げます。

本定例会は、村政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されますことを願っております。

さて、国政ではドジョウは金魚になれない、泥臭くドジョウ政治をやり抜くとしてスタートした野田政権ですが、消費税引き上げを筆頭に、幾つもの重要課題を抱えております。中でも、増税の前提として、首相が不退転の決意を強調する国会議員の定数削減も与野党合意の見通しには立っていない状況にあります。さらに、異論の根強いTPP参加の判断も責められております。

世界経済はこれまで以上に不透明感が増幅し、海凶なき時代に突入しております。金融危機への決定的な処方せんはなく、世界じゅうで暗中模索が続いております。我が国も、政界、金融界、経済界が一体となって経済運営を図らなければ、危機は回避できない状況にあります。

県政では、民主党政権が2009年の衆議院選マニフェストに基づき着工を凍結していた八ッ場ダム建設工事の再開が決定されました。凍結から今日まで地元住民を初め、多くの方々の熱意、努力が実を結びました。

村政では、平成24年2月28日、念願でありました榛東中学校校舎改築工事が無事引き渡しとなり、3月1日より使用が開始されております。また、南小学校プール整備の基本方針も固まり、工事着工に向けていよいよ事業がスタートしました。さらに、高渋バイパス接続道路、防災行政無線整備工事も順調に進行しております。

ここで、全国町村議会議長会を含む地方六団体の平成24年度地方財政への対応についての共同声明について、その概要を報告いたします。

平成23年12月22日、平成24年度地方財政への対応に関する閣僚間折衝が行われ、東日本大震災の復旧・復興事業等を別枠で整理した上で、通常収支分の地方交付税について、前年度より1,000億円増額の17兆5,000億円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、平成23年度と同水準となる59兆6,000億円を確保することが決定されました。また、震災復興特別交付税を別枠で7,000億円確保するとともに、全国的な緊急防災・減災事業として6,000億円が計上されることになりました。

次に、平成24年1月17日、第30次地方制度調査会が開催され、席上、全国町村議会議長会会長の立場から、基礎的自治体のあり方について、「規模を大きくすれば地方自治体が効率化、質が高まるというのは大きな誤解であり、基礎的自治体のあり方は規模の原理や経済効率性のみで議論するのではなく、町村の役割を十分に理解して議論する必要がある」と発言し、改めて国に対し、地方の実情を十分踏まえて施策を講じるよう強く要望いたしました。

さて、阿久澤村長におかれましては、今回が初めての予算編成となりました。

後ほど村長より議案の提案説明がございますが、特に新年度予算につきましては、これまで予算特別委員会並びに各常任委員会で十分審議されたものと理解しております。さらに、議員各位には事前に新年度予算書及び議案書が配付されており、各自で十分精査されたことと思います。本定例会において、執行、議会で活発な議論が展開され、村民のための効率的な予算が編成されますことを切にお願いするものでございます。

木々の芽が動きだし、梅の花も咲き始め、日一日と春の気配が感じられるころとなりましたが、まだまだ寒い日も続きます。議員各位におかれましては健康に十分留意され、今後の議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

なお、本日は、区長さんを初めとして大勢の方々の傍聴がございます。この後の一般質問者におかれましては活発な議論がなされますことをお願いいたします。

ただいまから、平成24年榛東村議会第1回定例会1日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は14名出席であります。よって、本日の会議は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

6番柳田キミ子君、7番金井佐則君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第1回定例会の会期は、本日3月2日より3月14日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月14日までの13日間と決定いたしました。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回定例会の開会に当たり、ごあいさつ並びに上程議案の概要についてご説明を申し上げます。

本日2日から14日までの13日間、本定例会を開催させていただくことに、まずもお礼を申し上げます。

本定例会は、平成23年度補正、平成24年度の予算をご審議いただく重要な議会であります。また、私にとっては初めての予算編成となります。村の活性化、村民の生活や福祉の向上、子供たちの教育環境の整備など、一層の充実を目指し、予算編成に当たってまいりました。村民皆様のお力添えをいただき、今後の行政運営に一生懸命に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、肌を刺すような寒さも日増しに和らぎ、春めいてまいりました。月日のたつのも早いもので、昨年3月11日に発生した東日本大震災からまもなく1年になりますが、いまだに行方のわからない人や故郷へ戻れない方々が多数おられます。被災地の復興も思うように進んでいない状況等も報道されております。福島第一原発事故の影響による放射線に汚染された瓦れきの処分も進まない状況が続いているようでございます。政府の財政支援や復興対策をしっかりと進めていただき、一日も早く被災地が復興できますことを願っております。

また、東日本大震災以後も東北、関東、東海地方でも震度4クラスの地震が時々発生しております。今後発生が懸念されている大地震に備え、本村も防衛対策に万全を図っていきたいと考えております。

また、福島第一原発事故の影響により、国内の原子力発電所が稼働を停止しております。このことについても、電力の供給不足により電力料金の値上げが検討されております。今後のエネルギー対策として、自然エネルギーの普及や活用が期待されるところでございます。村としても、太陽光発電やバイオマス発電などの自然エネルギー対策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、国政に目を向けますと、野田政権は社会保障と税の一体改革を進める中で、消費税増税を行おうとしております。また、年金問題や経済不況による雇用不安などで国民生活に不安が広がっております。国民が安心して暮らせるような社会保障制度や経済対策を早急に進めていただきたいと強く

願っております。

それでは、本定例会に上程する議案についてご説明を申し上げます。

人事案件では、固定資産評価審査委員会や公平委員の委員の選任が2件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、補正予算の専決処分の認定が1件、条例改正では、税条例など条例の一部改正が11件、工事請負契約が1件、村道の道路廃止、認定が各1件となっています。平成23年度の補正予算関係では、一般会計が1件、特別会計が8件、企業会計が1件となっております。平成24年度当初予算関係では、一般会計並びに8つの特別会計、企業会計の10件となっております。そのほかに、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更に関する議案が1件でございます。

平成23年度の補正予算について、一般会計のほか国民健康保険特別会計など9つの特別会計や事業会計で上程させていただいておりますが、いずれも年度末を控え、歳入歳出ともに歳入額や事業費等において確定あるいは確定見込みを受けての補正が主な内容となっております。

なお、一般会計補正予算におきましては、7つの事業予算にかかわる繰越明許費の追加をさせていただいたところがございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度当初予算についてご説明申し上げます。

世界同時株安や欧州債務危機などにより、世界的な経済の不況が続く中、我が国においては東日本大震災や予想をはるかに超えた円高などにより経済が低迷し、2011年の貿易収支額は1980年以来31年ぶりの赤字となっております。この経済不況は今後も続く予想され、国はもとより地方においてもますます厳しい運営が強いられるものと考えているところでございます。

しかしながら、このような厳しい状況下にあっても、本村にあっては第5次総合計画で掲げる豊かさを実感し夢と感動を創造する村の実現に向け、全職員の英知を結集して取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年度の当初予算内容について、その概況をご説明申し上げます。

平成24年度の全会計の当初予算総額は、歳出ベースで前年度当初に比べ、金額にして8,394万円、率にして1.0%減の86億1,724万円となっております。

初めに、一般会計でございますが、平成24年一般会計当初予算につきましては、総額46億5,160万円で、前年度当初予算に比べますと、金額で5億8,030万円、率にして11.1%減となっております。減となった理由は、防災行政無線や中学校整備事業などの大型事業が一段落したことによるものでございます。また、平成24年度当初予算におきましては、村民の安心・安全と産業及び社会活動の活性化を推進するための基礎づくりに重点を置いた予算編成に努めたところでございます。

歳入では、自主財源の中核を成す村税について、前年度当初予算比2,180万円増の13億2,453万円を見込んだほか、地方交付税については同じく2億円増の13億円を計上いたしました。

国庫支出金については、前年度より5億7,367万円少ない5億4,198万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、前年度より2億5,068万円少ない2億4,052万円の繰り入れを予定しており

ます。

次に、歳出でございますが、榛東村の将来を担う子供たちのために、児童福祉予算に総額で6億7,567万円を計上いたしました。これまでの保育の運営補助や子育て支援センターに対する運営委託に加え、新年度から新たに子育て世帯を支援するファミリーサポートセンターの委託事業をスタートさせることといたしました。

また、学童保育では北小学校区域での利用者の急増を受け、旧役場庁舎分室の2階に北部第3学童保育所を開設いたします。さらに、南小学校区においても施設の集中化を図るため、南部第1学童保育所の新設に向けた設計費を計上いたしました。

健康保険分野では村民の受診向上に向け、各種診療をそれぞれ500円で受診できるワンコイン健診を県下市町村に先駆けて実施いたします。

防災分野におきましては、福祉センター西の未利用地に防災対応の拠点となる防災広場を建設すべく、実施計画を行います。平成20年度からデジタル化を進めてきた防災行政無線は、この3月16日から本格的運用を開始いたしますが、無線放送の補完機能としてのメール配信システムや防災ラジオにつきましても予算化いたしました。

消防施設関係につきましては、第3分団のポンプ車を更新するほか、第1分団の詰め所用地整備と改修に向けて実施計画を行います。

環境面におきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金を600万円計上したほか、太陽光発電推進事業にも計上しております。

それから、年配の方々の福祉対策では、新年度から80歳以上の敬老祝い金の支給対象とならない方々全員に対し、敬老のお祝い品を支給させていただくこととし、その費用として200万円を計上いたしました。

また、ふれあい館の村民無料優待券につきましても、70歳以上の方々に対しましては、これまで1人当たり5枚であったものを、2倍の10枚とさせていただきます。

車などの移動手段がない高齢者などを対象とした福祉タクシー利用補助につきましても、利用枚数をふやすなど、実態に合わせた制度となるよう内容の見直しもさせていただいたところであります。

高齢者の健康促進と生きがい対策として人気があるグラウンドゴルフにつきましては、かねてからの増設の要望がございましたが、新年度、新井緑地公園を模様がえしまして、本格的なグラウンドゴルフ場を整備することといたしました。

本村の基幹産業は、何といたっても農業であります。近年、飼料の高騰などを受け、畜産業の衰退が顕著となっておりますが、一方でネギ栽培を初めとした園芸が盛んになってきております。ネギにつきましては、これまで村の重点作物として普及拡大に向け取り組みを行ってきたところでございますが、作付面積の拡大はその成果のあらわれであるととらえております。本年度以降につきましても、新たな作物としてタマネギの普及拡大に力を入れることと考え、省力化機械や堆肥散布車の購入費用

の補助金を予算化いたしました。

また、新規就農業者や認定農業者に支援するため、経営体育成交付金事業に864万円の予算を組み込みました。

ところで、近年第6次産業化という言葉がよく使われております。これは農業や水産業などの第1次産業が生産だけではなく、食品加工や流通販売まで総合的にかかわることによって、高い付加価値を得ようとするもので、全国的に農産物のブランド化、消費者への直接販売、加工食品の製造販売、レストラン経営などといった形で取り組みが行われております。本村にあっても、TPP問題が議論されている中で、将来の農業のあり方を考えると、こういった取り組みが必要不可欠であるというふうに考えております。そこで、6次産業化の可能性の検討とあわせ、ふるさと公園周辺の官と民の施設を有効的に結びつけた相乗効果をもたらすための施設導入に向け、調査研究を行うこととし、調査費計上をいたしましたところであります。

平成23年度は、群馬県においてDCキャンペーンが展開されましたが、これを一過性のもので終わりにすることなく、効果が継続されるようなアフターDCキャンペーンの取り組みにも取り組んでいきたいと考えております。

村民の暮らしと村の将来の発展を考えたとき、道路整備は欠かせないものがあります。さらに、この6月9日には高渋バイパス暫定開通となりますが、本村といたしましても接続道路の整備を積極的に進めてまいりたいと考え、防衛省に対しましても新たに民生安定事業としての補助事業採択を要請していくこととしております。

このほか、農道関連の整備には補助率の高い農業体質強化基盤整備促進事業費を活用するなど、補助事業と村単独事業を合わせた道路改良予算には、合計で2億4,643万円を計上させていただきました。

行政区のコミュニティセンター整備では、新年度は13区コミセンの改修工事費、16区コミセンの実施計画費、8区コミセンの備品購入費などに2,948万円を計上させていただきました。

また、教育分野でございますが、先月に完成した中学校につきましては無事にかぎの引き渡し式も終え、生徒たちも新校舎のもとで新たな意欲を持ち、勉学に励んでくれるものと期待しております。新年度は旧校舎の解体と外構工事に1億968万円の予算を計上してありますが、これで平成20年度の基本設計から足かけ5年に及ぶ整備事業が完成の運びとなります。

また、南小学校につきましては、新年度プールの実施計画に着手いたします。

このほか、小学校と中学校に配備したパソコン教室や吹奏楽などの教育振興費には合計で2,883万円計上いたしました。

平成23年度から保育園における第3子の保育料の無料化を実施しておりますが、この制度を新年度から幼稚園でも取り入れることといたしました。

社会体育施設につきましては、現在学習センターに間借りしている管理事務所を、総合グラウンド南側に新設するとし、工事費など926万円を計上いたしました。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計につきましては、医療費が大幅に伸びていることから前年度より2億766万円ふえて17億1,356万円となっております。

介護保険特別会計につきましても、介護認定者及び介護サービス給付費が伸びていることから、前年度比1億6,182万円増の9億2,906万円、後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増加などから、同じく1,271万円増加の1億77万円と、医療介護関係の特別会計は、いずれも予算規模がふえ続けている現状でございます。

公共下水道事業特別会計につきましては、認可区域の追加が認められたことから、追加エリアの管路布設等の工事費を計上いたしました。このため、予算総額は前年度当初予算比3億592万円増の5億9,931万円となっております。

昨年7月に広馬場地区供用開始となりました農業集落排水事業特別会計につきましては、前年度比1,692万円増の1億2,221万円となっております。

上水道事業会計につきましては、資本的支出予算において大型事業がないことなどから、収益的予算と合わせた支出予算総額は対前年度2億632万円減の3億3,057万円となっております。

以上の会計に学校給食事業特別会計や住宅新築資金等貸付特別会計、老人保健特別会計を加えた9つの全特別会計、事業会計の歳出予算総額は39億6,564万円となっております。

以上が、平成24年度の会計の当初予算概況でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議をされ、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上で、あいさつ並びに上程議案についての概要説明とさせていただきます。ありがとうございました。



◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

質問順序1 番南千晴さんの質問を許可いたします。

5 番南千晴さん。

〔5 番 南 千晴君登壇〕

○5 番（南 千晴君） おはようございます。5 番南千晴でございます。

日本じゅうが深く心を痛めました東日本大震災の発生より、もうすぐ1年がたとうとしております。被災地の皆様や震災に伴う原発事故の影響で地元を離れることを余儀なくされた皆様は、今もなお生活再建のめどが立たず、大変な不安を抱えながら生活をされております。引き続き被災地の日でも

早い復興を心から願うばかりではありますが、この震災の教訓を踏まえまして、自分の住んでいる地域について、改めて今しっかりと危機管理体制を整えるべきであると私は考えます。

今回は、子供たちに視線を当て日中を過ごしている学校関係施設での対応や備えについて質問させていただきます。また、今年度より榛東村の幼稚園では、教育課程時間外の預かり保育事業がスタートし、今定例会で上程、審議されます来年度の予算におきましても、この事業のさらなる充実を盛り込んでいただくことができました。

これらは村として、子育て支援策を本気で考え、これからの少子社会において子供、子育てを応援していくという大きな一歩を踏み出したのではないかと考えております。ここで改めまして、執行部の皆様に心からの感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後、人口減少社会の日本を考える上で、資源を持たないこの国では、人的資源の育成が持続可能な社会へのかぎとなると私は考えます。その中において、保育・幼児教育の充実は将来を担う子供たちへの未来への投資、そして人口減少社会における女性の労働参加の拡大、さらに子供の社会的排除や格差是正への取り組み等の社会的機能を果たす重要な施策であると私は考えます。

今回も、少子化政策という視点から、保育・幼児教育の充実について教育長のお考えを聞きながら、今後の村の方向性について問題提起をさせていただき、その他、住民の皆様の声を届けるべく登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

まず初めに、防災対策について、学校現場での対応をお伺いしていきます。

昨年3月11日に大震災が発生し、本村も震度4.2が観測されました。その日はたしか中学校は午前中が卒業式であり、小学校は通常どおりの授業が行われていたと考えておりますが、その後、保護者の皆様よりお聞きした話によりますと、学校から保護者へのメールがすぐに届かなかった人がいたこと、また各学校の対応が違っていたこと、仕事ですぐに迎えに行けなかったことなど、子供たちのことを本当に心配したといったお話をお聞きしました。

そこで、まず初めに、このときの学校対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） そのときの学校の対応ということですが、小学校においては授業時間であったということで、私も非常に今まで体験したことのないような大きな揺れが長い時間続いたということで、各学校とも校庭に避難をさせた。しばらく揺れが続いていたときには放送で机の下に隠れなさいということで、これは避難訓練どおりのマニュアル、その後非常に大きなことだったの

で、一番安全な場所については校庭ということで、そこで待機をさせました。

あわせて、先ほど話がありましたように、保護者にメールを配信をいたしましたけれども、なかなか届かなかったということで、最終的には、6時過ぎには全部の子供を保護者に迎えに来ていただいて帰宅したりとか、家庭の状況が大丈夫だということであったところについては職員が付き添って、集団下校的な形で帰したと、当日はそのような対応でした。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 教育長に説明していただきましたが、本当に今回の震災を踏まえまして、今後の対応という部分をしっかり考えていかなければいけないと思っております、今回以上の地震が発生した場合の対応についてお聞かせ願いたいと思うんですけれども、多分、今回は校庭に、そしてその後、各家庭に帰したということですが、今回以上の地震を想定したやはり取り組み、学校の対応を考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 3月11日から1週間たった3月18日ですけれども、各学校の対応がばらばらであったということを受けまして、教育委員会として、大きな地震が発生した場合の学校の対応についてということで、保護者に通知を出してございます。

さらに、今後につきましては、太田市のほうで新聞でも報道されましたけれども、やはり各学校の対応がばらばらであったということで、その記事等を受けまして、1月の校長会で再度大きな地震が発生した場合の学校の対応について確認をさせていただきました。

確認したことは、まずは避難が一番安全なところに避難する。ほとんどがこれは校庭になるというふうに考えております。それから、大原則として児童、幼児、生徒が保護者が迎えに来るまで学校で待機をさせるということを確認いたしました。

ただ、非常に教訓としてメールであるとか電話は届かないという事態がありましたので、そういう場合については、もう一度メール配信は無論のこと、村の防災無線等で依頼をして呼びかけると。それから届かない場合もあるので、保護者についてはご家庭の方も含めて、周りの状況を見ていただいて、1時間程度時間を見ていただいて迎えに来ていただくと、そのようなことで確認はしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 教育長のお話で、大震災になった場合は、子供たちは保護者が迎えに来るまで待機をさせるということが、そういった対応をとるという話ですが、実際に子供たちを預かること

を想定しまして、今回も6時過ぎまでやはり生徒が最後までいたということでもありますので、そういったことも踏まえて、学校施設にはそれに必要な防災用品を整備する必要があると思うんですが、そういった部分の備蓄があるのか、また同様に学校以外に保育園の備蓄についてもどうなっているのか、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 萩原教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 教育施設での備蓄ということでございますけれども、平成22年度に策定をされました榛東村防災計画の中で、教育施設についても榛東村指定避難所に指定をされております。

また、備蓄に関しましても、この中では備蓄保管場所に指定されていないということから、現在は備蓄はされておられません。ただ、今回の事態を受けて、今後またこの部分の学校での備蓄についても課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 清水子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 村内の保育園の災害時の備蓄につきましては、今のところございません。今後、必要性につきまして、各保育園と協議してまいりたいと思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 榛東村の現状がわかりました。保育園にしろ、学校施設にしろ、現状では備蓄等が施設にはないという。

今の状況ですと、やはり大震災を想定した備蓄というもの、村の地域防災計画によりますと、先ほどの課長からお話があったように、南北小学校、中学校、南北幼稚園、北部・南部保育園がこの指定避難所となっております。また、その一時指定避難所としても小中学校が指定されており、防災計画の中では食料、飲料水の供給について記載されておりますが、供給されるまでの間に備蓄があれば、それらで対応できると思うんですが、現状の状況では厳しい、難しい状況であると私は考えます。

村でも、災害用の資材や食料の備蓄を行っておりますが、本当にそれらだけで足りるのか、瞬時に指定避難所へ供給できるのか疑問を抱きます。

さらに、村の備蓄一覧には残念ながら毛布等がございませんでした。先ほど教育長のお話の中で、校庭で待機、安全な場所ということではございましたが、本当に寒い時期に震災が起きた場合、やはり毛布等のそういった暖をとれるものも必要となるのかなと私は個人的に考えているんですけれども、村長は以前、最近交流を深めている大洗町と姉妹都市や友好都市といった協定を結びたいといったお話をしておりました。それらの中には防災も含めると、防災協定の内容の詳細等はまだわかりま

せんが、お互いに何かあったときに助け合うということだと理解しております。

しかし、まず優先なのは、自分の地域の危機管理体制を整えることではないかと私は思います。それがあって、いざというときにほかを助けたり、応援できたりすることができると思います。備蓄もそれらがあれば、何かのときに送ることができたり、生かすことができるとも思っております。

それらを踏まえまして、ましてや避難所となっている学校関係施設には災害用資材及び食料等を備蓄する必要があると私は考えますが、現状から村長はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員にお答えいたします。

本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

私も真摯に受けとめながら、これから対応していきたい。そんな中で、先ほども冒頭で申し上げましたように、今、役場の隣にありますあいている地域を防災広場として位置づけ、そこに各部署で使われる防災用品、そういったものを十二分に検討しながら備えていきたい。

そして、南議員が一番心配されているのは学校関係、教育関係の現場にないということでございます。これは確かに一つもございません。そんな中で、そういったところも場所も検討しながら、これから早急に進めてまいりたいと、こんなふう考えております。

それから、いろいろな父兄の要望等をお聞きしております。そんな中で、一番重要なのは、すぐに父兄が来ていただければいいのでございますけれども、そういう出来事のときにはそういうわけにもいきません。そんなときには、引受人制度でもというような制度をつくって、学校で先生方とともに連絡をとりながら、その制度に登録されている人については、近所の子供たちを安全に引き受けてもらうというような制度もこれから立ち上げていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長の答弁の中で、早急に検討する必要があるということで答弁をいただきました。また、新しく引受人制度を考えてくださっているということで、本当に子供たちの安心・安全のためにも、そういったところをしっかりと村として整えていただきたいと思います。

ただ、備蓄をしたからといって、本当にそれだけで安心であるということではなくて、やはりいざというときにそれらを活用できる体制が必要であります。

先ほど、村長も学校等施設には場所の確保も一つの問題だということですが、もし学校施設等へ備蓄がされたときに、学校側の受け入れ体制、また防災教育へそれらを生かしていただきたいと思うんですが、そのあたり教育長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 村長のほうから話がありましたように、学校でもそういうことを受けて、今後考えていくことはいろいろあるかなど。その中で保管場所であるとか、それから村長のほうから引受人というのがありましたけれども、前回の反省で、近所の保護者の方が迎えに来て、私も連れていくということがありましたので、学校としても登録人制度といたしますか、保護者が必ず来られるとは限りませんので、そういうことも検討していかなくてはならないということで、その件で具体的にになりましたら、また校長会等で検討を加えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） しっかりとした防災対策、村としてできる限りの備えを、子供たちのためにも実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、保育・幼児教育についてお伺いします。

日本では、親の就労支援として乳幼児保育を行う児童福祉施設の保育所と、主に専業主婦の子供を対象とする教育機関の幼稚園と、幼保二元的制度が保育と幼児教育サービスの特徴の一つであります。今までもいろいろと議論がなされてきました。

2006年に創設された幼保連携施設認定こども園は4つのタイプから成り、補助金の関係と事務的処理の煩雑などの理由で、現在伸び悩んでいる状況であります。

そんな中、チルドレンファーストを掲げている民主党政権において、政府はことし1月31日の有識者検討会で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ幼保一体化施設の創設に向けた基本制度をまとめた報道がされました。

報道によりますと、平成27年に総合こども園を創設し、保育所の大半を移行させることが柱となっております。もし実際にこの制度が導入された場合、対象の保育所と考えられますこの榛東村の3園の保育園では、対応が可能なのでしょうか。担当課長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 新システムの移行に伴います保育園での幼児教育等ということにつきましては、幼稚園教諭の資格者の配置が必要になるものと思われませんが、制度の移行そのものにつきましては、当村では問題がないものととらえております。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 幼稚園での対応でございますけれども、細かなまだ情報がないうございますけれども、幼稚園におきましても、保育を担当する職員の配置が必要ということ、また保育

園では年間を通して子供を預かっていると。幼稚園については夏休み等預かっておりませんので、夏休みとか春休みの給食をどうするかというような問題があるかと思えます。

また、施設面に関しましては、南幼稚園についてはある程度ゆとりがございますけれども、北幼稚園につきましては、今後園児数が増加した場合には、施設面で収容等がちょっとされないかというふうな問題点があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 保育園、幼稚園の現在から想定される移行に伴う問題点、またそういった部分においての施設等、まだ整っていないということで、まだまだ検討課題がたくさんあるということがわかりました。

国のほうでも、まだ将来的には幼稚園、保育園を両方の機能をあわせ持つ施設に、一つにと考えているんですけども、今現状で、厚労省の保育園、文部科学省の幼稚園という部分で、もう補助金のお金の流れも違うということで、ビジョンはあってもそこにいく流れというものが実際見えていないのが現状であって、本当にその部分がどうなっていくのか、しっかり見ていかなければいけないと思うんですけども、もし現状のまま、課長の答弁のことを聞きますと、榛東村の場合、やはり保育園のほうが先に幼保一体化の流れにスムーズにいくのではないかと。

しかし、今、保育園の入所者は現在でももう100%以上、120%近くいる中で、そこが充実してしまうと、榛東村の場合、保育園にまたさらに入所希望者がふえてしまう、偏ってしまうという懸念が私の中でありまして、そもそも日本の場合の幼保一体化は、保育園に待機児童が現在約2万6,000人いるということで、一方で、幼稚園が定数割れ、または休園、廃園になって、今数が減ってきているという現状から、保育園の受け皿的役目を幼稚園が担うという部分での期待があつての制度の改革じゃないかなと私は思っています。

しかし、本当に幼稚園と保育園の一体化が、幼稚園が保育園の待機児童の受け皿的役目として保育機能を持つという方向でこのまま議論が進んでよいのかという部分で私は大変疑問を持っておりまして、理由としましては、やはり先進国ではこの保育・幼児教育の人材育成機能に果たす役割の大きさについての認識が高いのに比べて、そこが日本はちょっと低いと私も思っておりまして、そこでやはり、この幼児教育の重要性、また役割、そういった部分を逆に今見直す時期ではないかと思っております。

近年、授業に集中できない子供が増加しているという小1プロブレムが問題となっている中で、幼・保・小の連携が必要だと思えますが、そこあたりとこの幼児教育の重要性について、教育長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 幼児教育の重要性ということですが、本村の実態を見たときに、保育園であり幼稚園の幼児であり、いずれは公立の小学校に入るといことで、まず最初に確認したいことは、幼児期というのは生涯にわたる人格を形成する際の基礎を培う非常に大事な時期である。いろいろ課題があって保育園とか幼稚園になっていますけれども、まずそのことは確認をしたいと、そのように考えております。

それで、国のほうから先ほど来出ていますように、子ども・子育て新システムということですが、まだ具体的な方向は示されておられませんけれども、そういう動きが大きくなっていると。それについては、私もいろいろな課題は本村にはありますので、それに対応すべく、徐々にいろいろ勉強したりとか、具体的な方策を考えていきたいなというふうには考えております。

確かに、保育園の先生と幼稚園の先生の交流といいますか、研修といいますか、これはその管轄の違いというのがあって、なかなか難しいんですけれども、私はできる範囲で、やはり保育の質を高めると、このことは非常に大事なことです。幼・保・小・中というふうにつながっていくわけですから、大事なことだなというふうには考えていますので、幾らか具体的に、来年度についてはその辺を研修なりとか、進めていきたいと、そういう思いは持っております。

ただ、将来的には国のほうで考えているのが、例えば2歳児までは保育が担当して、その後は幼稚園プラス預かり保育とか、いろいろな型あります。保育園の先生と幼稚園の先生が同じ教育課程でやるというような方法も打ち出されておりますので、これは非常に時間がかかることだというふうに思っていますので、非常に大事な部分、幼児教育というのは人間形成の根幹の部分ですので、検討していきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 教育長のお話の中で、幼児教育は人格形成の基礎を培う大事なものであるということでお話がありました。本当に榛東村のこの現状を考えて、国のシステムを考えると、どうもなかなかスムーズにいくようには私自身も思っておりませんし、やはり一番の問題は、本当に先ほどもお話しさせていただきましたが、両者が就学前の児童が対象の施設でありながら、所管が厚労省と文部科学省に分かれて、縦割り行政の本当に一例ではないかなと私は思っています。

しかしながら、これに対して市町村レベルでは、保育・幼児教育行政について行政組織を統合する例も出てきております。子育てしやすいまちを目標にして、子育て支援を充実させ、子育て世代の転入や将来の住民となる得る子供たちの育成に取り組むことで、地域活性化につなげようとする、そういった自治体で取り組んでいる事例もあります。

今のこの経済状況、グローバル化、労働の流出など、社会経済が本当に大きく変化している中で、

共働きをする家庭の主婦というのは、これからも決して専業主婦がふえるわけではなくて、共働きをする家庭というのが本当にふえてくるんじゃないかと私は想定しておりまして、この家族形態やライフスタイルも今多様化しておりまして、本当に子育てをめぐる環境が複雑で厳しいものになっていると私は思っております。

現状の中で、国の方針もしかりではありますが、本当に今、村として将来を担う子供たちが成長する場所として、この保育園と幼稚園、保育と幼児教育を改めて見つめ直す、そういった時期に来ているのではないかと考えています。

本村でも、課長の答弁にもあったように幼稚園が保育と幼児教育を兼ねるにはまだまだたくさん課題があるということではありますが、まずこの縦割り行政の垣根を越えて、村として保育・幼児教育についてこれからのビジョンを描き、総合的に考える時に来ていると思います。例えば、保育園3園と幼稚園2園が同時に幼保一体といいますか、両方の機能を備えた園として、3と2で別ではなくて、5つ一緒に進められれば一番いいと私は思っているんですけれども、そこで村として、保育・幼児教育の充実について今後取り組んでいただけるのか、村長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先ほど来、南議員から出されております幼保一体教育ということでございます。

教育長が答えたり、関係課長が答えているとおりでございます。

村といたしましても、制度改正がなされたときには前向きに考えると、それからまた制度改正をされるものを熟知しながら、南議員が話されます幼保一体教育を目指してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 国の方針という部分も大きくかわるとは思いますが、例えば村で幼児教育に力を入れる、5つの園でしっかりそれに取り組むと、村主導の計画のやり方というもの一つにあると思いますし、国が言っている方針が果たしてそれが現場に合っているのかという部分も本当に疑問に思いますし、それは各課長たちも熟知していることだと思いますので、ぜひ村のほうで、今後の保育と幼児教育に対して、どのように進めていくのか。今、保育は子育て・長寿支援課が担当で、学校教育、幼稚園は教育委員会が担当ですけれども、そこをやはり別々の課でそれぞれ考えるのではなくて一緒に考えたり、将来の榛東村のあるべき姿を検討していただきたいと思うんですが、そのあたり、村長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 言うまでもございません。制度改正ができて、やはり地域に合った、国は国全体を見ているわけですが、その制度が地域に合っていればいいけれども、合っていなかったら、やはりそういうところも精査しながら、垣根を越えた中での検討をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今回は問題提起ができたという思いで質問をさせていただきました。村長及び教育長のお考えを聞きまして、本当にこれは重要な政策課題であると私も改めて再認識しております。

何より、子供の福祉、教育を保障することは、日本の、そして村の将来への社会的投資につながると私は考えます。そして、小さな行政区、今の村だからできることがあると考えます。未来への投資として、保育・幼児教育をより一層充実していただきますよう要望させていただきます。

続いて、就園奨励費についてお聞きいたします。

この就園奨励費とは、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料及び保育料を軽減する就園奨励事業を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部補助を行う形で実施している事業と私は認識しております。

しかし、本村では村外の私立幼稚園に通う場合、これらの就園奨励費が出ません。どうして本村では出ないのかとよく保護者の方に聞かれるんですけども、この公私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図ることを目的に、この就園奨励費がなぜ榛東村では未実施なのでしょう。

わかる範囲で構いませんので、近隣の市町村の状況もあわせて、担当課長に説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） まず、榛東村の幼稚園就園奨励費につきまして、ご説明申し上げます。

村内には南北の幼稚園がございます。収容人員は現在でもゆとりがございます。そういうことから、今の段階では、村の村立幼稚園への就園奨励費については、単独の中での低所得者、比較的収入の少ない家庭の就園援助費に対象にしております。

ただ、すべて公立ということで対応してしまっていて、私立につきましては村外の施設に何人か就園している方もいますけれども、今の段階では私立については就園奨励費を交付しておりません。

周辺の市町村の状況を調査いたしますと、榛東村みたいに公立だけという町村はほとんど群馬県内にはございません。私立と公立が併存しているという市町村がほとんどの町村となっております。そういう中から、当然公立、私立どちらにも出しているという状況です。

例えば、前橋市の状況を見ますと、前橋市においても就園奨励費については公立、私立両方とも支給をしております。また、渋川市等も支給をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 確かに、課長が言うように、村にある幼稚園は両方とも公立ということで、私立がないということで、また定員に満たない状況であるということから、村外の私立に通う場合、該当しないということではありますが、保護者の方のお話を聞きますと、今預かり保育を開始しておりますけれども、やはり当時は榛東村の幼稚園では預かり保育の実施がされておらず、その方は日中、親を介護していたことから、やはり夕方まで預かっていただかなければならない環境だった。それが本村の幼稚園では対応ができなかったため、仕方なく村外の私立の幼稚園へ子供を預けるしかなかったというようなお話で、このように専業主婦でも、在宅介護や家族が入院している等の家庭の状況によっては、送迎バス等も含めて、そういったところに対応するサービスがやはり村は整っていなかったということがわかります。

本当に私立になりますと、村の幼稚園の授業料・保育料に比べまして、非常に高い額になっておりまして、ましてや幼稚園ということで専業主婦の家庭ということで、同じ私立の村外の幼稚園に通っているほかの地域に住んでいる方には就園奨励費が出ていて、榛東村から通っている人にだけ出ないという状況で、非常に不公平を感じたというお話を聞きました。

榛東村も預かり保育が今年度より始まりまして、一步踏み出せましたが、まだ満3歳児からの入園や送迎バス等などのことから、近隣の私立幼稚園等と比較すると、まだまだ充実していない部分があります。

だからといって、逆に本村の幼児教育の内容が、教育長の話もありましたように、決して悪いとも私は思っておりません。そういったことを先生方も研修を重ねながら、子供たちの本当に発達支援に力を尽くして取り組んでくださっていると思いますので、それぞれの家庭の事情や考え方で入園先が今決められている状況だと思いますが、そこにこだわらなくてもよいのかなと私は思っておりまして、実際に私立だから公立だからと、村外だから村内だからじゃなくて、やはり私立と公立の幼稚園の部分に補助を出すということは、村に私立がないからという理由だけだと、どうもやはり納得できない部分があると思います。

これから、今後も村では今までと同様に公私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図ることを目的として就園奨励事業を実施する考えはないのか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 趣旨はわかるんですけども、非常に難しい問題だなというふうに感じて

おります。

子育て支援という観点から総合的に判断して考えていきたいと、こんなふうに思っております。

榛東村は今現在やられていないのは、1つとして、先ほど南議員も認めておられたように、保育内容、教育内容は、これはものすごく榛東村もいいというふうに私も感じております。

そんな中で、施設としての余裕がまだあると。ですから個々にはいろいろと事情がございましょうけれども、やはりある程度公的なものに合わせてほしいなというような希望もございまして今までやられてこなかったのかなというふうに私自身は感じております。

ですけれども、今後幼保一体化の動向を踏まえながら、それらも視野に入れながら検討させていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 検討をしていただけるということなんですけれども、この就園奨励費事業はやはり、この公私立の幼稚園間における保護者負担の格差是正を図る目的ということでありますので、もしその事業を実施しないのであれば、やはり幼稚園の預かり保育なり、幼児教育プラス保育というものを、定員がいなくても補助しないというのがあれば、逆にこの榛東村の幼稚園自体を本当にサービスを充実していけば保護者も納得するといえますか、同じサービスが受けられて、例えば榛東村にもあるんだから出さないよという理由であれば納得できると思うんです。

だから、そういった部分も含めて、ぜひいま一度検証していただきたいと思います。

次に、医療費削減対策についてお伺いします。

今、国でも増大する社会保障費をどう賄うのか、社会保障と税の一体改革ということで議論がされております。

そして、今年度、榛東村の国民健康保険の療養給付費、医療費が急激にふえました。この急な伸びというものは予測していなかったことだと考えますが、この医療費の増大の要因を村としてどのように分析し、とらえているのでしょうか。担当課長にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） お答えします。

細かい数字になってしまいますが、ご了承をお願いいたします。

まず、保険者負担分の比較でお答えします。

平成22年度と平成23年度は、平成23年度は12月までで1件当たりでございます。

まず、入院でございますけれども、平成22年度では45万4,462円、平成23年度は54万2,529円で、額で8万8,067円高くなっております。率でいいますと、19.4%の伸びでございます。

外来は、平成22年度1万3,896円、平成23年度1万4,191円で、額で265円でございます。率で1.9%の伸びでございます。

月当たりの件数でございますけれども、入院が平成22年度74.8件、平成23年度86.2件、月平均11.4件の増でございます。率で15.2%の伸びでございます。

外来は、平成22年度が2496.1件……

〔発言する声あり〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） では、簡単にします。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 医療の高度化で入院等が多くなっているものと考えております。年代的には、前期高齢者65歳から74歳までがおおむね50%となっております。

それと、病名でございますけれども、がんが17.9%、心臓病が18.5%、けが等が14.4%、おおむね半分となっております。

平成22年度と平成23年度、はっきりこの増加がわかるものがございます、それは人工透析の患者でございます。月平均で264万円ほどふえているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長の説明で、今年度の医療費の増大の要因というものが、大体が概要がわかりました。

現状でも、住民健診の充実等、さまざまな事業を榛東村でも行っていることは私も認識しております。さまざまな教室だったり体操教室だったり、そういった部分も行ってくださっていることも理解しております。

医療費抑制には、本当に住民健診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療へつなげることも大切だと思いますが、それだけでなく、やはり日ごろから健康で元気な体づくりとして運動や食事などを総合的に取り組むことが必要だと考えます。

同じ群馬県の藤岡市では、約10年前より高齢者を対象に筋肉トレーニング教室を行って、この教室に通っている75歳以上の医療費が、通っていない方に比べ25%ほど安く済むという結果が出ておりました。また子供の医療費削減ということで、佐賀県ではアルファ乳酸菌の入ったヨーグルト等を風邪

やインフルエンザがはやる時期に子供たちに食べさせ、風邪の罹患リスクを低減したなど、結果を出している取り組みもあります。

課長の先ほどの説明の中で、村の今回の医療費の大体の要因というのわかりましたし、ただ、これがこれ以上ふえないように、やはり村としても取り組んでいかなければいけないと思いますが、村民一人一人が医者にかからない体づくりを目指すためにも、引き続き対策を考える必要があると思います。

村長は現状をどうとらえ、今後の対策についてどう考えているのか、お話をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

非常に多種多様な病気がはやっているということで、今申しあげましたように、本当に驚くほどの医療費がふえております。そんな中で、その対策を考えなければということで、議員からもご指摘を受けているところでございます。

村といたしましても、一番懸念されるのが、がん対策等でございます。そのがん対策に対しましては今回平成24年度の予算の中で、群馬県初となるワンコイン事業ということで、一律500円で健診ができるということと同時に、ほかの健診も一緒にできるようなシステムづくりをして、1日でその健診が全部受けられるような体制をつくっていきたくと、こんなふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村でも課長も村長もいろいろ頭を悩ませながら、いろいろ対策を考えてくださっているとは思いますが、全国でもいろいろな医療費削減に対しまして、さまざまな取り組みをしている事例もありますので、今後もそういった部分を参考にしながら、楽しみながら予防できる、元気な健康な体づくりができる、そういった事業を今後も実施して、医者にかからない体づくりへとつなげていただきたいと思います。

最後に、遊具についてお伺いいたします。

今年度、老朽化に伴い、ふるさと公園に寄贈されておりました船の撤去が行われる予定となっておりますが、ふるさと公園ができた当初、本当に私は小学生でありまして、その船の上に上って花火を見た楽しい思い出があります。その船が撤去されるということですが、まず現在の船の撤去の状況、または船が撤去された後の跡地の利用について、何か既に決まっていることがあるのか、担当課長にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 船の撤去の関係でございますが、既に工事は発注してあります。2月より請負業者が取り壊しに入りまして、3月末まで工事期間ということでやっています。

現在の状況ですが、おおむね取り壊し工事は終了しております。

なお、取り壊した後の跡地の利用については、ふるさと公園活性化委員会等、また有識者を交えた活用方法を検討していただく考えでございます。

そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） これからの検討が跡地についてはされるということではありますが、以前より村民の方から、榛東村にもふわふわドームが欲しいなといった声をお聞きしておりまして、もしありましたら、本当に子供たちを遊ばせるのに大変人気だといった、そんなお話を多く耳にしております。

仮に、ふるさと公園の船の跡地を利用してふわふわドームをつくるとしたら、どのくらいの費用がかかるのか、わかる範囲で構いませんので教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 概算で現地計測してあります。おおむね面積としましては、235平方メートルぐらいということでございます。ただ、現地についてはかなり高低差があるということでございます。

その辺を踏まえてでございますが、先ほど言った旧箕郷町、旧群馬町にふわふわドームが設置されているということは議員さんも御存じだと思います。

一番小さいタイプが、縦が12.5メートル、横が7メートルということでございます。業者のカタログ価格でございますが、本体価格で1,100万円、それから附帯設備で600万円ということでございますので、一番最低でも設置費用で1,700万円ぐらいかかるということでございます。

なお、維持管理費等も空気を送っているということでございますから、時間帯によってなんですけれども、電気代が1月1,000円から4,000円ぐらいかかるということ聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 以前、総務文教常任委員会のほうで、旧群馬町のほうにこのふわふわドームのほうを見学に行きまして、平日の昼間だったんですけども、本当に多くの親御さん連れでにぎわっており、また子供たちが本当にふわふわドームの上で夢中になって遊ぶのを、その姿を見ながら、ママ友といいますか、お母さんたちが会話をしたりと、子育て世代や地域の方との交流の場になっていたのが、とても印象に残りました。

子育て世代、またお孫さんを連れていく方からも要望等をたくさん聞いておりますので、ぜひ榛東村にもこれがあつたらよいなと思います。

そこで、船の跡地の利用の一つとして、これから検討が行われるということですが、このふわふわドームをぜひ検討する一つのものとして考えていただけないでしょうか。村長、いかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 地域を活性化したり、それから子供たちに喜んでもらえる事業としては本当にいい事業ではないかというふうに思います。

ただ、私が懸念するのは、それが資料を見ますと、破裂する事故がものすごくあるようなことも書いてあります。それは絶対ないとは言い切れないということでございます。そんな中で、やはりそれをした場合に1人責任者を置かなければなというふうな思いもございます。

いずれにしましても、先ほど課長が言いましたように、私も平成24年度の予算の中で、ふるさと公園周辺の活性化対策委員会というのを立ち上げます。そんな中で検討させていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 検討していただけるということですので、ぜひ周りのほかの旧箕郷町だったり旧群馬町にもありますので、そういった部分もその危機管理のあたりも聞きながら検討していただければと思います。

ふるさと公園が本当に子供からお年寄りまで幅広い人たちに愛される公園になることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で、南千晴さんの質問を終了いたします。

ここで15分間休憩といたします。開会を11時5分から行います。

午前10時48分休憩

午前11時5分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質問順序2番山口宗一君の質問を許可いたします。

2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君登壇〕

○2番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。2番山口です。

東日本大震災が発生してから、まもなく1年がたとうとしております。被災された多くの皆様に改

めてお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く復旧・復興が進んでほしいと願っております。

つい最近の新聞で、東日本大震災を乗り越え、国を力強く再生するためには、どんな指導力が必要かについて内外の識者にあるべき指導者像を聞いた記事がありました。その中で、マレーシアの首相を22年間務めたマハティール・モハメド氏のお話を紹介させていただきます。

モハメド氏は開業医を経て政界に入り、教育相などを歴任後、首相に就任されました。著書に「立ち上がれ日本人」などがあります。記者の問いに、モハメド氏は「指導者に第1に必要なのは時間だ。就任1年目は職務を学び、2年目で政策を吟味し、ようやく3年目に政策を実行できる」。さらに、「第2に必要なのは構想だ」。構想は考えを組み立てること、おわかりかと思いますが、構想だと。「指導者1人では視野が狭く、誤っていても本人は気がつかない。なるべく多くの人々の意見を聞き、検討を加えた上で、みずからの構想に仕上げるべきだ」としております。皆様はどうお考えでしょうか。

さて、本日の私の質問内容は、ご案内のとおり健康計画を含め2問です。

以降、自席で質問します。

○議長（高橋 正君） 2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 最初は、健康計画について質問します。

厚生労働省は、つい最近、2013年から2022年の第2次健康日本21計画の総合をまとめ、専門委員会でご発表しました。2000年にまとめた現行計画を引き継ぐもので、脳卒中や心臓病の死亡率を減らし、1日の歩数を8,000歩以上にふやす内容とのことでした。

介護を必要とせず元気に過ごせる健康寿命を重視する考えも打ち出しました。

少子高齢化が進む中、生活習慣病の予防に取り組む必要が今後さらに高まるとし、専門医の議論を経て、この夏までに最終的な目標数値をまとめるとしています。

ところで、榛東村では、平成15年に健康21榛東村計画を策定し、健康日本21と同様に、9つの分野において現状と課題、目標値を定め、健康づくりを総合的に進めてまいりました。目標値に対する成果についてお話しください。

○議長（高橋 正君） 山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 目標値でございますけれども、目標値についてはまた後でお答えしたいと思います。

前回の目標が達成できなかったものと達成できたものについて、まずお答えします。

目標が達成できたものについては、女性の適正体重を認識し体重をコントロールする、男性の運動と一緒にできる仲間をつくる、男女とも1日平均純アルコールで60グラムを超えて多量飲酒をする人を減らすであります。

主にこの3つについてはできたんですけれども、できなかった主な要因でございますけれども、前回の平成15年につくったものについては、アンケートの回収方法が若干違っていて、当時、住民検査を希望した者からアンケートをとったということでございまして、今回の無作為抽出とは異なり、今回は健康意識の高い人からとったということで、それがベースになって目標数値を高め設定されたことにより、なかなかその3つしか目標が達成できなかったというものでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 後者の目標がこういうように達成できなかった要因は何ですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 先ほど述べたとおりなんですけれども、アンケート調査をとったときに、平成14年にとったんですけれども、住民健診に希望者からアンケートをとったと、そもそも住民健診を受けるというような意識の高い人からアンケートをとったということでございまして、底辺に意識の高い人があったものですから、全体を押し上げて、目標が達成できなかったというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 目標の中には、非常に大事な肥満予防対策とか、バランスのとれた食事の実践の促進とか、身体活動・運動の実践の促進とかと、そういうものがあつたはずなんです。それで、例えばバランスのとれた食事の実践の促進などは、どういうふうな取り組みを進めてきて、できたのかできなかったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 山口議員が言うように、9項目から成っております。栄養・食生活、運動、休養・心の健康、たばこ、アルコール、歯科、糖尿病、循環器、がんでございます。

栄養・食生活でございますけれども、その中にありまして、バランスをとるといふものについてはできなかった。この中でできたものは、先ほど申したとおり、自分の適正体重を認識し体重をコントロールするといふものが達成できたものでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） けさの新聞を見ておわかりの方もおるかと思うんですが、死亡率が5年前に比べると、男性の場合約50ポイントぐらい、10万人に対してなんですけれども、下がったと。これは男女ともに長野県が非常に死亡率が低いと、そういうデータが出ていました。

それで、長野県の取り組みは、食生活、食事の改善です。それと介護士というんですか、保健師が地域を巡回して、その対応をしているというふうな、そういうコメントが出ていました。その辺に関して、村のほうでは今後取り組みとかをやるときに、どういう考えをお持ちですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 毎週月曜日に健康相談を開催してございますので、気軽にそういうことも含めて、ご相談していただければいいと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 相談を受け付けるというふうなことで、保健センターのほうには対応している方がいるんでしょうが、やはり来てもらわなければ意味がないと思うんですが、その辺の取り組みが十分だと思いますか、どうですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） なかなかその辺は課題だというふうに認識しております。広報等、お知らせ等でお知らせはしているつもりでございますけれども、なかなか結果的には来ていただけないというのが現状で、その辺のところは課題であるというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村では、平成23年3月、ちょうど1年前ですが、榛東村健康増進計画「健康プラン榛東21」を発行しました。多くの方がごらんになっているかと思いますが、その中で、生活習慣病の現状と課題について、次のようにコメントされております。

生活習慣病予防において、栄養、運動、休養の3本柱を軸に、個人の日常における習慣や生活リズムなど、総合的に見直すことが重要ですとしております。予防医学の視点から、現在村で実施している健康増進事業などをより充実させることや、健診の受診率を上げ、早期発見により疾病・疾患の治癒または重症化に至らないことが重要なことです。村民一人一人が健康について意識を高く持ち、各自の日常生活を工夫しながら健康づくりに向けて努力していくことが、健やかで心豊かに生涯を過ごす基礎となります。そして、行政は村民の健康への強い関心を促すために、その契機となる事業を企画・展開する中で、学校や地域社会などの連携により、社会全体で支援する体制を構築することが重要ですとしております。

そして、子育て世代、働く世代、高齢世代に分けて、世代ごとの目標と役割を決めております。

そこで、お伺いします。

働き盛り世代の目標で、「定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を行います」としており

ます。このことについて、どのような取り組みをしておりますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） お答えします。

1つには、総合健診を計画し、1回の受診で健康診査やがん検診が同じ日に受けられるようにすることです。

2つ目としまして、個別健診を拡大し、受診の機会をふやすことです。

3つ目です。各種健診の申し込みをとるときに、受診勧奨のパンフレットを配布し、健診受診をして健康管理を行うという意識を高めたいと思っております。

4つ目として、広報や回覧で周知を図るところです。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ちょうど1年前にこういう計画を出して、1年をここに経過しようとしているんですが、おおよそ目標どおりにいっていますか。それとも、いっていませんか。どちらですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 今回の計画につきましては、平成23年から平成24年までということで、平成23年からスタートでございます。まだその結果等については数字が出ておりませんので、現状のところ、何ともまだ言えないところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） いろいろ数字が出せますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 正式に発表できるのは9月の決算でございますけれども、そこに主なる成果というところの中に各種健診等においてパーセントの提示をすることです。正式にはその時点だというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） わかりました。

次に、行政の役割で、各種健診率の向上を目指しますと、各種健診を健康管理につなげますとしております。どういうふうにこれを結びつけて取り組んでいるのか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 先ほども申したとおり、幾つか勸奨をするところでございます、いずれにしましても、健康管理というものについては個人の自覚というものでございますけれども、健康管理、どの程度がん健診をしたか、住民健診をしたかというのは、システム上パソコンの中に入力してございますので、その中で検診したものについては、ある程度の健康管理につなげることができるというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 健康管理は、確かにおっしゃるとおり、個人個人が自分を管理することで考えてはおりますけれども、やはりがん検診とか、いろいろなこういう健診を村が進める中で、やはりより多くの方がこういうように健診を受けられるような、そういう仕組みづくりをしていかないと、なかなかこの健診率というのは上がってこないと思うんです。

それで、次に平成22年度の主要施策の成果説明書で、健康・保険課ががん検診についてデータを掲載したのをちょっと読み上げてみます。

その中で、死亡率の高い大腸がん、がんで死亡するのは肺がんと胃がんが上位にあるんですが、男性の場合は3番目ぐらいに今来ているようです。女性の場合は、大腸がんで死亡するのが一番高いと、そういうデータが出ていますけれども、村のこの大腸がんのデータに関しては、健診対象者が4,142名おりまして、健診された方が1,063名というふうな、そういう数字でした。約4人に1人の方が健診したと。

その後、要精密検査というんですか、要検というのが44名出ましたと。はっきりこの検査を受けて、がんと認定というんですか、がんですというので出た方が2名と、それからがん以外が21名と、それと未受診というんですか、せっかく健診をしたのに要検が出たのに、病院に行って検査をしなかったという方が9名、それと特に異常がないという方が12名と、そういうふうな数字が出ていました。

それで、村としてがんと、こういうふうな結果の出た2名の方と、未受診の9名の方が、今現在どういうふうになっているかというのを調査したものがあれば、教えてください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 調査の結果でございます。平成23年8月で確認したものでございます。

大腸がんについては2名ががんとなったため、医療機関で対応したものと考えております。

残りの9名の未受検者でございますけれども、未受検者のうち6名がございました。そのうち、がん検診を進めたところ、2名については村のがん検診を受診しました。2名とも異常なしというものでございます。1名については病院で受けたため、その後の調査はしてございません。残り3

名については未受診者となったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） こういう質問をなぜするかというと、先ほどからも出ている医療費が高額になっているわけです。仮のお話で非常に申しわけないんですが、全員が受診したと仮定しますと、確率としてプラス6名の方ががんと診断されるのではないかと。その受診されない方の中には、さらに病気というんですか、病気になる可能性のある人が多く潜んでいるんじゃないかなと、そういう予測も立てられるわけですが、やはり病院に行ったときに病気が進んでおって、最終的に高額医療費につながる可能性も考えられるのではないかと思うんですが、その辺は担当課長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 先ほども申したとおり、9人がいて追跡というんですか、勧奨をしたところでございます。結果的には3名の者が未受診ということになったわけでございます。

でございますので、ちょっと先ほども何度も言って申しわけないんですけども、行政とすると、そこまでで限界かなと、あとは個人の人の認識にゆだねるしかないのかなというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 健康がすべてではありませんが、健康でないとすべてがありません。

村長にお伺いします。少子高齢化の進む中、医療費の増加も右肩上がりが続くと思われれます。村民の健康増進を図るとともに、増加傾向にある医療費の抑制にどう取り組むのか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） すべてがお答えできるかという、ちょっと私にも疑問がございますけれども、私としては先ほどから課長が話されましたように、村で計画された健診については、独自の努力によって受けていただくと、その受けていただく環境づくりは、これは行政がやらなければならないというふうに思っております。

その一つの手だてとして、先ほども申し上げましたように、一度で健診ができる体制をつくる。それから、がんにつきましてはすべて500円で検診ができるような体制づくりをする、それから周知徹底につきましては、いろいろな機関を通じて啓蒙をするというような対策を講じてまいりたい、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、村長がおっしゃったように、先ほどからも健康管理というのは個人でやることなんですが、村の受診、そういうことを経て、医療費の抑制とか、そういうことを進めていかななくてはならない。

そういう中で、去年の平成23年5月の高額医療費の対象者というのがデータでいただいたので、ちょっとお話しさせていただきます。

このときの高額医療費というのが11名おまして、11名の医療費の保険負担というんですか、これが1,200万円余りということです。1人当たり110万円弱です。多い方は220万円ぐらい、低い方で70万円弱と、こういう高額医療費と。その中で、対象者、がんかなと思ったんですが、意外に脳梗塞の方が4名、それから狭心症の方が3名、その他が4名で、その他の中にはがんの方が1人おりましたけれども、そういうことで、先ほどがんに関するワンコインでということでお話しされましたが、がんだけじゃなくて、やはり心疾患とか、そういうことも含めた総合的なこういう対策もこれから必要ではないかと思うんですが、その辺、村長いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ちょっとここに資料がないので、はっきりしたあれは答えできませんけれども、がん検診初め、今まで山口議員が言われましたいろいろな健診についてもワンコインということで進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、その健診内容については、ちょっと係のほうからお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 各種がん検診において、榛東村は県下で上中下と区分しますと、上位に位置しております。いずれにしても、より工夫を加えて、先ほども言ったとおり、1日でできるような形にしてきて、受診率を高めたいと。

また、その中においては、土曜、日曜も健診はする、早朝よりもまた実施するというところでございます。

また、細かい理由については、重複多受診家庭訪問指導でございます。これは平成22年度については8人を実施したところでございます。

また、糖尿病等の対策として、平成24年度においては新たにクレアチニン検査等を行う予定でございます。

また、これは県下一斉でございますけれども、ジェネリック医薬品差額通知を年2回以上出す予定でおります。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひいま一步踏み込んだこういう対応をお願いして、次の質問に移ります。

村長の公約の一つに産業があります。豊かな暮らしを求めてとして、5項目を掲げられました。また、既存の村施設と民間施設を連携して、農工商の活性化をつくり出しますと公言されました。

どのような構想をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

まず、冷え込んでいる村経済の活性化、少しでも経済を上昇に転じるようないろいろな角度から行政として支援をしていきたいというふうに考えております。

今、村の農業形態の中で必要と求められている施策は何かを、さまざまな角度から調査研究を行い、その上で大きな決断をし、農業活性化施策を施してまいりたい、こんなふうに考えております。

その一つとして、高渋バイパスが6月より一部暫定供用になります。もちろんアクセス道路の建設もその一つであり、活性化対策であります。

また、道の駅建設構想もその一つととらえております。

道の駅の基本的な要綱は、道路利用者や快適な休憩を提供するとともに、24時間利用可能な一定の駐車スペース、トイレ、情報提供機能を備えた施設とされ、道の駅に登録されれば、道路案内標識の設置や主要道路地図への明記など、多様な方法に普及効果も期待すると同時に、榛東村地域のPRが可能となり得る施設ととらえております。

また、施設連携機能を持たせることが可能で、文化教養施設、観光レクリエーション施設、休憩施設などの地域振興施設を併設することも可能であります。地域の創意工夫により、特色あるさまざまな整備ができると感じております。

また、設置ができますと、群馬県と防災協定を結ぶことになっておりまして、これまた有事が起こった際には、この道の駅も防災施設として有効活用できる施設になります。特に、バイパス道路やアクセス道路を利用した物資の搬入や仮設住宅の設置にも利用できると思っております。

登録条件である24時間の駐車場やトイレなどを整備しただけでは、魅力ある道の駅になる得ることはありません。そこで、私としては登録に必要な施設以外での農産物直売所の設置を考えております。その直売所を地域振興施策の核として位置づけ、近隣の前橋市、高崎市などの主要都市や沿線地域など、また将来的には関越吉岡のスマートインターチェンジやアクセス道路等の連携も図れると思っております。

今、榛東村で一番欠けている地域経済網が整備できると思っております。そして、その交通の利便性を活用し、道の駅としての魅力を十二分に発揮し、さらに地域内や地域間の連携交流を促進する場

となることで、村内はもとより、村外からの集客が図れるものと考えております。

施設の内容及び規模につきましては、これから検討委員会や有識者会議等を立ち上げ、検討していただく考えてございます。他町村の例もございますが、できれば本村のオリジナルを発揮した道の駅として進めてまいりたいと、こんなふうと考えております。

もう一点は、地域間交流を進めながら経済効果を生み出す事業推進であります。

議長の仲立ちで昨年むらづくり産業祭での大洗町との経済交流は大盛況であり、大洗町長よりお礼の言葉もいただきました。村の特産物のブランド品等の販売網の基地として、友好都市を結び、長い将来に向けた施策の構築を進めていきたいというふうに思います。

また、農業委員会で交流していただいております東京の葛飾区との連携も念頭に置き、販売網の拡大を図り、経済の活性化につなげていきたいと、こんなふうと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひそういう今村長おっしゃったようなことが前向きに進んでほしいと思います。

そこで、村の基幹産業である農業の活性化について伺います。

農業者が農業継続できる環境整備等、食料自給率の向上を図ることが重要と考えます。

そこで、平成23年度予算に計上した農業経営基盤強化促進事業のうち、経営体育成交付金とはどんな性格のものなのか、お話しください。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 経営体育成交付金の関係でございます。

国で平成22年度から創設されました新たな事業でございます。この事業については多様な農業環境の中で、専門的にやる農家を支援するという内容でございます。

まず、1点目は新規就農者対策ということで、新規就農される方について、農業施設、農業機械、こういうものを新たに設置する場合について、その2分の1を補助するという内容でございます。ただし、限度額がございまして、限度額は400万円ということでございます。

本村につきましては、平成23年度で1名の方がイチゴを専門的にやるということで、この事業の対象になっております。

もう一点は、認定農業者対策ということで、認定農業者の方が新たに施設を設置する場合、また大型の農業機械を設置する場合につきまして、その事業費の30%を補助するという内容でございます。残りについては、農業者みずから融資を活用するということの事業でございます。

これにつきましては、1名の方が申請したわけでございますが、この事業はポイント制ということ

になっていまして、平成22年度までは3ポイント以上あれば該当になるということだったんですけども、平成23年度につきましては東日本大震災の関係がございまして、予算の関係がそちらのほうにかなり流れたということで、国では7ポイント以上ないと、この事業は対象にならないということで、不採択になっております。

そんなことで、これらの事業については平成24年度も継続される予定でございますので、この事業を活用していきたいということで考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 平成23年度予算では1,300万円が計上されたわけですが、この1,300万円の使い道と、まだ始まったばかりなんでしょうけれども、この成果、効果、どんな期待をしているのか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） この事業については、当初一般会計を通すということでありました。村では、新規就農者1名、それから認定農業者の方2名ということで予算化をしたわけですが、国の要綱が改正になりまして、この事業が一般会計を通さず、村の担い手協議会を通して交付するということになりました。

この後、補正予算もありますけれども、そういう関係で減額する予定でございます。

ただし、1名、先ほど申し上げたとおり採択になっているということでございますので、その関係については、国から直接担い手協議会を通じまして、新規就農者の方に交付される予定でございます。

あと、村としては、それに上乗せ補助ということで、限度額100万円ということで予算化しております。それについても、国の予算とあわせて交付するというように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 平成24年度以降もこの事業というのは継続して進めていくというふうな考えでよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 国の制度自体では3年間ということでこの事業が立ち上がっていると思います。ですから、平成22年度から始まりまして、平成24年度で終了するというように、うちのほうはとらえております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 平成24年度は平成23年度に比べて、どの程度の規模で交付金をやるお考えですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 先ほど申し上げたとおり、この事業が公共事業から非公共事業ということで、一般会計を通さないということでございますが、村としては平成23年度と同内容で考えております。ですから、新規就農者1名分、それと認定農業者の分2名分ということで予算計上はしてあると思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村長が活性化を進めるということで、こういうようにお話ししているんですが、こういう今の状況で農業の活性化というのが進むと思いますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど山口議員も冒頭でおっしゃいましたように、政策等についてはいろいろな面から調査研究をしなければならないですということをお話しされました。全くそのとおりだと私も認識しております。

そんなために、1年目、2年目ですぐに薬を飲んだように成果が出るかという、これは疑問でございます。ただ、そんなことを言うことよりは、前向きにいろいろな面で調査研究をし、そして立ち上げるという道順をやはり踏まなければというふうに思います。

ご案内のように、暮れの予算特別委員会に構想としていろいろお示しした中で、議員からもいろいろご指摘をいただいたところでございます。そのご指摘を真摯に受けとめながら、平成24年度の予算に反映すべく、今回提出させていただいているというところでございます。

ですから、私としては余り無理をしない中で、限られた予算の中で対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひこの村の基幹産業をやるということですので、前向きに進めていただきたいと、そのように考えます。

次に、商工業の活性化、このことについて伺います。

取り組みについて、どういうお考えをお持ちか、聞かせてください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 商工業の関係につきましては、毎年商工振興費補助金ということで700万円を補助しております。

村内には商工業の団体ということで、305名の企業がございます。商工会を通じてこの補助金を活用していただきまして、商工業の活性化につなげていただければということで考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、補助金というお話が出ました。平成23年度は730万円余り、平成21年度が760万円、平成22年度が710万円と、大体700万円前後、700万円台というんですか、補助金が出ているんですが、この補助金で、先ほども農業のことで申し上げたんですが、活性化が本当に進むのかどうか非常に疑問なんです、村長、その辺は今後どういうふうな形で、2年後、3年後にいろいろな構想を練ってやられるのか、もしお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 予算をいっぱいつけたから、それが進むか、それから予算をつけないから、それが進まないという問題でなしに、中身の濃い事業形態を構築していきたいと、こんなふうに思っております。

そして、平成24年度には予算はふやしませんでしたけれども、今、商工会で取り組んでおります地域の弱者と申しますか、そういう人たちに便利を図るために、便利電話帳という事業を施しております。そんな中で、昨日もお話し合いをさせていただいた中で、村民全体を対象とした便利帳にしてくれないかということで、福祉協議会、それから商工会、それと私どもと話を持ちまして、平成24年度はそんな事業で村の活性をすると。

その中身としては、飲食、それから大工さん、いろいろな職業の人とともに手を組んで、村内の地産地消ではないんですけれども、その中で対応ができるような、しかも配達もするし、それからいろいろな相談も受ける、それから安否も確認できる、そういったさまざまな事業の中でその便利帳を活用していきたい、こんな事業も今話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 住んでみたい、住んでよかったと言われるようなむらづくりに、先ほどからお話ししました農業、工業、商業も含めた活性化にぜひ取り組んでいただきたいと思います、そのようをお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で、山口宗一君の質問を終了いたします。

ここで昼食休憩をとります。午後1時より再開いたします。

午前11時46分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順序3番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君登壇〕

○6番（柳田キミ子君） ご苦労さまです。6番柳田キミ子です。

非正規労働者と無職者が多数を占める国民健康保険は重い保険料、一部負担金、そして滞納者へのペナルティなどにより、住民の生存権を奪っています。1958年、旧国保法が廃止され、新しい国民健康保険制度が成立しました。社会保障及び国民健康保険の向上を目的に掲げ、他の医療保険に加入しない全住民に医療を給付する制度が誕生したのです。さらに修正が重ねられ、制度の運営責任が国にあること、国庫負担についても明記されました。1961年には、さきの新しい国保のスタートにより、国民皆保険が実現しました。1966年には、国庫負担額は医療費の45%となりました。そのほかプラス各種の国庫補助金を合わせると、国保の総収入の5割から6割が国庫支出金になっていました。

ところが、1984年には国保法が改定され、それまで医療費の45%であった国からの支出金が給付費の50%ということになり、給付費は個人負担が3割でしたので、国の負担は70%ということになり、70%掛ける50ということ、38.5%に削減されてしまいました。国保の保険料が高く、滞納額がふえ、国保財政を圧迫している大きな原因がここ、国からの支出金が少なくなったところにあります。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、先ほども述べましたように1980年度には57.5%が2009年度には約半分の24.7%まで削減されております。このような国民健康保険制度の現状を踏まえて、本村としての取り組みについて、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） まず、すべての人に国保証をとということに関してでありますけれども、国民の生存権を保障している憲法25条、皆さん御存じかと思いますが、健康で文化的な生活を営む権利を有するというものでございます。この国民健康保険制度が憲法に保障されている社会保障としての制度であるならば、どのような人にもだれにでも国民健康保険証を交付してほしい。今、榛東村の中で国保証が交付されないで資格者証を交付されている方が40名以上いると思います。毎年10月1日、保険証の一斉交付時点での数字でありますけれども、この保険証の交付ではなくて、資格者証の交付

を受けた方は、病院にかかるときは窓口で10割、かかった医療費全額の負担を窓口でしなくてはなりません。保険料を納めることができない人がかかった医療費の全額を窓口で払えるはずがなく、そうなりますと、受診を控えることになるのが今までの状態でした。

この問題に対して、村として真剣に向き合い、どうすれば全員に保険証を交付することができるか、その点での村としての努力をぜひしていただきたいと思っております。この点に関しまして、まず村長に国保の問題に取り組む姿勢としてどのように考えていらっしゃるか考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

まず最初に、健康保険というのは何ぞやというところからちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

健康保険とは、日本の公的医療保険制度であって、社会保障のうち社会保険、医療保険ですね、に分類され、健康保険に加入する被保険者が医療の必要な状態になったときに医療費を保険者が一部負担する制度というものであります。厚労省の広域化等支援方針では、市町村国保は被用者保険に加入する等を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、市町村国保は国民皆保険の最後のとりでとも言えるものであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 村長のお答えで公的医療制度、国民皆保険としての最後のとりでというふうなお考えをお聞きいたしました。

そのような村長のお立場から見て現在の榛東村で40名以上の方が保険証を交付されないでいるという現状についてはどのようにしようとお考えになっていらっしゃるかを伺いたいと思うんですけれども、例えば国保の保険税が決まるのは前年度の所得に課税する形で決まりますよね。前年度のときにはあった収入とか所得というものがことしになっては国保税を払うにも、現時点では去年あったような収入の状況ではない、払えない状況であるというふうな形が考えられると思います。その国保税を1年以上滞納して正規の保険証をいただけないで資格者証の方について、どういう状態で皆さんがいるのか、その実態を村としてはつかむことができないかというふうなことについて前回で質問をいたしましたけれども、そのときには、たしか村長のお答えも、そこはできないというふうにおっしゃったと思うんですけれども。私としては連絡がとれれば、1円も払えない場合でも保険証を交付するという立場に立っていただけないかということと、保険税を納めていない、滞納している資格者証の方と直接面談をした後でなければ資格証明書は発行しないふうにするとか、あとは減免制度も、本当

に充実させるといいますか、拡充させて、払えないというふうな方がないような形にしていくとか、国へ要請をしていただいて窓口負担、今病院の窓口で負担をしますけれども、その負担金の軽減とか、国庫の支出金をもとに戻して住民負担のほうに、軽減のほうに使っていただくとか。考えられる保険証を交付できる条件をせひないかというふうな形で取り組んでいただけないかというふうな気持ちで、今幾つかのこういう場合があるのではないかというふうなことについて申し上げましたけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時12分休憩

午後1時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

柳田委員が話されることは、本当にだれしものが望むような施策ではないかというふうに思っています。ただ、税の公平性とか、それからいろいろな決まりとか、そういうものについては、やはり一定なものを基準にしていかなければならないと。そうでなかったら行政もそうだし、それから国もそうですけれども、運営できないんじゃないかなというふうな考えがございます。

それで、先ほど議員から話されました去年はよかったんだけど、ことし経済的に本当に行き詰ってしまったんで払えない人がいるけれども、そういうのはどうだということでございますけれども、基準としては、何の税もそうですけれども、前年度を基本に課税措置をとっているということでございます。その中で万が一今年度、基準は去年度をされていたけれども、今年度本当に災害とかいろいろな関係で払えないと。そういうときには、これは制度として減免措置もございますので、そういうところをよく考えながら利用していただければなというふうに思います。

それで、柳田議員が言われます資格証明書の件でございますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、税の公平性からいけば、そういった形で受けていただくというのが今の制度上のならわしでございますので、そこいらはご理解していただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 前年度と同じような申告を、国保税の課税基準であった前年度のような収入がなく国保税が払えないというときには、本当に窓口に来て相談をして減免をしていただくというふうな手をそういう人たちがしてくださるように、何とか本当に村でもよくいっておりますけれども、とにかく資格者証を発行するのは、とにかく納税相談に来ていただく、それが目的だというふ

うなことをよく課長たちもお話をされております。ただ、それはそれで本当にそういうことなので、そういう趣旨を資格証明書の方が本当に理解して来ていただいて、分納誓約をしたりして保険証を手に行き渡すようにしなければいけませんけれども、そこがなっていないというところに行き渡すとしてそれ以上、例えば持病を持っている方であれば、受診抑制をすることによって症状が悪化して大変な事態になるというふうなことが、そういう人がいるのかいないのかとか、そういうこともわからないというふうな現状なのかどうか。その点についてわかれば、課長も含めて少し状況を聞かせていただきたいとは思いますが。

実態調査というのはもちろん今まで一度もやってきたことがないわけなんではないでしょうか。その辺と、それから資格証明書で窓口で納税相談に来てほしいという呼びかけに対してもこたえていない人の実態については、わかっている範囲内で結構ですので、課長のほうからでもお話しいただければと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 事務的なことでございますので、私のほうから答えさせていただきます。

まず、資格者証を出す場合については、副村長を会長とする資格者証検討委員会が税務課と健康・保険課で組織してございます。その中で多少この、何ていうんですかね、多年度にわたるとか分納誓約も出してないという方については、また改めて通知を出すものでございます。改めて通知を出してもなおかつ、例えば今の、ですから電話でも何でもまず一たんは、この日に行けないよとかと何とか連絡はあっていいものだというふうに認識しております。それすらもない方について、やむを得ず資格者証を出しているというような現状でございます。特にその方について個別に実態調査はしてございません。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 私が対応の仕方を見ている範囲内では、ずっとそういうふうな形で、それ以上は踏み込めないというふうなことなのかもしれませんけれども、なので、いつになっても資格者証の方がゼロにならないという状況が続いております。資格者証の人が一番困るわけだと思うんですけれども、それでも自分のほうからは、こうしてほしい、村のほうに救いを求めて来ないというのがもう一つの村の現状なのかなというふうに思います。

私たちは、そういう社会保障として国民健康保険制度をだれでも本当に必要なときには必要な医療が受けられてというふうな形にできるように社会保障推進協議会という運動団体で毎年介護保険、それから国民健康保険について、いろいろな中身を前もって村にアンケートのお願いをして、そのアン

ケートを出していただいて、それに基づいて今度は村に来て面談をさせていただいて、口頭で村の状況をまた細かく教えていただいて、あと交流、意見交換をしたりしているんですけども、そういうふうな村に対する働きかけは毎年行っておりますけれども、なかなかそれ以上、この社会保障推進協議会としても今のこういう状態というふうなことで進まないんですけども、住民の運動というふうなことでの高まりなども、できればまた少し榛東村の社会保障としての国保の運用制度がもうちょっと本当に変わるようになるかなというふうなことは思っておりますので、私自身もそんな形で頑張っていきたいというふうに思ひまして、ここのだれにも、すべての人に国保証をとというふうなことのテーマは終わりにさせていただきます。

次に、住民にとって最大の関心事であります国保税の値上げとかについて審議をする国保運営協議会というのがありますけれども、その国保運営協議会について、私は徹底して住民に公開をしていただきたいというふうに思っております。今回この質問を取り上げたわけなんですけれども、まず、その中で国保運営協議会を徹底的に公開していくというふうなことのために、一つはまず国保運営協議会の中の委員さんを広く住民から公募するという、それから運営協議会を住民に公開していただいて、その会議に傍聴もできて、そしてその傍聴者にも資料を配布していただくとか、あとその議事録などもホームページなどで公開できれば公開していただきたいと要望をしたいと思います。この件に関して、まず現在の国保運営協議会の状況がどのようになっているのかを課長のほうから話をいただければと思います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） お答えいたします。

国民健康保険法施行令第3条第1項では、国民健康保険運営協議会は被保険者を代表とする委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各位同数をもって組織するとあります。榛東村では、被保険者代表2名、保険医代表2名、公益代表2名ということでございます。この辺については吉岡町と同様でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 被保険者代表が2人、それから公益代表2人、保険医2人ということで、6人でございますね。わかりました。

ここの6人の委員会の任期とか、それから人選については、広く私は公募していただきたいと思っております。現在はこの被保険者2人、保険医というのはお医者さんですので限られておりますから、それはわかるんですけども、あと公益代表というのも関係ある福祉生活常任委員会の委員長、副委員長というふうなことでわかります。その残りの2人の被保険者代表という方たちはど

のような形で選出されるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 保険医2名と公益代表2名の方がおりまして、榛東村ではその人の字がどの辺から出ているかということで、4つの字がございませけれども、満遍なく出すような形で被保険者代表2名を選出しているところでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 国保運営協議会の委員の選出については、4つある榛東村の字の中からお医者さんも含めて、それから議員さんも含めて、全部バランスよく村の中から選んでいるというふうなことでございましたので、それは大変、それは公平でよかったというふうに思っております。

それでは、村長にお伺いいたしますけれども、会議を公開するというふうなことと、公開ができるとすれば傍聴者もというふうなことにしていただければというふうに要望したいんですけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

今までどういう問題点があったかということをお調べしました。しかしながら、今までに構成員でやられた中での国保の会議では、ふぐあいがなかったという結果が出ております。それと同時に非常に最近個人情報等も入れながら精査しているということをお聞きしています中で、やはり今の制度でよろしいんじゃないかというふうに私は認識しております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） その運営協議会の中で、例えば村長から国保税を値上げをしたいというふうなことで諮問をされて、運営協議会としてはそれをいろんな立場から、いろんな資料も含めて審議をして村長に結果を答申をするというふうな形になるかと思っておりますけれども、そういうことというのは、本当に住民にとっては関心の強いところです。滞納が本当に多いということについては、国保税が重い、高い、高過ぎるというふうに私は思いますけれども、そういうふうなことについては本当にどういうふうな経過があって値上げになったのかなというふうなことについては、その話し合いの委員会の協議を、やっぱり傍聴したいというのが本当に関心が強いところなんですけれども、その国保運営協議会のもち方については、特に要綱で公開するとかしないとか、そういうふうなことも特に定められてはいないかとは思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 要綱では、規則では定められておりません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうですね。このような国保運営協議会について、傍聴したいとかというふうな、そういうふうな声も今まではなかったのかとは思いますが、私のこの一般質問で取り上げた今回を機会に検討をしていただければいいかなというふうに望むところであります。

その国保運営協議会のことにつきましては、そのようなことでぜひ検討していただきたいというふうなことで次に移らせていただきます。

国保税の値上げを抑えるために、一般会計から法定外の繰り入れを行うというふうなことを重ねて今回またただしたいと思っているんですけども、一般会計からの繰り入れをする、なぜしないかというふうなことにしましては、前の質問のときにも村長のほうから答えていただきましたし、もうずっと前から、そういうふうに私のほうが要求をしていたんで、そこについては一般会計には国保だけじゃなくて社会保険の人たちも加入しているので不公平というか、そういうふうなことなどもおっしゃっておられましたけれども、例えば他の市町村の様子とかというのは一般会計からの法定外の繰り入れの状況について、参考にとかというふうなことでの考えというか、参考にしようとかというふうなことをお考えになったことはありましたでしょうか。村長は今回初めてですので、あれですけども、課長のほうとかはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 課長に話をということなんですけれども、ありきたりな回答しかできないわけでございます。特別会計でございますので、歳入をもって歳出を充てるということでございますので、一般的には赤字繰り入れは行わないのがいいのかなというところでございますけれども。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 法的にうたわわれているところもございまして、ちょっと読み上げさせていただきます。

国民健康保険法第10条で、国民健康保険事業は保険税と国保負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を主として特定の支出に充てられるものであります。このため市町村の事務事業において独立した事業であり、その運営を一般会計と区別して行うため、特別会計を設置することが義務づけられております。この独立した事業であるがための特別会計の趣旨からして、特別の事情がない限り、法定外繰入金のうちその他の繰入金、いわゆる赤字繰り入れは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） わかりました。

やはりちょっとまだ私としても前向きな回答をしていただくまでにいろんな資料とかも出すことができていないというふうなことで、今も村長がおっしゃいましたような理由で、榛東村は一貫して赤字を解消するための赤字繰り入れを一般会計からしないというふうなお答えでございました。

それでは、次にまいります。

ひとり暮らしの高齢者への配食サービスの充実というふうなことを取り上げまして、この事業は本当に有効な事業かなと思っております。現状を課長のほうから少し聞かせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） それでは、ご説明申し上げます。

本村のひとり暮らし高齢者等への配食サービスにつきましては、要綱を設置しまして、平成18年度から実施しております。内容につきましては、社会福祉協議会で行っております在宅高齢者等配食サービス事業に対しまして補助を行っているものでございます。

現行の高齢者等配食サービスの対象者につきましては、住民税非課税世帯で70歳以上のひとり暮らしの方、70歳以上のみの世帯、身体障害者1級または2級でひとり暮らしの世帯に該当する方で、週1回の配食サービスを実施しています。自己負担ですけれども、1食900円のお弁当で260円の負担をいただき、残りの2分の1を村から社会福祉協議会に補助を行っているものでございます。

自己負担額の徴収方法ですが、一月分をまとめて翌月に委託業者へ直接支払っていただいております。対象者は1月末現在14人となっております。ひとり暮らし高齢者に占める割合ですが、平成23年6月1日の70歳以上のひとり暮らし高齢者数は186人で7.5%となります。

お弁当の宅配につきましては、業者委託を行っております。申請者の自宅にあらかじめ伺い、訪問調査を実施しております。調査の内容は、健康状態やアレルギー食品などの聞き取り調査で、例えば糖尿病などの病気などに対応したお弁当を個々の健康状態に合わせて手づくりで行っております。また、安否確認ですが、お弁当の配達はず本人に手渡しで行い、本人の安否が確認できない場合につきましては、社会福祉協議会に連絡することとなっております。連絡があった場合につきましては、社会福祉協議会で安否の確認を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 安否確認も兼ねておられるというふうなことで、食事についても糖尿病の方とか、その症状に合わせてのきちっと対処しているというふうなことで、すばらしい事業だなというふうに思っております。ただ、週1回というふうなところを、こんないい事業ですので、週1回ではなくてももう少し回数をふやすことができないかどうか、これについては村長でしょうか、課長でしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

議員さんの言われることはサービスの充実をもう少し考えたらどうだということだろうというふうに認識しております。私としても近隣市町村の実態調査や利用者の声、それから事業実態の必要性などを調査研究し、そして充実したサービス提供につなげていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、余談というか、先ほど山口議員にもお話ししたんですけれども、この給食サービスだけではなく、やはり村全体の人たちにそういった施策をしたいということで、ちょっとここにメモってきたんで読ませていただきます。

榛東商工会、社会福祉協議会で立ち上げました、食料品業者13社、生活用品業者8社、生活支援業者13社、営繕業者15社、医療機関9病院の協力のもと、「お気軽に電話してください」と題して、各店舗や事業者へ電話注文等をしていただければ、注文を受けた事業者より配達をしていただく施策をこれから立ち上げます。そんな中で安否確認もできるんじゃないかということで期待しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ぜひそのような取り組み、期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

じゃ次にまいります。

村としてボランティアセンターを立ち上げてほしいというふうなことについてお伺いいたします。

村には、社会福祉協議会でボランティアの組織がありますけれども、そのほかに社会福祉協議会のほうには登録をもちろんしていないで、たくさんボランティアグループがあると思うんです。読み聞かせから大工さんの仕事をする人だとか、あとは福祉の関係でも送迎のボランティアだとか、あと花を植えるとか、芸能のボランティアなど、本当に私なんかもわからないほどたくさんボランティアグループがあると思うんですけれども、ただ横のつながりがほとんどないのが現状だというふうなことで、そこのまとめ役といいますか、連絡センターみたいなものでボランティアセンターという組織がぜひ必要ではないかというふうなことの要望とかも聞きました。

何か困ったことがあったときにボランティアセンターに連絡をすることによって解決できるというふうな形が生まれると思うんですけれども、現状のボランティアは社会福祉協議会なのだと思うんですが、その辺のところ、所管の課で現状というのがわかれば少しお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 本村において活動中の特定非営利団体のNPO法人は8団体、特定社団法人が1団体、NPO法人の認証を受けていないボランティア団体が19団体あり、計28団体を把握しています。NPO法人等では保健、医療、福祉分野を重点に活動している7団体のほか、人権擁護、地域安全などの分野、知的障害者の支援などの分野を重点として活動している団体もあります。

また、19あるボランティア団体は、榛東村ボランティア連絡協議会を初めとして取り組んでいる分野はそれぞれ福祉関係、健康増進、子供の健全育成、自然環境の保全や改善、障害者等の支援、地域活性化、介護予防の普及など多岐にわたってございまして、それぞれ地域交流を図りながら取り組んでいる団体が多く見受けられます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今課長のお話によりますと、ボランティア協議会というボランティアセンターのようなものが既にあるということでしょうか。交流も行われているというふうなお話でしたけれども、その辺、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 統括しているボランティアセンター等はありません。あくまでも住民生活課では把握しているだけです。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ぜひボランティアセンターを立ち上げてほしいということについて一言お返事いただければと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 現在うちのほうで、担当課のほうでちょっと計画がございまして、その内容について説明させていただきます。

現在、村と社会福祉協議会では、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を策定中でございまして、

この計画の中には高齢者や身体障害者の方々に対して近隣住民や社会福祉協議会及び村がどのようにかかわり、どのようなボランティア活動のための施策が必要か盛り込むこととなっております。今後、地域座談会を開催する予定となっております、できるだけ多くの意見をお聞きして計画に反映させていきたいと考えております。

また、計画に先立ち、村民アンケートを実施しております。その中でボランティア活動についてお聞きいたしましたが、多くの村民の方が今後ボランティア活動に参加の意向が高くなっております。どのようなボランティアに参加したいかの問いに対しまして、「地域の行事のお手伝い」が30.8%、「高齢者に関する活動」が26.4%、「環境美化に関する活動」が23.9%となっております。現在、地域におけるさまざまな生活改善に対して、住民一人一人の自助、住民同士の共助、公的な制度における公助の連携により解決していくことが必要だと言われております。今後、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画に助け合いや支え合いのための地域公益活動であるボランティア活動について、地域の人たちがその必要性について意識を高め、だれもが積極的に参加できる支援体制を整え、さらにはボランティア活動の担い手となり、地域住民のだれもが活動に参加できるよう計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

ぜひ成果が出るよう期待しております。

時間がありませんけれども、次に進めさせていただきます。

ふるさと公園の児童公園にあるヘリコプターについてなんですけれども、管理とかについてはどういうふうになっていて、どういう経過であそこに、軍用のヘリコプターなんですけれども、置かれているのか。子供たちの遊ぶところに軍用というのがちょっとなじまないのではないかというふうな感想がありますので、そこについてお答えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） このヘリコプターでございますが、昭和47年に富士重工宇都宮製作所で製造されまして、以来、陸上自衛隊で航空飛行訓練等で使用されました。特に災害派遣には十数回出場するなど、平成4年まで活躍した名機でございます。平成5年に当時の防衛庁より航空機材及び航空思想の普及のためにふるさと公園に貸与されたものでございます。村では、航空機を身近に見て、触れて、乗車体験をいただき、大空への夢をはぐくむことで現在も貸与していただいております。

なお、維持管理費につきましては、平成5年から支出はございません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 維持管理がやはり大事だと思うんです。子供たちが近くの遊具で遊んでいるところですので、平成5年から維持管理を全然支出していないというふうなことです。ぜひ早急に飛行機の状態が大丈夫なのかとか、子供たち遊ぶ近くにあるものに危険がないかどうか、ぜひ点検をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 点検ということでございますが、毎年村で貸与の更新をしております。その中で遊具の点検とあわせて村職員でこの機材が破損がないか、そういうものについても点検をしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 以上で柳田キミ子さんの質問を終了いたします。

以上で通告のあった3議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分過ぎ。

午後1時50分休憩

午後2時5分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情一覧表に基づいて、順次付託を行います。

なお、請願・陳情要旨については省略させていただきますので、後ほどご一読ください。

陳情、受理番号1番、第16区長松原大さん、同区長代理小川清さんからの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号2番、第16区長松原大さん、同区長代理小川清さんからの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号3番、榛東村立榛東中学校、校長竹内利文さん、同中学校PTA会長松本英俊さんからの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号4番、第8区長諸田康彦さん、同区長代理深津和市さん、榛東村立榛東中学校、校長竹内利文さん、同中学校PTA会長松本英俊さんからの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号5番、アジアと日本の平和と安全を守る群馬県フォーラム新井英志さんからの陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 平成24年度榛東村一般会計予算の審査について

○議長（高橋 正君） 日程第5、平成24年度榛東村一般会計予算の審査についてを議題といたします。

平成24年度榛東村一般会計予算の審査につきましては、予算特別委員会へ付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋 正君） 日程第6、工事請負契約の締結について、議案第4号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

新藤事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

松下総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） それでは、提案理由についてご説明を申し上げます。

本件は、予定価格が5,000万円を超えているため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

工事名、平成23年度国債、榛東村立榛東中学校解体工事、契約金額2,457万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額117万円）、契約の相手方、住所、北群馬郡榛東村大字広馬場2207番地1、商号等、ぐん. せい建商株式会社、代表者、代表取締役村上将規というものでございます。

なお、工事の詳細につきましては、教育委員会事務局長より申し上げます。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 中学校の解体工事につきましてご説明申し上げます。

先日の校舎の引き渡し式が済みまして、3月1日から生徒たちが新しい校舎に入りました。今までの校舎につきまして解体するものでございます。

解体されるものにつきましては、旧校舎の1階から4階、4階についてはペントハウスで3,066平米でございます。それと、校舎の西側にあります給食の配膳室と暖房の機械室、それからその配膳室と校舎をつなぐ給食場の渡り廊下、それと特別教室棟の北側にあります教育相談室、それからその教育相談室から校舎に至る渡り廊下の部分の解体でございます。

校舎の解体のですね、最初に解体を考えておりますのは、春休み中に給食の配膳室を壊したいと。そして、新年度からはその配膳室のあった部分から昼食の新しい校舎の搬入口のほうに、搬入路を確

保したいということで考えております。

また、本体部分の校舎等につきましては、4月中旬以降、順次取り壊して工事を進めてもらいたいというふうに考えております。

また、騒音対策等につきましては、防音シート等を張って音の出ないような形で工事を進めていただきたいというふうに考えております。どうしても周辺の方には若干の迷惑をおかけしてしまうということがあるかと思いますが、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

工期につきましては、契約の日から7月31日を予定をしておりますので、大半は夏休み前に終了するかというふうに見込んでおります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番、小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番、小山です。

大変非常に安い金額で落としてもらって、本当に業者さんには感謝します。

今、空調設備も含むという話なんですが、再利用は可能な機器ですか、給食配膳室の。もしそれが可能であれば、今後アリーナの空調が夏場どうしようもないので、使えるものであればとっておいていただいて、今後検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 先ほど私が空調という言い方をしたんですけれども、今までの校舎は暖房の入った校舎でありまして、集中方式で校舎の西側にある配膳室と一緒にあるところで暖房用の暖かい空気をつくって、それを各教室に、水がちょっと、あれを各教室に送って暖房するというものですから、ちょっと体育館等には活用できないので、再利用についてはできないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしましたので、榛東村議会第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時12分散会

平成24年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成24年3月9日（金曜日）

議事日程 第2号

平成24年3月9日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 3 同意第 2号 榛東村公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 1号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 7 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 6号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 7号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 村道の路線廃止について
- 日程第18 議案第13号 村道の路線認定について
- 日程第19 議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第21 議案第16号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第17号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 23 議案第 18 号 平成 23 年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 23 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 23 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 23 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 23 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 23 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 23 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 30 議案第 35 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 24 年度榛東村一般会計予算について
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 24 年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 24 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 28 号 平成 24 年度榛東村老人保健特別会計予算について
- 日程第 35 議案第 29 号 平成 24 年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第 36 議案第 30 号 平成 24 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第 37 議案第 31 号 平成 24 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 38 議案第 32 号 平成 24 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 39 議案第 33 号 平成 24 年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第 40 議案第 34 号 平成 24 年度榛東村上水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（1名）

8番	阿部一雄君
----	-------

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	松下晴一君	基地・財政課長	早川雅彦君
税務課長	稲村智巳君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	山本比佐志君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	小野関均君	会計課長	立見清彦君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教務局長	萩原正夫君

事務局職員出席者

事務局長	新藤彰	書記	富澤美由紀
------	-----	----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年榛東村議会第1回定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は14名出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに日程に従い会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって議長において指名を行います。

6番柳田キミ子さん、7番金井佐則君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第2、榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、同意第1号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

新藤事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 同意第1号でございます。榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、榛東村固定資産評価審査委員会の委員にお願いしております広馬場の金井公正様が平成24年3月31日をもって任期満了となります。これに当たり、群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1634番地にお住まいの野本誠さん（昭和12年7月23日生まれ、74歳）を榛東村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいと考えております。任期は平成24年4月1日から3年間でございます。

野本さんは、自衛官を平成2年7月23日に定年退職され、退職後は横河電子機器に7年間勤務され、その後、下請仕事を中心とした自営業を営んでおります。平成19年には、地元4区から推されて、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間、4区区長として区行政を初め村の発展にご尽力

いただきました。

温厚実直で区民の信望も厚く村行政への見識も高い方で、公平な立場で固定審査評価審査委員会の委員としてご尽力していただけるものと考え選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第1号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第3 同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第3、榛東村公平委員会委員の選任について、同意第2号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 同意第2号 榛東村公平委員会の委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

現在、榛東村公平委員会の委員をお願いしている山子田の斉藤敏夫さんが平成24年4月29日をもって残任期間が満了となりますので、ここにありますように、群馬県北群馬郡榛東村大字山子田901番地にお住まいの斉藤敏夫さん（昭和23年1月1日生まれ、64歳）を再度選任したいと考えております。任期は平成24年4月30日から4年間でございます。

斉藤さんは、勢多農林高等学校を卒業され養豚業を営まれており、平成11年5月14日から平成20年

5月13日まで農業委員を3期務めていただきました。その後、平成23年7月12日から現在まで公平委員をお願いしております。

人格も温厚実直なお人柄で公平公正な立場に立って職務を遂行していただけるものと考え選任したので、議会の同意をお願いするものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第2号 榛東村公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 正君） 日程第4、人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第1号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 提案理由のご説明を申し上げます。

小山隆弘さんにつきましては、8区在住で、平成12年3月1日から人権擁護委員として活躍していただいております。この6月30日に4期目の任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものでございます。任期は平成24年7月1日から平成27年6月30日までの3年間でございます。

広く社会の実情に通じ温厚実直で地元でも信望を得ている小山さんは、平成23年度において前橋人権擁護委員協議会の副会長を務めるとともに、群馬県人権擁護委員連合会の理事をも務めるなど、中

枢的な役割を担いながら関係組織の円滑な運営に貢献していただいております。

これまで務めた経験と知識をもとに今後も群馬県における人権擁護活動の発展に寄与していただくことが望まれることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞き、法務大臣に対して再任として推薦をするものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 正君） 日程第5、人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 諮問第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員を務めている山子田の栗原恵美さんが平成24年6月30日をもって任期満了となります。その後任として山子田1092番地、7区にお住まいの堀内礼子さん（昭和26年3月28日生まれ、60歳）を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見をいただきたく諮問するものでございます。任期は平成24年7月1日から平成27年6月30日までの3年間でございます。

堀内礼子さんにつきましては、長年にわたり榛東村役場の職員として活躍され、この間、同僚職員

を初め職務を通じて接した人々からの信頼も厚く、榛東村の発展に貢献していただきました。また、介護や福祉等に造詣も深く地元でも人望がある方でございます。

これまでの経験をもとに人権擁護委員として活躍されるものと期待されることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を聞き、法務大臣に対し新任委員の候補者として推薦をするものでございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第6 承認第1号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（高橋 正君） 専決処分の承認について、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） それでは、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めらるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。朗読をさせていただきます。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年1月6日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。

榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであるというものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。同じく朗読をさせていただきます。

平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の専決処分による補正予算（第12号）につきましては、榛名カントリークラブ跡地の造成工事に伴う費用の計上となっているものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますけれども、今回の補正につきましては、歳出における2款総務費、1項総務管理費の目の段階での補正であるとともに、各目における補正額を相殺いたしますとプラス・マイナス・ゼロとなることから、表にあるとおり補正額欄はゼロ表示となりまして、款、項、歳出合計のいずれも補正前の額と計の欄の額は同額でございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。したがって、朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。このページにつきましては事項別明細書の総括表でございます。同様に補正額欄はゼロとなっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額1,500万円。節の内訳でございます。9節の旅費で5万5,000円、11節需用費、印刷製本費で15万円、13節の委託料、その他委託で樹木伐採ということで40万円、15節の工事請負費、跡地造成工事ということで1,389万5,000円、16節の原材料費、その他材料費ということで碎石等を予定しております。そういったことで50万円。合わせて1,500万円の造成に伴う費用を計上させていただきました。次に、下のところで8目の財政調整基金費、補正額1,500万円の減ということで、財調基金の積立額を1,500万円減するという形で歳出予算におきましてはプラス・マイナス・ゼロとなるという内容でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 9番牧口です。

初めに、なぜ専決になったのか。村長は、専決はせずに臨時会を開くのが私のモットーと言っておりまして、過去1年間、かなり忙しい案件でも臨時会を8回とか開いて解決していたものが、今回の歳出項目を見れば臨時会を開くいとまは十分にあったと思います。なぜならば、この伐採という項目は多少忙しかったかもしれませんが、昨年からの問題は出ていた問題でありまして、専決をやらなくても臨時会でやれたんじゃないのかなと、これがまず1つ。

あともう一点は、造成工事において早い造成を完了したいとのことで、佐藤工業さんが県内で一番で工事がやれるのならば無償でもやってやるよというような話を村長にされた。それで、村長が佐藤工業さんでいかなうものでしょうということ結論に達し、業者側からは、雪が降る前に機材等を現場に運び込みたいと、このような話で、それもいいんじゃないですかというようなところまでは進んだんですが、その際、私は村長に、村内の業者には話がついたんですかと伺いましたところ、村内の業者にはもう話がついて結果が出ておりますと、このような話を伺いました。

そこで、村内の業者とか村外というのは別としても、どのような話がついたのか、入札の形はとったのか、もしくはもし随意契約をしたとすればなぜなのか。これは5日の話で、525万円の工事費がかかった。随意契約は130万円までと私は認識していますが、この回答を求めます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

午前9時51分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

今、牧口議員から話されました第1点は、村長は専決を余りやらないで皆さんにお話をかけてそして進んでいくんだということで、私もそんなふうに認識しております。そんな中で今回第1回の専決をされたということで、その専決はどうしてされたのかということでございます。

この件につきましては、皆さんご存じのように、12月20日ごろまではこの事業が頓挫するというような関係で、いろいろの条件が整わないのでお断りするというような時期がございました。それが12月20日ごろだったと思っております。それから急遽一転して、私、自分では思っているんですけども、救世主のように佐藤工業、それから国土地理院の方たちのご協力をいただけると。その中で最小

限度の費用でやっていただけるんだというようなことから皆さんにお話を申し上げたところでございます。

そんな中で、議長とも逐次相談をさせていただいたんですけれども、年末にも入り、それから新年にも入ると。その中の行動等を加味すると、どうしても皆さん方に、1,500万円以内の工事費用を認められた中でやるのには進めていかなければならないという事情が多々ありまして、議長にも相談申し上げたんですけれども、皆さん方も知っていると思うんですけれども、今回専決させていただきますよというようなお話を申し上げた覚えもございます。

もう一点は、村内の業者にどういうお計らいをしたかというお話でございます。

私は、皆さん方にお話をしたのが12月26日だと思っております。そのときに皆さん方から1,500万円の、初めは1,000万円という枠でやられたわけですけれども、その中で一人一人のご意見を聞いた中で、1,500万円までは許容範囲ですよというような了解をいただきました。そんな中ですぐに、名前を上げては失礼ですけれども、村の建設業界の会長さんのところへお邪魔しましてこの一部始終をお話し、そして正月の第1回の入札はいつだったか、正月に何しろ入札がございました。そのときに会長さんのほうから、せっかく村の業者が集まっているのでそこでご説明をしてくださいということで、入札終了後、業者さんにお集まり願いまして、そこで全体の業者さんの中で私も一部始終説明させてもらったという経緯がございます。

それからもう一点は、随意契約をしたという理由でございますけれども、それは係のほうからご説明申し上げます。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 随意契約という中で、牧口議員さんから130万未満が規定ではないかと、そういう趣旨のご質問がございました。

随意契約ができる場合ということで、地方自治法施行令167条の2第1項ですかね。そういったところで地方公共団体が随意契約ができる理由というのが何項目かございます。その一つの項目の中に、市町村の規則で定める金額の範囲内であればいいというものがございます。そのところで工事の請負契約については130万円というものがございます。それが一つの項目で、それ以外にも幾つか随意契約が認められるものがございます。緊急を要するとか、入札をした場合に時間的に時期を逸するとか、その性質が入札にふさわしくないとか、時価に比して著しく安い価格で契約できる見込みがあるとか、そういった幾つかの随意契約をできる項目がございます。今回については、時価に比して著しく低い価格で契約ができると、そういった理由から随意契約を選ばせていただいたというものでございます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 今答えをいただきましたが、諸般の事情もあつたんだと思います。

それで2問目、最初の立ち上がりは、このように仰々しくなくソフトバンクにお願いするのには、造成で平らにただけでソフトバンクのほうが受け入れてくれると、このような話だったんですが、後から後からいろいろな工事が組まれているように感じますが、これ以後どのような工事が行われるのか。5日の話では、トイレをつくる、駐車場なんかもつくる、このような話で、その他もろもろのことが出てきておりますが、予算的には、先ほど村長も申されましたが、1,500万円までならと議会も立ち上がりました。そのことは、今、村長も確認していることと思いますが、以前に村長は、余りこれが高額になるのであれば取りやめるよと、このように言うておりました。そのようになった場合には取りやめるようになるのか、これも質問の一つです。

それから、まだ売電価格等は決まっていないようですが、村の収入はおおむね年間200万から300万円ぐらいだろうと。これも契約は20年ですよと。そうすると、それを丸々うのみにしても20年で4,000万ですか、というようなこともありまして、それにいろいろこれから何年何年でも経費は加算されると思うんです。ここでもう一つは、もし次の工事、例えば護岸とかいろいろな工事があるような場合には地元の業者を考えておるのか、この点を求めます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 幾つか質問されております。漏れたらまた答弁しますので、よろしく願います。

一番初めに、工事について許容範囲というか、その1,500万円、許された中でトイレや駐車場をつくるというけれども、それで間に合うのかどうかというようなことでございます。今現在、皆さん方にお計らいして了解を得ているのは1,500万円ということでございます。その中で、ここにも節の区分でありますように、こういった仕分けの中の金額で進めてまいりたいということでございますので、トイレとか駐車場の整備は今のところ考えておりません。

それからもう一点、金額的に収入が200万から、考えられれば300万という1年の収入だというようなお話でございます。これは、計画をされるときにもそんなお話をさせていただいた経緯がございます。そして、私としては、その売電収入もさることながら、ソフトバンク社が来た時点、そういう事業が来たということに対しての村の相乗効果をこれから考えていかなければというふうに思っております。

それから、これからやるときに地元業者はどうかということでございます。私も初めに申し上げましたように、佐藤工業さんをお願いするときには、何しろ造成をやってもらうんだということで、ほかのものについては村内業者も入れながら検討させてもらいますよというお話は牧口議員も聞いています。今もその考えに変わりはありません。

それから、費用がオーバーになった場合にはやめるのかというご質問でございます。これは本当に

重要なことだというふうに認識しております。私としては、この1,500万円という皆さんにご承認いただいた中で最善の努力をして仕上げていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 3問目ですが、これは阿部議員がもう7年ほど前から再三、一般質問で跡地利用について質問しましたが、その都度、回答する課長はみんな、今調整中であると。そのときに私が認識しているのは、調整中であるけれども業者がもうないのと同じようなものなので、建物等は村で壊すということは可能でありますと、このように回答いただいたと思うんですが、5日の話では、建物やそれに附随したものは勝手にできないと。そのときに我々に言われた言葉は、知らないのは議員が知らなかっただけですと、そのようなことも言われました。ということは、執行は知っていて今まで手をこまねいていたのかなと。そのことについては……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します、牧口議員。

午前10時03分休憩

午前10時05分再開

○議長（高橋 正君） それでは会議を再開いたします。

9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） そこで、5日の話でも、もしそのようなトラブルが起きた場合には日本でも一、二と言われるような立派な弁護士が中に入ってくると、どんな問題も解決してくれるということですが、ここで1,500万を超えるところなんです、超えるかもしれないことですが、もし裁判や相談となった場合にはその立派な弁護士は無償で来てくれるのか。もしくは例えば裁判になったからといって、そこでまた幾らかかるかわかりませんが、そうなった場合にはそれも出費になるんじゃないかというようなことで、1,500万に絡んで最後のほうの質問に入りました。

それから、何でここでそのようなことを申しましたかという、これまた関連になると指摘を受けますので、取りやめますが、このところ、この専決にしる陳情も上がらない道路にいきなり補正を組んだにしる、そういうことが見受けられますので、今後ひとつそのようなこともしっかり考えてやっていただきたいと、このように望みます。回答を求めます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、跡地利用について、調整中とかなんとかというような中で議員には説明が、建物等の撤去は村がすればいつでもできるんですよというお話でございます。私もずっとそういうことで議員時代にはお聞きしておりました。しかし、今回この事業を進めるに当たって

いろいろ法律的、また条例的に精査した中で、この間申し上げましたように、まだそこまでいっていないということが本当にこの間わかったところでございます。そんなために、牧口議員も心配しているように、後々収入を得るところの中で、地権者というか業者のですね、自分の分だというようなお話が出ては困るということでいろいろ精査した中で、これは早急に進めないとこの問題を解決ができないとソフトバンクにお断りをしなくてはだというようなお話も考えの中に私はありました。そんな中で早急にその解決方法として、やはり調べなければということで弁護士さんをお願いし、そして対応したところでございます。

弁護士さんから2日後に私は直接電話をいただいたんですけども、村長、それはまた取り交わしはしますけれども、今回の件については大丈夫ですよというお話をいただきました。そして、ソフトバンクさんからの計画どおり進めてもいいですよというお話をいただきましたので、それは文面でちゃんととりますので、そこは心配ないというふうに私は今思っているところでございます。

それで、その事案につきましては、言葉が適当かどうかはわかりませんが、事業を進める中で想定外の事案だというふうに私は思ったものですから、早急にこれはやらなければという決断をしたところでございます。

以上です。

〔「関連」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 工事請負費1,389万ですけども、造成で525万というような数字を発表されたんですが、残りの864万ほど、これは見ているんですが、どんな工事なんだか1点お聞きをいたします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） まず、プラ・マイというふうな形で、粗造成というふうな形で525万ですか、そういうふうな形で発注をいたしました。そのほかに、今後起こり得るもの、例えば切り土の部分だとか工事の引き込みの道、あるいは周りの草の吹きつけだとか、そういうふうなものがいろいろ出てくると思います。そういうふうな中から、一応これはまだ発注はしておりませんので今後精査しながら、仕上がってからもそういうふうな手直しの部分もあるかなというふうに思っています。したがって、これといったあれで使い道というのははっきりまだ、幾つかはあるんでしょうけれども、まだまだ細かいものが出てくるかなというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 今聞くと、これから切り土のところだとか道路とかという問題らしいんです

けれども、えらく半端な数字が出ているので、しっかりとした工事の概要が出てきているのかなというように気がして質問したんですけれども、これからそういう問題が出たときにはぜひ、こういうふうにしますよと、幾らぐらいかかりますよというようなことはお教えいただきたいと、こんなふうに思います。

答弁は要りません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5 番南さん。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千春君） 5 番南千晴でございます。

先ほどの牧口議員の質問に対しまして執行のほうから、随意契約ということで、時価に比して低価格でできるというところに当てはまるというお話があったんですけれども、この時価というものが具体的に幾らとか、そういったものがわかればその説明を一点お願いしたい。

あと、通常、榛東村で工事を行う場合には、工事費用の前に測量設計の委託料というのが大体出ていると思うんですが、今回はそういったものがないんですが、測量や設計は行ったのか、またそういった設計書、図面等があるのか、もし閲覧したいという場合それを私でも見ることもできるのか、2 点目にお伺いしたいと思います。

また、土地の造成工事の総面積がどのくらいなのか、3 点目に伺わせていただきます。

もう一点、この造成した土地なんですけれども、榛名カントリーの跡地ということで、傾斜が東に向いていないところを造成したのではないかと思うんですが、群馬県は比較的日照時間が長いと言われておりますが、山の中ということ、また今回造成したところが日照時間が少なく、思ったより発電量が上がらないのではないかという懸念がありますが、そういった部分の心配がないのか、4 点お伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員から4 点ほど出たというふうに思っています。それで、私のほうから答えられるものについては私のほうからさせていただきます、その他につきましてはまた係のほうからさせていただきます。

ちょっと順不同でございますけれども、日照時間は企業さんのほうでもう実証済みでございます。それで、私が聞いている範囲内では、標高が高いところ、温度の落差があるところ、それは発電量が物すごく多いというふうにお聞きしております。ですから、新聞報道でもありますように、知事もそんなことを話していたんですけれども、群馬県というところは非常に高温であり、また高さが1,000メートル級であれば発電するところとしては最適であるというお墨つきをもらっております。

それからもう一点、測量の図面ができていのかどうかということでございますけれども、これは本

当に緊急なことをごさいました。それで、佐藤総業さんにその旨をお話ししましたら、その土地について国土地図からいただいたデータに基づいて造成ができるということでしたので、測量もかけませんでした。ただ、国土地図さんから出てきました図面によりますと、約5ヘクタールの土地としてはこのエリアですよというのは、これはちゃんと図面で落としてあります。国土地図さんにも無償でいただきました。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時27分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

早川基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 造成部分のことに關してご説明申し上げます。

初めに、造成に当たって設計を組んでやったのかどうかということについては、設計書を組んでございます。これは直営でやっております。

全体面積については、村長が申し上げたとおり4万9,300平米、ただ、そのうちに整地仕上げという面積が入ってまいります。ただ、今その面積については手元に資料がございませんので、正式なあれについては申し上げられないんですけども、そういった形です。

それと、造成の組み方については、4万9,300平米の中で水平面仕上げをするというふうな仕様になってございます。ということになると、当然切り土、盛り土、そういったものが出てきて最終的な仕上がりになりますけれども、そういった中で移動の土量とかあるいは整地仕上げの面積、そういったことで設計を組んでございます。

それで、設計書的には簡単なものになりますけれども組んであり、そして予算については、工事費がこういった額でございますので、今回の佐藤総業さんに発注したものについては予定価格が525万という形で起工をさせていただいておるという状況でございます。

〔「時価」の声あり〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 続けさせていただきます。

設計価格については、ちょっと手元にないので細かく何千円まで言えないんですけども、6,000万弱という数字が出てございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千春君） 今答弁の中で時価というのが6,000万弱だということで、施工業者のほうが非常に低い価格で協力してくださったということがわかります。先ほど4万9,300という面積を聞いて

たのは、先日の5日の説明の中で6ヘクタールという説明がちらっとあったので、ちょっとそれを確認しておきたかったのと、やはり5ヘクタールまでいくと大規模土地開発の条例にひっかかりますよね。だから、きちんとそれ以内なのかということはこの議会の場ではっきりさせておきたかったということで質問させていただいたんですけれども、改めて本当にこの条例が適用されないのかという点についてお話を聞かせていただきたい。県のほうの大規模土地開発条例を見ますと、土地の区画、形質の変更を伴う事業で、すべての一体の面積が5ヘクタール以上のものにこの大規模開発条例が適用されるということですが、じゃ適用されないという認識で間違いがないのか。

それと、先ほど時価が6,000万弱ということですが、先日、中学校の解体工事があつて、落札価格が5,000万以下で低かったんですけれども、予定価格が5,000万以上だったから議会案件になったと言っていましたけれども、今回は6,000万弱ということで、ただ契約金額が低いということですが、それは議会案件にならないのか、その2点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 議会承認案件にならないかという部分だけお答えしますと、予定価格が5,000万円を超えるものが議会承認案件になります。ですから、予定価格については………でございますので、議会承認案件にはならないものでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 私の先ほどのご説明の中で予定価格の表現をさせていただきましたけれども、本来、予定価格は公表しないということで、先ほどの額についてはなかったということで削除をお願い申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 昨日も行ってまいりました。そういうふうな中で、建物ですか、そういうものはないというふうなことでオーケーのサインをいただきましたので、報告します。

○議長（高橋 正君） 14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番です。

これは確認なんですけれども、15節の工事請負費1,389万5,000円で、このうち面整備に525万使った。この残りで雨水対策、のり面工事、もろもろのものをやるわけなんです、村有林の外部に影響を及ぼさないような工事がこれで行えるのかどうか確認します。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私も懸念しているところでございますけれども、限られた、お認めいただきました1,500万の範囲内で何とか仕上げたいと、こんな強い決意を持っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑はございませんか。

1 番小山君。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 1 番小山です。

今回のメガソーラーの誘致ですが、自然エネルギーで本当にいいことで、村民も非常に期待している事業だと思います。ことしの7月から売電開始ということで、時間的にも余り余裕がないということで、説明会形式の会議が多く議論の場が余りなかったもので、午後予定されているところでは記録を残しての会議でしょうか。もしそうであればそこの質問でもいいんですが。

○議長（高橋 正君） 一応、自分のところにきのう村長のほうから連絡があったのは、懇談会という方向で来ています。だから、議員の皆さんのほうで、じゃ全協でやってくださいと言えば全協でも村のほうは受けてくれるか何だかそれはわからないけれども、一応申し込んでみます。

それでいいですか。

〔発言する声あり〕

○1 番（小山久利君） そういう意味であれば……

○議長（高橋 正君） だから、とりあえずこの場じゃ即答できないんで。

〔「じゃ全協でやってもらうだよ」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それにはだって議運の委員長に相談しなければ。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第7 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第7、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

松下総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 提案理由のご説明を申し上げます。

スポーツ振興法及びスポーツ基本法が全部改正されたことにより所要の改正を行うものでございます。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法が改正された趣旨につきましては、オリンピックにおいてもアマチュアリズム規定が撤廃され、数々の国際競技大会に参加する国、地域、目的が多様化し、スポーツへの期待と位置づけが国際的にも国内的にも急速に変化してきている中で、制定以来50年近くの年月が経過した今、スポーツ振興法が、スポーツに対する国民のニーズへの対応、文化としてのスポーツへの対応はもとより、スポーツを通じた我が国の国際貢献や国際社会への参画等の観点から現状に対応し切れなくなっているという現状の中で、現行のスポーツ振興法を全面改定したというものでございます。2011年6月2日に公布され同年8月24日に施行されたことにより、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

改正案でございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

新旧対照表につきましては、新旧対照表の36ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案となっております。

現行のアンダーライン部分の「体育指導員」が左側改正案の「スポーツ推進委員」に改正となるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりといたします。ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎日程第8 議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
について**

○議長（高橋 正君） 日程第8、榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 提案理由のご説明を申し上げます。

公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正に伴い本条例の改正を行うものでございます。公営住宅法の一部改正の概要ですけれども、同居親族要件の廃止、入居収入基準の条例委任、公営住宅及び共同施設の整備の基準の条例委任が主なものとなっております。

なお、条例の改正部分につきましては、第5条の入居者の資格及び第6条の入居資格の特例の部分が主な改正箇所となっております。

議案書の12ページをお願いいたします。

条例案でございますけれども、これにつきましては新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案となっております。

入居資格の第5条、現行のアンダーライン部分、「として令第6条第1項で定める者」、この部分を削除しております。

それから、2号の「令第6条第4項」の部分が削除となっております。

それから、「令第6条第5項第1号に規定する金額」、これが「21万4,000円」となっております。

それから、一番下のところ、「令第6条第5項第2号に規定する金額」、ここの部分が「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」と改正となります。

それから、ハの部分で、「令第6条第5項第3号に規定する金額」、この部分が「15万8,000円」ということでございます。

それから、2項の1号から8号までの部分が追加となります。

それから、3項が追加となる部分でございます。

それから、入居者資格の特例の第6条、ここの部分のアンダーライン「前条_____各号」、この間に「第1項」が入ります。

それから、2項の「前条_____第2号」、この間に「第1項」が入ります。

それから、その下の「同条_____各号」の間に「第1項」が追加となります。

この中で「令第6条第1項で定める者」というのは、60歳以上の者とか障害者基本法で定める者、それから戦傷病者特別援護法の規定で定める者、それから原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

で認定を受けている者、それから生活保護を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過しない者、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に該当する人たち、それから配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する方たちが対象となります。

それから、「令第6条第4項」というのは、イが障害者基本法で定める障害の人たち、それと戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの等でございます。

それから、「令第6条第5項第1号に規定する金額」というのは、先ほど申し上げましたように21万4,000円で、「令第6条第5項第2号に規定する金額」というのも21万4,000円で、当該災害発生日から3年を経過した後は15万8,000円というものでございます。

それから、「令第6条第5項第3号に規定する金額」とは15万8,000円ということでございます。議案書の13ページをお願いいたします。

附則でございますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。ご審議の上ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第9、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線のデジタル化に伴う住所変更及び設置場所の変更並びに施設名称の改正を行うものがございます。

議案書の15ページをごらんいただきたいと思います。

条例案でございます。改正部分につきましては新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表の右側が現行、左側が改正案となっております。

今回の整備では、固定系のアナログとデジタル併用の親局が1局、遠隔制御装置が2台、これは渋川地区の広域消防本部と役場の宿直室にございますが、を設置し、屋外受信装置が既設11基に26基を増設して37基に、移動系につきましては基地局1局、遠隔制御装置（統制機能付）が1基、遠隔制御装置が2基、車の携帯無線機5台、これについては消防自動車に設置をしております。それから、携帯用の無線機が20台、半固定局が35台ということで整備をしております。

それでは新旧対照表ですけれども、まず、現行の親局が左側の改正案では親局でアナログとデジタル併用ということで、役場の防災無線室に設置をさせていただいております。

それから、屋外受信装置の現行、それから改正案につきましては、この1号から11号までが既設の無線放送設備となっております。この部分につきましては、番号を振り直している関係から住所が改正となる部分でございます。12号から37号まで、ここの部分が新規に増設された屋外の放送無線等でございます。

それから、8ページの現行の屋外受信装置「12号」というのが左側の改正案で「0号」、これは役場の庁舎の上に立てている屋外の受信装置でございます。

それから、移動系につきましては、遠隔制御装置（統制機能付）、この部分が「役場（総務課）」ということでなっておりましたけれども、これが「役場（防災無線室）」に改正をするものでございます。

それから、遠隔制御装置、現行ではここに4台あるんですけれども、改正案で2台ということです。

それから、その下の車携帯無線機、「しんとう1」から「しんとう4」までが各分団の消防自動車に設置をするということでございます。「しんとう5」につきましては、役場の本部班の消防自動車

に設置ということで、これは変更はございません。

それから、携帯無線機、これにつきましては現行で101から105までの5台が整備されているわけですが、これを「しんとう401～420」まで、この部分で20台を設置しております。

それから、半固定局につきましては今回新規で導入をしておりますので、この部分が改正となっております。

条例につきましては例規集の1,458ページからとなっております。

議案書21ページをお願いいたします。

附則でございますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。ご審議の上ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 12番善養寺です。

この間、5日にメガソーラーのあれで野外放送をしたと思うんですけども、私は部屋にいましたが、キンコンカンが鳴っただけであとは全然聞こえません。家にいてどこまで聞こえるのが範囲かちょっとお聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 今まだ工事中なものですから、まだ屋外の子局からは全部、新規の分については流しておりません。現在流れているのは既設の11局の部分だけでございます。来週から今整備されたもの全部で流してみようというふうなことで進めているところでございます。その際はそれをよく聞いて、また聞こえない部分については対処をしていきたいというふうにご考えております。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） では、全部流れれば家にいても聞こえる、それでいいということですかね。

それともう一つ、半固定局ですか、それが上から見ますと1、2、3、4と学校と保育園にあります。幼稚園にないのはどういうわけでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 今聞こえない部分につきましては、これから試験をしてそれに対応でき

るように対処していきたいというふうに考えています。

それと、幼稚園にないということですが、全部で35台ということで許可を国のほうからいただいております。その中で割り振りをして、だから一部入っていない部分もあります。近いところにあったりする部分については今回設置ができないというようなことでございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） じゃ、南幼稚園、北幼稚園は小学校がそばにあるので置かない、そういう理解でよろしいのでしょうか。子供たちがいますよね。その子供たちの生命を守ったりするにはそれが必要じゃないのかと思いますけれども。だって、集会所なんていうところには毎回いないわけですよ、毎日いるところにそれを置かないというのは。私は総務課長に2月の中旬に、ないよと言いましたけれども、ここに来てまだそれが無いということは、そんな理由でそれをつけなくてもいいのか。最後の質問ですが、ひとつ回答をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） つけなくていいかということではなく、つけるのがいいのかと思いますけれども、今回35台しか入らないということで、35台を今の形で割り振らせていただいているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、榛東村税条例の一部を改正する条例について、議案第5号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

稲村税務課長。

〔税務課長 稲村智巳君発言〕

○税務課長（稲村智巳君） それでは、議案第5号 榛東村税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い榛東村税条例の一部を改正するものになります。

23ページをごらんください。

今回の税条例の一部改正につきましては、昨年12月に公布となった3本の法律の制定、改正に伴うものでございます。内容としましては、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することや、東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るための改正等が主な内容となっております。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表で、例規集については2巻631ページからになりますが、説明を申し上げます。

新旧対照表32ページをごらんください。

新旧対照表の左側が改正案、右側が現行で、改正する部分についてアンダーラインが引かれております。

まず、第54条につきましては、見ていただけるかと思うんですけども、固定資産税の納税義務者等に関する規定になりますが、改正内容としましては地方税法施行規則の条ずれに伴う規定の整備になります。「第10条の2の9」が「第10条の2の10」となる、その部分になります。

続きまして、その下の第95条につきましてご説明申し上げます。

こちらについては、地方税法第468条、たばこ税の税率の改正に伴う規定の整備になります。ことし4月1日に施行される法人実効税率の引き下げにより法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により法人事業税は増収となり、都道府県に増収、市町村に減収が生じるため、道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することで都道府県と市町村の増減収の調整を行うものです。製造たばこでいえば、新旧対照表にあるとおり、1,000本につき市町村たばこ税が4,618円から5,262円へと644円引き上げになるのに対し、道府県たばこ税が逆に644円引き下げになるものでございます。

続きまして、附則第9条につきましては、地方税法附則第7条、分離課税に係る所得割の額の特例等の改正に伴う規定の整備になります。こちらにつきましては、昭和42年1月からの現年課税化の際、現年課税化による1年早い徴収により運用益が失われること等の理由により当分の間の措置として導

入されておりましたが、最近の金利情勢等を踏まえ特例を廃止するものになります。

続きまして、新旧対照表33ページをごらんください。

附則第16条の2第1項につきましては、地方税法附則第30条の2の改正に伴う規定の整備になります。3級品の製造たばこについては、先ほど説明しました第95条と同様の趣旨により税率を引き上げるものでございます。

続きまして、その下の附則第22条につきましては、地方税法附則第42条の改正に伴う規定の整備になります。災害により住宅・家財等の損失が生じた場合に雑損控除の対象となる災害関連支出について、大規模災害等の場合には災害がやんだ日から3年以内の支出とするとともに、用語の定義や法律及び政令の規定の内容の整理等を行うものになります。

続きまして、飛びますが、新旧対照表35ページをごらんください。

附則第25条につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に係る法律の新設に伴う規定の整備になります。税率が500円加算した額となるものでございます。

以上で条例改正案の本則は説明が終わりまして、続いて附則でございます。

議案書23ページにお戻りいただけますでしょうか。

附則第1条でございます。施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしまして、第1号においては分離課税に係る所得割の額の特例に係る改正施行期日を平成25年1月1日とし、第2号においては村たばこ税の税率の特例に係る改正の施行期日を平成25年4月1日としております。

そして、附則第2条には分離課税に係る所得割額の特例に関する経過措置、附則第3条には村たばこ税に関する経過措置を規定しております。

以上で提案理由及び改正案の説明を終わります。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（高橋 正君） 全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 6 号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

- 議長（高橋 正君） 日程第11、榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について、議案第 6 号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言]

- 子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 提案理由の説明を申し上げます。

北部第三学童保育所の開設に伴い所要の改正行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

例規集につきましては893の10にございます。新旧対照表につきましては13ページにございます。

第4条の表中「北部第三学童保育所」を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第 6 号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案

のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 2 議案第 7 号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第12、榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、議案第7号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言]

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 提案理由の説明を申し上げます。

榛東村教育委員会事務局組織の改編に伴い所要の改正を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例でございます。

例規集につきましては919の25ページでございます。新旧対照表につきましては14ページでございます。

第3条第4項第3号中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局学校教育課長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第13、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第8号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本健康・保険課長。

[健康・保険課長 山本比佐志君発言]

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、議案第8号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書29ページでございます。新旧対照表につきましては15ページから、例規集につきましては1,087ページでございます。

提案理由でございます。税率の引き上げに伴い所要の改正を行うもの、あわせて字句の訂正を行うものでございます。また、この中で、標準税率における応能割と応益割を50%に近づけることや、現行4方式で資産割率の引き上げを行うことや、低所得者対策として7割・5割・2割軽減を採用したものでございます。

今回の改正につきましては、1月27日開催の全員協議会におきまして事前に説明させていただいたとおり、3年ぶりに平均17%の引き上げをさせていただくものでございます。

30ページをお願いいたします。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

榛東村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

これ以降につきましては新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表15ページをお願いいた

します。

右側が現行、左側が改正案、アンダーラインが改正箇所でございます。

ご承知のとおり、国民健康保険税につきましては、医療費給付分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つの区分から成り立っているとともに、各区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目から税額を算定し、その割合をその合計を課税する仕組みとなっております。また、それぞれの課税の率及び金額、また国民健康保険税には低所得者の負担軽減を図るための軽減制度の改正と、それぞれの軽減部分の金額が改正となるものでございます。

初めに、第3条第1項、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、これについては医療費給付分でございます。所得割の税率を「100分の7.1」を「100分の7.6」に改めるものでございます。

第4条については、資産割の税率を「100分の45」を「100分の30.0」に改めるものでございます。

第5条、同じく医療分に係る被保険者1人当たりの均等割額を「2万2,500円」を「2万9,500円」に改めるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第5条の2、世帯別平等割額を「2万4,000円」を「3万6,000円」に改めるものでございます。2号としまして、特定世帯「1万2,000円」を「1万8,000円」に改めるものでございます。

なお、この特定世帯という語は、世帯員の一部が後期高齢者医療制度に移行することによって国民健康保険への加入が単身世帯となるような場合、向こう5年間平等割を半額とするものでございます。その下でございます。ここからは後期高齢者支援金分に対するものでございます。

初めに、第6条、所得割でございます。「100分の1.8」を「100分の2.3」に改めるものでございます。

第7条、資産割額を「100分の15.0」を「100分の10.0」に改めるものでございます。

第7条の2、均等割額を1人当たり「7,200円」を「1万500円」に改めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

字句の訂正でございます。一番上の行でございます。「後期高齢者支援金等課税額」の「後欺」の「欺」でございますけれども、現行あざむくの「欺」を「期」に改めるものでございます。

7条の3については世帯別平等割額でございます。「6,800円」を「1万1,000円」に改めるものでございます。2号の特定世帯「3,400円」を「5,500円」に改めるものでございます。

8条からは介護納付金分でございます。初めに、所得割「100分の1.1」を「100分の1.8」に改めるものでございます。

第9条、資産割額、字句の訂正でございます。「6」を「6.0」に改めるものでございます。

第9条の2、1人当たりの均等割額「9,300円」を「9,500円」に改めるものでございます。

第9条の3、世帯別平等割額の1世帯当たり「6,500円」を「9,000円」に改めるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第21条からは軽減規定でございます。初めに、第21条第1号、ここについては7割軽減が適用される世帯に対する規定でございます。

第1号のイのところは医療費給付分でございます。均等割額「1万3,500円」を「2万650円」に改めるものでございます。

ロについては平等割額でございます。①のところでは一般世帯「1万4,400円」を「2万5,200円」に、②のところでは特定世帯「7,200円」を「1万2,600円」に改めるものでございます。

ハにつきましては後期高齢者支援金分に係る軽減の規定でございます。均等割額「4,320円」を「7,350円」に改めるものでございます。

19ページをお願いいたします。

ニのところでは世帯別平等割額でございます。①のところでは「4,080円」を「7,700円」に改めるものでございます。②につきましては特定世帯「2,040円」を「3,850円」に改めるものでございます。

ホでございます。介護納付金分に係る軽減の規定でございます。均等割額「5,580円」を「6,650円」に改めるものでございます。

へのところは世帯別平等割額の1世帯当たり「3,900円」を「6,300円」に改めるものでございます。2号につきましては5割軽減に関する規定でございます。

イとロにつきましては医療費給付分の5割軽減の規定でございます。

イのところでは均等割額「9,000円」を「1万4,750円」に改めるものでございます。

ロの①につきましては世帯別平等割額の1世帯当たり「9,600円」を「1万8,000円」に改めるものでございます。②のところでは特定世帯「4,800円」を「9,000円」に改めるものでございます。

ハにつきましては後期高齢者支援金分の5割軽減の規定でございます。

20ページをお願いいたします。

均等割額「2,880円」を「5,250円」に、ニのところでは世帯別平等割額の1世帯当たり「2,720円」を「5,500円」に、②は特定世帯「1,360円」を「2,750円」に改めるものでございます。

次のホとへにつきましては介護納付金の5割軽減の規定でございます。

ホは均等割額「3,720円」を「4,750円」に、へのところでは世帯別平等割額の1世帯当たり「2,600円」を「4,500円」にそれぞれ改めるというものでございます。

第3号は、新たに規定する2割軽減に関する規定でございます。

最初に、イとロにつきましては医療費給付分の2割軽減の規定でございます。

イは均等割額を5,900円に定めるものでございます。ロは世帯別平等割額の1世帯当たりの金額を定めるものでございます。

21ページをお願いいたします。

特定世帯以外を7,200円に定めるものでございます。②は特定世帯を3,600円に定めるものでございます。

ハは後期高齢者支援金の2割軽減の規定でございます。均等割額を2,100円に定めるものでございます。

ニの①は世帯別平等割額を1世帯当たり2,200円に、②は特定世帯を1,100円に定めるものでございます。

次のホとへにつきましては介護納付金の2割軽減の規定でございます。

ホは均等割額を1,900円に、へは世帯別平等割額を1世帯当たり1,800円にそれぞれ定めるものでございます。

22ページをお願いいたします。下から4行目でございます。

次号の次の括弧及び第3号の次の閉じ括弧を取るものでございます。

議案書31ページに戻っていただきます。

下のほうの附則でございます。

1として施行日、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

2として適用区分、改正後の規定は平成24年度以後の国民健康保険税について適用し、平成23年度までの国民健康保険税につきましてはなお従前の例によるものでございます。

以上が今回の改正に関する説明でございます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番松岡です。

先ほど聞いているとほとんど値上げ、17%、これは4月からなんですけれども、村民にはどのように知らせるかちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） まずは、なるべく早く広報に、4月の広報に間に合えば4月の広報に載せたいと考えております。もう一つは、村のホームページについても載せたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） これだけ値上げをされるわけですね。そうすると全部でどのぐらい値上げになるのか、ちょっとした試算のあれで我々には話せますか。だから、どのぐらいの世帯が17%で

のくらい上がるか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それぞれのモデルケースにつきましては27日の資料のとおりでございますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） じゃ、広報で知らせると言いましたけれども、もう一つはホームページ、それと納付令書をもらったときに裏に異議申し立てだとかそういう文章がたしかあったと思うんですけども、そういうものにもこたえられるようなあれはちゃんとできているんですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 課税に関しては大変申しわけございませんけれども税務課のほうになると思うので、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 稲村智巳君発言〕

○税務課長（稲村智巳君） 今お話がありました納税通知書については、改正点を踏まえ、従前のものを生かせるものは残してそのまま通知というような形で出します。これについて税改正があった場合、そのお知らせ等もそれに同封させていただきますし、また電話であったものについては、今回の改正内容を踏まえて説明を申し上げるつもりでおります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 17%の引き上げというふうなことで、具体的に一つ一つの数字を改めて課長のほうから説明されたのを聞いていながらも、数字的にも本当にすごい値上げで、納税者である村民にとってはすごく負担が重くなるというふうに思っております。

今回のところでは特に条例の減免については、条例がまた別にあるかと思うんですけども、取り上げられておりませんが、自分はやっぱり納税する義務がある、国民として納めなければならないとはわかっていても、それを納めてしまったら生活のほうが悪くなって生活できないというふうなことだとか、自営業者の方だったら、国保税を無理してでも納めたら後は仕入れとかのほうのお金が足りなくなってしまうとかというふうなことがあった場合の相談を受ける、条例減免については従来どおりでしょうか、お聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 減免については規則でございますけれども、税の減免と負担金の減免それぞれでございます。また、相談についてはそれぞれまた受けたいと考えております。その部分については従来どおりでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 私は、一般質問のところでもこの国民健康保険税値上げについて、少しでも村民負担が軽くなるような方法を考えてほしいということでお話をいたしましたけれども、そのような努力といたしますか認められませんので、私は、この値上げの条例に関しては反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論はございませんか。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 賛成討論を行います。

平成24年度の国民健康保険特別会計予算は、収支のバランス、それから医療費の抑制などを図るための諸施策が多数盛り込まれておことは議員もご承知のとおりかと思えます。さらに、国保財政を維持するために苦慮されたことも十分理解しております。

よって、平成24年度の国民健康保険特別会計予算については私は賛成といたし、賛成討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第14、榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第9号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、議案第9号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書32ページでございます。新旧対照表につきましては23ページから、例規集につきましては1,095の16ページでございます。

提案理由でございます。

榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しにより、平成24年から平成26年度の保険料率を改定するものでございます。本年度は第4次計画の最終年度に当たっており、そこで、24年度から26年度までの3カ年を計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、1月27日開催の議会全員協議会におきまして事前説明をさせていただいたとおり、第5期計画において適用されることとなる第1号被保険者、65歳以上の方に係る介護保険料の料率部分などについて改正をさせていただくものでございます。

なお、改定率は33.3%でございます。

議案書33ページをお願いいたします。

榛東村介護保険条例の一部を改正する条例。

榛東村介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

今改正は第2条の全部改正ではございますが、説明上、現行と改正案を対象させてご説明させていただきます。また、改正案では4段階を2つに分け、7段階を新たに創設するものでございます。これ以降につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表23ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

第2条、保険料率、現行の第4期計画期間である「平成21年度から平成23年度まで」、これを左側第5期計画期間の「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものでございます。また、字句の訂正で、「それぞれ」は特に必要がないため削るものでございます。

第1号は、法的な一般的な記述として「政令」を「令」に改めるものでございます。

介護保険法施行令第38条については標準的な6段階の保険料を定めるもので、39条は特例基準を定めるものでございます。本改正案において4段階を分割し新たに7段階を創設したことにより、第39条を根拠とするものでございます。

初めに、第1号は第1段階に適用されるもので、「2万4,480円」を「3万2,640円」に改めるものでございます。第2号は第2段階に適用されるもので、「2万4,480円」を「3万2,640円」に改めるものでございます。第3号は第3段階に適用されるもので、「3万6,720円」を「4万8,960円」に改めるものでございます。第4号は第4段階に適用されるもので、「4万8,960円」を「6万5,280円」に改めるものでございます。

次に、第5号は第5段階に適用されるもので、「6万1,200円」を「8万1,600円」に改めるとともに、アは、合計所得金額を190万円未満とし、前号のいずれにも該当しない者をいい、イは、生活保護法第6条第2項は要保護者の規定で、保護を必要とする状態にある者をいい、介護保険法施行令第39条第1項第1号イ（1）は市町村民税非課税世帯をいい、これと次号イの本条第6号のイの者に係るものについて、これに該当する者を除くものでございます。

次に、第6号は第6段階に適用されるもので、「7万3,440円」を「9万7,920円」に改めるとともに、アは、合計所得金額が400万円未満とし、本条の前条に該当しない者、イは、前条と同じく保護を必要とする状態にある者と市町村民税世帯非課税者に該当する者を除くものでございます。

次に、第7号は新たに創設するもので第7段階に適用されるもので、合計所得金額は前号のいずれにも該当しない者、つまり400万円以上に適用される者で、保険料を11万4,240円に定めるものでございます。

議案書第34ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございます。

まず第3条でございます。介護保険法施行令附則第17条第1項は、介護保険法施行令第39条の各号の標準以下の料率の特例割合を定めるもので、第2項は、特例割合を定めた場合の要保護者等を除く規定を定めたものでございます。これにより第4段階の者のうち保険者の判断により24年度から26年度までの間、基準額に乗ずる割合を減額することができるもので、特例4段階といい、当村の場合、軽減の恩恵を受ける者が多い第4段階を分割し、保険料は、本条改正案第2条第4項の規定にかかわらず5万8,752円とするものでございます。

次に、第1条は施行日で、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2条は経過措置でございます。改正後の榛東村介護保険条例第2条の規定は平成24年度以降の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第15 議案第10号 榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する 条例について

○議長（高橋 正君） 日程第15、榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について、議案第10号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由でございますが、群馬県農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

近年、温暖化等の気象変動により気象災害の形態、頻度、被害程度等が変化してきております。多発化する竜巻等の局地的災害や昨年夏初めて経験した水稻の高温被害などの新たな形態の災害に対し

て、現行の条文では対応することが難しい状況が生じております。そこで、こうした状況を改善するため、群馬県農漁業災害対策特別措置条例の内容が見直しされ、その一部が改正されました。また、昨年、集中豪雨によりまして村内でも農地の被害がありました。今回、適用基準に該当しない場合でも、地域農業に与える影響が大きい等被害の状況を勘案して、村長が特に必要と認める災害に対しては弾力的に対応できるようにするものでございます。

それでは、議案書の36ページをお開きください。

榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例。

榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

なお、村の例規集では1,146ページ、新旧対照表では24ページでございます。

24ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行になっております。アンダーライン部分が改正となっております。対照表にて説明させていただきます。

第1条、目的の中で、改正案「降雪」の次に「高温」を加えまして、現行「降ひよう等」を改正案では「降ひよう、竜巻、突風等」に、現行「ついで」を改正案では「要する費用」に改めるものです。

第2条、災害の指定の中で、現行「村長は、次の各号のいずれかに該当する災害で農業経営に大きな影響があると認めたものを指定災害として指定する。」を、改正案では「村長は、農業経営に大きな影響があるものとして次に掲げる災害のいずれかに該当するものを指定災害として指定する。」に改めるものです。

第2条第1号中、現行「近接して10ヘクタール」を、改正案では「10ヘクタール（当該被害が降ひよう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）によるものである場合にあっては、5ヘクタール）」に改めるものです。

第2条第3号中、現行「20戸」の次に、改正案では「（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、10戸）」を加えるものです。

25ページをごらんください。

現行第2条第4号及び第5号中「10戸」の次に、改正案では「（当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては、5戸）」を加え、同条に次の1号を加えることとございます。改正案8号「前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して村長が特に必要と認める災害」を加えるものです。

第3条の措置の決定では、第1号中現行「について」を改正案では「のための肥料等の購入費」に、同条第2号及び第3号中、現行「ついで」を改正案では「要する費用」に、同条第4号中、現行「について」を改正案では「の購入費」に改め、同条第5号を削り、現行第6号中、改正案では「代替作付け」の次に「のための種苗等の購入費」を加え、現行「ついで」を改正案では「要する費用」に改

めるものです。

また、同号を第5号とし、現行第7号中「次期作付け」の次に改正案では「のための種苗等の購入費」を加え、現行「ついて」を改正案では「要する費用」に改めるものです。

また、同号を第6号とし、現行第8号中「ついて」を改正案では「要する費用」に改め、同号を第7号とし、現行第9号を削り、現行第10号中「ついて」を改正案では「要する費用」に改めるものです。

また、同号を第8号とし、現行第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げるものです。

第5条、補助では、第1項第1号から第4号までの現行規定中、現行「又は7号」を改正案では「第7号又は第8号」に改めるものです。

26ページをお開きください。

第7条、補助の振替では、現行「第11号」を改正案では「第9号まで」に改めるものです。

第8条の定義では、第1項中、現行「第4号又は第7号」を改正案では「第4号、第7号若しくは第8号」に改め、現行「又は繭」を改正案では「若しくは繭」に、現行「第3号若しくは第7号」を改正案では「第3号、第7号若しくは第8号」に改めるものです。

同条第2項中、現行「第4号又は第7号」を改正案では「第4号、第7号若しくは第8号」に改め、現行「又は繭」を改正案では「若しくは繭」に、現行「第3号又は第7号」を改正案では「第3号、第7号若しくは第8号」に改めるものです。

27ページをごらんください。

第3項各号列記以外の部分中の現行「支払い」を改正案では「支払」に改め、同項第1号アで、現行「400万円（村長が定める法人にあっては1千万円）」を改正案では「5百万円（規則で定める法人にあっては2千5百万円）」に改め、同号イ、現行「3百万円（規則で定める法人にあっては1千万円）」を改正案では「4百万円（規則で定める法人にあっては2千5百万円）」に改め、同号ウでは、現行「2百万円（規則で定める法人にあっては1千万円）」を改正案では「2百万円（規則で定める法人にあっては2千5百万円）」に改めるものです。

28ページをお開きください。

同項第4号中、現行、上から3行目「第4号又は第7号」を改正案では「第4号、第7号又は第8号」に改めるものです。

第13条、定義では、第1項中、現行「又は7号」を改正案では「、第7号又は第8号」に改めるものです。

現行第4項第1号及び第2号中「農業近代化資金助成法改正案」を改正案では「農業近代化資金融通法」に改めるものです。

第15条、融通資金の貸付け条件の緩和措置では、現行「第2条」を改正案では「第2号各号」に改めるものです。

議案書の37ページに戻ります。

附則でございます。

施行期日、この条例は平成24年4月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の前日に発生した災害（同日以後も継続して発生している災害を含む）についての指定災害の指定及び当該災害に係る助成措置等についてはなお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきましてご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで昼食休憩といたします。開会は1時より行います。よろしくお願いいたします。

午後0時2分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） それでは会議を再開いたします。

午前に引き続き会議を行います。

◎日程第16 議案第11号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第16、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第11号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い小口資金の融資期間の延長に係る特例措置の実施、及び借りかえ措置期間の延長により村内中小企業の経営の安定を図るためでございます。

議案書の39ページをごらんください。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

以下につきましては新旧対照表で説明させていただきます。

榛東村例規集でございますと1,181ページ、新旧対照表は30ページでございます。30ページをごらんください。

左が改正案、右が現行となっております。アンダーライン部分が改正となっております。

それでは説明させていただきます。

現行、借換の特例、附則の第2項中「平成24年3月31日」を改正案では「平成25年3月31日」に改めるものです。また、現行、融資期間の特例、附則の第5項中「平成22年度以前」及び「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」を改正案では「平成23年度以前」及び平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改めるものです。

議案書の39ページに戻りまして、附則でございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、

原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 17 議案第 12 号 村道の路線廃止について

○議長（高橋 正君） 日程第17、村道の路線廃止について、議案第12号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

倉持建設課長。

[建設課長 倉持直美君発言]

○建設課長（倉持直美君） ただいま上程されました議案第12号 村道の路線廃止についての提案理由をご説明申し上げます。

今回、道路法10条の規定に基づき路線廃止の議決をお願いする路線は1路線でございます。

議案書41ページの廃止路線調書及び42ページの路線廃止図によりご説明申し上げます。

路線番号5248、路線名、高塚11号線、起点、大字新井字高塚2947番6地先、終点、大字新井字長谷津2550番2地先の路線でございます。図面は42ページになります。

本路線は、一般県道新井下室田線として整備されていましたが、一部地権者の同意が得られず全線がつながらないため、完成した部分を交通開放する目的で、平成22年6月24日、議会に諮り村道認定をしていただき、交通開放したものでございます。

なお、今回、一般県道新井下室田線として全線開通し県道として路線認定されましたので、村道の路線廃止をお願いするものでございます。

以上で提案理由を終わります。ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 村道の路線廃止について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第13号 村道の路線認定について

○議長（高橋 正君） 日程第18、村道の路線認定について、議案第13号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 倉持直美君発言]

○建設課長（倉持直美君） ただいま上程されました議案第13号 村道の路線認定についての提案理由をご説明申し上げます。

今回、道路法第8条の規定に基づき路線認定の議決をお願いする路線は6路線で、高崎渋川線バイパス整備に伴う新規路線と旧県道敷から村道の認定がえでございます。

議案書44ページの認定路線調書及び45、46ページの路線認定図によりご説明申し上げます。

議案書44ページをお願いいたします。

路線番号5249、路線名、雛子11号線、起点、大字新井字雛子3182番1地先、終点、大字新井字雛子3177番2地先の路線でございます。図面は45ページになります。この路線は、高崎渋川線バイパス附帯工事として新規にあけた道路とバイパスにより寸断された村道を加え、新たに認定をするものでございます。

路線番号5250、路線名、長谷津24号線、起点、大字新井字十二沢2179番1地先、終点、大字新井字長谷津2529番1地先の路線です。図面は46ページとなります。この路線は、高崎渋川線バイパス交差点改良により道路線形が変わった一般県道南新井前橋線、旧県道一部を村道に認定がえするものでございます。

路線番号5251、路線名、長谷津25号線、起点、大字新井字長谷津2549番1地先、終点、大字新井字長谷津2552番1地先の路線でございます。この路線は、高崎渋川線バイパス交差点改良により道路線形が変わった一般県道新井下室田線旧県道一部を村道に認定するものでございます。

路線番号5252、路線名、長谷津26号線、起点、大字新井字長谷津2540番1地先、終点、大字新井字

長谷津2491番3地先の路線でございます。この路線は、高崎渋川線バイパス交差点改良により路線線形が変わった一般県道南新井前橋線、旧県道一部を村道に認定するものでございます。

路線番号5253、路線名、長谷津27号線、起点、大字新井字長谷津2541番6地先、終点、大字新井字長谷津2500番2地先の路線です。この路線は、高崎渋川線バイパス附帯工事として新規にあけた道路とバイパスにより寸断された村道を加え、新たに認定をするものでございます。

路線番号5254、路線名、立畦13号線、起点、大字新井字立畦2424番2地先、終点、大字新井字立畦2424番1地先の路線でございます。この路線は、高崎渋川線バイパス整備により寸断された村道の残りを新たに認定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第19、榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、議案第14号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の改正は、平成24年度から幼稚園児のうち第3子以降について保育料の免除を行うための免除規定の整備、及び預かり保育の休業日預かり保育時間の拡大に伴い保育料の改正を行うものでございます。

議案書48ページ、新旧対照表につきましては31ページでございます。例規集については第3巻の1,293の4ページから1,295ページになっております。

新旧対照表31ページをごらんいただきたいと思います。右側が旧、それから左側が新となります。

最初に、第5条中、「児童が次の各号の一に該当する場合は、榛東村教育委員会は審査の上」を「村長は、次の各号の一に該当する場合は」に改めるものです。これは、本来、幼稚園の保育料賦課徴収権は村長にあることから「村長」の字句を入れるというもの、また、「教育委員会は審査の上」という部分につきましては事務手続上に関するものでございますので、これについては減免規則の中で定めていきたいということで、これについては削除するというものでございます。

次に、第2項、「村長は、子育て世帯の支援を目的として、同一世帯において中学生以下の児童生徒を3人以上扶養しているときは、第3子以降の保育料を免除することができる。」ということの追加でございます。これについては第3子以降の無料化の規定でございます。

また、第6条につきましては新たに設けるものでございます。先ほど申し上げましたように、免除に関する手続関係を定めるために規則に委任することから、第6条で、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。」ということで、詳細については規則で定めるという規定でございます。

次に、別表でございます。

これについては、条例第2条第2項でこの別表を定めておりますけれども、預かり保育の休業日預かりの時間を拡大すると、それに伴って保護者の軽減を図るための改正でございます。休業日預かり保育時間は現在8時30分から午前11時30分の間ですが、これを午前8時30分から午後4時までの間に拡大をいたします。

なお、保育料は、長時間預かり保育料に休業日預かり保育料金を含むものとして休業日預かり保育料金を削り、休業日一時預かり保育料金を設けるというものでございます。預かり保育時間帯については午前8時30分から午後4時まで、預かり保育料につきましては榛東村立幼稚園園則第9条で定める教育時間内、これについては午前8時30分から午後2時までの間を言っております。これは1人1時間当たり50円。次に、榛東村立幼稚園園則第9条で定める教育時間外、これについては午後2時以降のものでございます。1人1時間当たり100円。ただし、「榛東村立幼稚園預かり保育管理要綱第5条第1項1号で定めた長時間預かり保育申請者は除く。」とございます。長時間預かりにつきましては月を通してまたは年間を通して長時間預かりで、月の保育料を払っている方については一時預か

り保育でございますので、対象になりませんということでございます。

そういうことで、休業日預かりの保護者が利用しやすいような形を設けるといふものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） これはいいことなんですけれども、この給食というんですか、お昼はどんなように対処しているんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 休業日につきましては給食は実施しておりませんので、弁当を持参していただくということで対応したいと考えております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号）
について

○議長（高橋 正君） 日程第20、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について、議案第15号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

[基地・財政課長 早川雅彦君発言]

○基地・財政課長（早川雅彦君） それでは、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、歳入歳出ともに確定あるいは確定見込みによる補正が主となっているものでございます。

議案書の50ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款村税、補正額2,449万円、計13億2,721万6,000円。1 項村民税、補正額487万9,000円、計5億9,244万円。2 項固定資産税、補正額222万7,000円、計6億3,997万6,000円。3 項軽自動車税、補正額97万4,000円、計3,480万円。4 項村たばこ税、補正額1,641万円、計6,000万円。

2 款地方譲与税、補正額92万2,000円、計8,692万2,000円。1 項地方揮発油譲与税、補正額80万2,000円、計2,480万2,000円。2 項自動車重量譲与税、補正額12万円、計6,212万円。

3 款利子割交付金、補正額30万6,000円の減、計369万4,000円。1 項利子割交付金、同額でございます。

6 款地方消費税交付金、補正額769万円、計1億1,769万円。1 項地方消費税交付金、同額でございます。

8 款自動車取得税交付金、補正額251万円の減、計1,849万円。1 項自動車取得税交付金、同額でございます。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額379万7,000円、計5,779万7,000円。1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

11 款地方交付税、補正額5,000万円、計13億5,198万6,000円。1 項地方交付税、同額でございます。

13 款分担金及び負担金、補正額524万1,000円、計9,246万4,000円。1 項負担金、補正額537万5,000円、計9,116万8,000円。

51 ページをお願いいたします。

2 項分担金、補正額13万4,000円の減、計129万6,000円。

14 款使用料及び手数料、補正額178万7,000円の減、計3,893万2,000円。1 項使用料、補正額173万9,000円の減、計3,084万5,000円。2 項手数料、補正額4万8,000円の減、計808万7,000円。

15 款国庫支出金、補正額2,372万6,000円の減、計10億3,220万8,000円。1 項国庫負担金、補正額2,068万1,000円の減、計3億9,132万8,000円。2 項国庫補助金、補正額217万5,000円の減、計6億

3,712万6,000円。3項国庫委託金、補正額87万円の減、計375万4,000円。

16款県支出金、補正額747万6,000円、計3億7,133万1,000円。1項県負担金、補正額338万1,000円の減、計1億4,726万3,000円。2項県補助金、補正額1,457万6,000円、計1億9,762万9,000円。3項県委託金、補正額371万9,000円の減、計2,643万9,000円。

17款財産収入、補正額80万5,000円、計5,379万9,000円。1項財産運用収入、補正額81万5,000円、計5,124万4,000円。2項財産売却収入、補正額1万円の減、計255万5,000円。

19款繰入金、補正額791万1,000円の減、計4億7,096万5,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額256万円の減、計3,050万円。1項延滞金加算金及び過料、補正額90万3,000円、計217万2,000円。4項雑入、補正額346万3,000円の減、計2,748万7,000円。

52ページをお願いいたします。

22款村債、補正額140万円の減、計3億1,808万5,000円。1項村債、同額でございます。

歳入合計、補正前の額55億5,044万3,000円、補正額6,022万1,000円、計56億1,066万4,000円。

続きまして、53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、補正額263万2,000円の減、計1億283万7,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額1,625万2,000円の減、計8億4,760万1,000円。1項総務管理費、補正額925万5,000円の減、計7億2,368万9,000円。2項徴税費、補正額65万3,000円の減、計7,543万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額15万円、計3,588万3,000円。4項選挙費、補正額649万4,000円の減、計1,154万7,000円。

3款民生費、補正額3,791万7,000円の減、計16億665万1,000円。1項社会福祉費、補正額906万3,000円の減、計9億1,057万2,000円。2項児童福祉費、補正額2,885万4,000円の減、計6億9,503万4,000円。

4款衛生費、補正額1,531万6,000円の減、計2億9,408万8,000円。1項保健衛生費、補正額1,524万2,000円の減、計1億7,068万5,000円。2項清掃費、補正額7万4,000円の減、計1億2,340万3,000円。

5款労働費、補正額90万円の減、計412万5,000円。1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、補正額2,374万7,000円、計3億179万7,000円。1項農業費、補正額2,473万7,000円、計2億8,725万円。2項林業費、補正額99万円の減、計1,454万7,000円。

7款商工費、補正額112万5,000円の減、計1,178万5,000円。1項商工費、同額でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

8款土木費、補正額865万6,000円の減、計4億1,159万7,000円。1項土木管理費、補正額44万3,000円の減、計1,762万8,000円。2項道路橋りょう費、補正額404万6,000円の減、計2億3,350万

4,000円。5項都市計画費、補正額416万7,000円の減、計1億4,392万8,000円。

9款消防費、補正額516万5,000円の減、計2億7,793万5,000円。1項消防費、同額でございます。

10款教育費、補正額1億2,480万7,000円、計14億9,298万6,000円。1項教育総務費、補正額1億4,101万9,000円、計2億4,808万6,000円。2項小学校費、補正額836万3,000円の減、計1億4,414万2,000円。3項中学校費、補正額648万6,000円の減、計8億1,628万9,000円。4項幼稚園費、補正額61万円、計8,524万円。5項社会教育費、補正額55万1,000円の減、計6,667万3,000円。6項保健体育費、補正額142万2,000円の減、計1億3,255万6,000円。

12款公債費、補正額37万円の減、計2億4,885万7,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額55億5,044万3,000円、補正額6,022万1,000円、計56億1,066万4,000円。

続きまして、55ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

各事業ごとに左から、款、項、事業名、金額の順に説明をさせていただきます。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、事業名普通財産管理費、金額972万4,000円。これは、榛名カントリークラブ跡地の造成に係る費用でございます。一部、雨水排水などの工事につきまして、年度内の完了が見込めなくなったことから次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、事業名社会福祉総務一般経費、金額127万2,000円。これは、地域福祉計画策定業務に係るもので、座談会の開催等に時間を要したため年度内の完成が見込めなくなったことから次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、事業名農業体質強化基盤整備促進事業、金額3,906万8,000円。この事業は、国の第4次補正予算の成立を受けましてことしの1月下旬に補助事業内示等があったもので、歳入歳出ともに全額次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、初めに上段の事業名、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額2,196万2,000円。これは、高渋バイパス接続道5号計画道路の測量設計業務におきまして独立行政法人水資源機構との橋梁協議に時間を要することから、年度内完了が見込めなくなったために次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、中段の事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額266万1,000円。これは、高渋バイパス接続道第1号計画道路の用地取得費において一部地権者の相続登記が遅延しているため、年度内の完成が見込めなくなったことから次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、下段の事業名、村単独道路新設改良事業、金額300万円。これは、村道八幡9号線の測量設計業務におきまして立ち会い等に時間を要していることから年度内完了が見込めないため、次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

最後に、一番下、10款教育費、5項社会教育費、事業名文化財保護費、金額59万9,000円。これは、新井・十二前遺跡周辺地域における文化財調査におきまして民間開発計画の遅延により年度内完了が

見込めないため、次年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、北小学校整備事業、地方債名といたしまして学校教育施設等整備事業債。補正前の限度額1,080万円、補正後の限度額940万円、これにつきましては歳出の事業費確定を受けての減額でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、58ページをお願いいたします。

58ページ、59ページにつきましては歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。説明については省略をさせていただきます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

ここからは歳入の事項別明細書でございます。多くのものが確定あるいは確定見込みとなっておりますので、それ以外の主なものについて説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、63ページをお願いいたします。一番下の囲みでございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額5,000万円。これは、内訳としますと特別交付税の確定見込みによる補正でございます。

続きまして、ちょっと飛ばさせていただきます、68ページをお願いしたいと思います。

ここにつきましては、歳入の16款県支出金の2項県補助金の部分でございます。4目の農林水産業費県補助金、補正額1,568万1,000円。1節といたしまして農業費補助金1,584万1,000円。この説明の中にごございます上から2行目、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金2,625万円。これにつきましては、繰越明許費のところでもご説明申し上げたとおり、国の第4次補正予算に伴う歳出の農道整備事業に充当されるものでございます。国庫補助が10分の5、県費補助が10分の2.5、合わせて10分の7.5の補助率の補助金でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

これにつきましては3項の県委託金でございます。その2目民生費県委託金、補正額71万5,000円。内訳としますと、説明欄の2行目でございますが、災害救助費市町村委託金75万5,000円ということで、これにつきましては、東北大震災に関連して職員が応援に出かけたりあるいは受け入れをした、あるいはさまざまな形で災害関連に対する支出をしてございます。このうち災害救助法により求償できる経費ということで、今現在算定されているのが75万5,000円ということで歳入計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。一番下の囲みになります。

21款諸収入、4項雑入、4目の雑入、2節の民生費雑入、そして説明欄の一番下の行でございますが、群馬県町村会助成金356万2,000円の減。これにつきましては、先ほどご説明申し上げました東北大震災に係る経費に対する歳入部分でございますけれども、先ほど説明したように災害救助法により

求償できる経費というのが出てまいりました。それ以外に特別交付税の中で今現在算定が見込まれている額が384万3,000円ございます。これを除いた額の部分の2分の1相当を町村会が助成をしてくれるという部分でございますけれども、当初の段階でありますと、災害救助法の救済あるいは特別交付税の算入、そういったものがまるっきり見えなかった段階で391万8,000円という町村会の助成金額を計上させていただきましたけれども、今現在の算定では35万6,000円になる見込みであるという中から356万2,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、73ページ以降につきましては歳出の事項別明細書となっております。同じく主なものについてご説明申し上げます。

初めに、1款議会費、1項1目議会費のところ、4節で共済費がございます。13万円の増。内訳としますと、市町村職員共済組合負担金が13万円の増でございますけれども、これは、基礎年金拠出金に係る公的年金の負担率の改正を受けての補正となっております。以下同様にこの4節のところ増額になっているのが幾つか出てまいりますけれども、同様の理由ということでご理解をいただきたいと思っております。

少し飛ばさせていただきます、81ページから82ページにかけてでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費のところ、82ページになりますが、8節の報償費110万円の減、あるいは11節、12節、14節、そういった中で東北関東大震災被災者等支援事業と出てまいります。これについては確定による減額ということでございます。そして、13節の委託料12万2,000円の増。これは、その他委託料のところ、地域福祉計画策定業務委託という中で、村民に毎戸配布を予定するべく概要版作成を追加させていただくものでございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

23節の償還金、利子及び割引料でございますけれども、これは民生費の中の3目障害者福祉費に係る部分でございます。黒星の下の部分でございます。障害者自立支援費、国庫支出金精算還付金835万8,000円、その下の県支出金精算還付金417万9,000円。この2つの項目につきましては、平成22年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金あるいは医療費の国庫負担金、そして県に係る部分については同名の県費負担金部分でございます。これの精算による返還金ということでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

これは民生費の中の7目ふれあい館費、22節補償、補てん及び賠償金320万円の増。これにつきましては、ふれあい館の管理運営費の中で、灯油の価格等の高騰により赤字が膨らむという中で減収補てんをさせていただくものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目の児童措置費、全体額では1,077万4,000円の減でございますけれども、主なものとしまして、13節の委託料31万5,000円の増。これにつきましては電算委託料でございます。年少扶養控除廃止に伴う保育システムの改修経費でございます。その次の15節工事請負費13

万7,000円。これについては、北部保育園の園舎の外壁に一部亀裂が入ったという中での補修工事費でございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

ここは4款衛生費の中の1項保健衛生費、3目母子保健費の部分でございます。19節の負担金、補助及び交付金。母子保健事業の補助金のところで特定不妊治療費補助金ということで50万円を追加させていただきました。これは5組分の補助金の追加計上でございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

同じく4款衛生費の中の5目環境衛生費、この内訳でございます。19節の負担金、補助及び交付金のところで説明欄の一番下でございます。地球温暖化対策事業の補助金、榛東村太陽光発電システム設置整備事業費補助金ということで176万3,000円を追加させていただきました。これについては10件分の追加になるものでございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

これは6款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費、補正額3,906万8,000円。ここにつきましては、事務事業としますと農業体質強化基盤整備促進事業ということで、歳入のところでもご説明申し上げますが、国の第4次補正に基づく交付金を活用して農道整備事業を実施する費用をここに計上させていただいたものでございます。11節の需用費から始まりまして、13節委託料、15節の工事請負費、17節公有財産購入費、22節の補償、補てん及び賠償金ということで、合計で3,906万8,000円の補正でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。下の囲みになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費、補正額1億4,101万9,000円。内訳としまして25節の積立金1億4,083万円。これにつきましては、義務教育施設整備基金への積立金で1億4,080万円を計上させていただきました。これは、歳入でふえたものあるいは歳出で減額部分が出てまいりましたが、これらを合わせまして将来の大規模改修等の大型事業に備えたいということで、この義務教育施設整備基金に積み立てをさせていただくものでございます。

次に、ずっと飛びまして、最後になりますが、107ページ。ここから114ページにかけては給与費明細書となっております。後ほどごらんをいただきたいと思っております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。これが繰越明許になっているんですけども、国の第2次補正で1月下旬に出た農業体質強化基盤整備事業ということですけども、どういうところに使用するか細かいことをちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 倉持建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） それではご説明させていただきます。

まず、事業の目的でございます。事業目的は、農地、農業用水利施設の整備をきめ細かく実施する農業体質強化基盤整備促進事業を創設し、経営規模の拡大や戦略作物、地域振興作物の生産を促進することで我が国農業の競争力と体質の強化に資するものでございます。環太平洋連携協定（TPP）の交渉参加をにらんだ農林漁業対策費でございます。補助率につきましては、先ほど説明いたしましたように国が50%、県が25%の75%でございます。

村にとっては非常に有利な補助事業のため、平成24年1月10日付で県に平成23年度事業として、平成24年度の県費補助の小規模土地改良事業予定でございました八幡地区の八幡6号線、大内2号線、宮室48号線、村単事業予定でございました御堀2号線の4路線を概算要求を上げさせていただいたものでございます。そして、予算成立後全額繰り越させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） これはいつごろ完成予定なんですか。実施時期と終了時期。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 実施時期につきましては、すべて農道でございますので、ある程度の農作業が終了するのを見越して実施したいという計画でございます。まず、測量の入っていない路線については、夏場に測量をいたしまして工事を10月末等に発注したいというものでございます。

なお、御堀2号線につきましては、150メートルのうち橋梁部分が8メートルございます。ですので、測量委託のみの今回は事業でございまして、工事につきましては平成24、25年度を予定しておるというものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 参考までにですけども、前に出ました陳情とかそういう道路は含まれておりますか。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 倉持直美君発言〕

○建設課長（倉持直美君） 陳情道路についてはこのうち3本でございます。まず、一番古い路線は御堀2号線、これは平成16年12月16日の議会で採択されたものでございます。次に、八幡6号線、これにつきましては平成20年12月18日でございます。次に、大内2号線、これは平成23年6月21日の議会で採択されたものでございます。

なお、宮室地区の宮室48号線につきましては、旧群馬町のあそこの地権者の住宅等の関係者の方から、群馬町部分は測量してあるが榛東村に入ると砂利道ということで、そこを大至急整備してほしいという強い要望がありましたので、今回、農道として取り入れさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

1 番小山君。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 1 番小山です。ちょっと資料が見えないので、座ったままですみません。

同じく55ページの繰越明許費の件なんですけど……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 同じく55ページの繰越明許費補正なんですけど、総務費の972万4,000円ですか、専決処分でされた1,500万円のうちのメガソーラーで使われた件なんですけど、525万円が支払い済みだと思いますが、残りの部分を23年度の専決で繰り越すということなんですけど、残金の支払いというか、工事のめどという時期を教えてくださいなんですけど。

質問の内容はメガソーラーの件で1,500万専決いたしました。525万円は既にもう支払い済みだと思うんですけど、残りの八百何万について、3月中に支払いを終えるべきじゃないんですか。専決で23年度補正で出された件で。残りの部分をまた繰り越すということですか。ちょっと勉強不足で申しわけございません。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） ただいまの小山議員のご質問でございますけれども、専決処分の

ところで工事費として1,400万円弱を計上してございます。そのうち工事費の中の525万円については執行済みでございます。残りの工事請負費あるいは委託料、原材料費、そういったものを繰り越させていただくという繰り越しの内容でございます。

〔「専決の繰り越しですか」の声あり〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 予算についての専決処分ですので……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 予算の専決というのは、いわゆる補正予算を組むときに一般的に議案として上げて議会承認をいただくやり方と、長の権限で専決処分をさせていただいて後に同意をいただくという二通りの予算補正がございます。今回、1,500万を先ほど承認いただきました。これについては、長の専決処分という形の中で承認をいただきましたので、通常の補正予算が成立したという位置づけになります。

その補正予算で成立した予算に基づいて今後執行していくわけでございますけれども、そのうちの一部については年度内完了が見込めていると。しかし、一部の工事についてまだ今後執行が見込まれる。しかしながら、3月31日までには完了をしないということから繰り越しの手続をさせていただくというものでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。各款に電気料の減額があるんですけども、その中でも特にこの庁舎の電気料50万減額というんですけども、どこをどんなふうに工夫したとか何か理由があるかと思うんですが、この減額の理由。

そしてまた、農業用水はそういった中であって370万増額というんだが、その理由を伺います。

○議長（高橋 正君） 松下総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 庁舎管理につきましては、昨年の3月11日の東日本大震災以降は節電ということで、夜間についてはなるべく早く消灯するとか、あとはつけている電球を半減するとか、そのようなこと。それとあと、夏場については設定温度を29度に上げまして冷房の温度調整をしている。冬場については暖房の使い方を少し変えております。というのは、電気を一遍に入れると、その分、電気料金のメーターが一気にはね上がるような状況になると。それを少し時間をずらしてスイッチを入れるような工夫をして、そういうことをやったことで減額ということでございます。

○議長（高橋 正君） 小野関上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 農業用水の電気料の補正について説明をさせていただきます。

農業用水の施設につきましては、節電ということでとめて電気料を落とすというわけにまいません。毎年どおりの運転をしたわけでございますが、その中で、毎月の請求される電気料の中に燃料費調整額というものがございます。これが1キロワットアワー当たりの単価で1円というか円の単位になるんですが、平成23年4月当時は普通の請求に比べるとマイナス1.65円ということで、1キロワットアワー当たり1円65銭マイナスされていたと。それが年度中に、平成23年12月になりますと0.31円プラスになるというようなことで、実質的には1.96円、2円近くになるんですが、正式な電気料値上げという形ではないんですが、燃料費調整額という中で若干の値上げがございまして、すべての施設で1キロワットアワー当たり1.96円の値上げがされたことによりまして、トータルでは370万円ほどの増額になったということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 今回の総務課長の答弁なんですけれども、そのくらいの簡単な工夫でこのくらいの大幅な節電ができるんだとしたら、ことしは大いに工夫してやってください。期待しています。非常に予算も厳しい中なんです。節約できるところは多いに節約してもらって、ことしはぜひ、電気料も相当値上がりする予定だそうなので、そういったものが行って来いになるぐらいの節約を期待しています。

それから、農業用水ですが、10万トンからの導水管の取り入れ工事を22年にやったと思うんですが、23年はこれを利用しなかったらしいんですが、なぜ使わなかったかその理由と、10万トンなり20万トンなり、利用していればどのくらい節電になったか回答を求めます。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ただいま桃泉貯水池の水の有効活用ということでご質問でございま

すが、前に桃泉貯水池の排水については、下流域に流れているということで、そこから分水して上野貯水池に入れて利用するというのでたしか説明をしたと思います。そういう形でうちのほうも完成し、5月下旬ごろから流入するというので調整をしていました。

あその関係については、新幹線用水については自動で上がるという形になっていまして、うちのほうについては桃泉、上野貯水池に水位調整ということで簡単なフロート弁を設置して水位を調整するというので実施しておりました。なかなかその辺の調整が議員さんがおっしゃるとおりうまくできなかったというのが現状でございます。結果的にはその分が下流域の河川に流れてしまったと。決して田用水に使われていないということではなく、使われているんですけども、上野貯水池に入れたほうが有効活用が図れるということで実施したわけでございますが、その辺については今後、平成24年度については上下水道課と調整して活用できるようにしたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 上下水道課のほうの農業用水の維持管理のほうからご説明をさせていただきます。

上野貯水池への農業用水のくみ上げ量というのが、5月から9月まで5カ月間くみ上げるわけですけども、年間を通しましておおむね45万トンから50万トンをくみ上げて排水しております。平成23年度の新井機場から上野貯水池に上げた電気料としまして、先ほど電気料も若干燃料調整費で上がったということで説明を申し上げましたが、23年度で272万5,000円ほどの電気料が支払いをされております。このおおむね45万から50万トンに対して10万トンの水が、先ほど産業振興課長から説明がありましたように、うまく調整をしましてどのくらい減らせるか。それによって24年度の電気料が若干調整ができるかと。

上下水道課としましても、24年度は農業用水のほうの担当者と産業振興課の担当者との連携を密にするようにしまして、上野貯水池で10万トンからの水が有効に使えるように調整をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど岩田議員から指摘されました庁舎の管理でございます。

3.11の震災があってから、自然のものは大事にしようということで庁舎一丸となって対応を考えたところなんです。そして、先ほど総務課長が話しましたように、いろいろな面で削減できるものはしてきたというつもりでございます。ただ、皆さん方から見ればまだまだ足りないよというところが実情だろうと思います。これからもいろいろと精査しながら、指摘された事項について一つ一つ検証しながらその削減に努めたいというふうに思っております。

ちなみに、今、1週間に1回課長会議があります。そのときには必ず最後に、今週は2階はどこが担当、下はどこが担当という担当まで決めて電気の入り切りをさせているところでございます。ご希望に添えるように精査して努力します。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第16号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第21、平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第16号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入については交付金等の確定及び確定見込みを受けてのものでございます。歳出についても事業の確定及び確定見込みを受けてのものでございます。

116ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款国民健康保険税、補正額365万8,000円の減、計4億5,007万円。1 項国民健康保険税、同額でございます。

3 款使用料及び手数料、補正額5万6,000円、計5万7,000円。1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金、補正額13万8,000円、計4億3,693万7,000円。1 項国庫負担金、補正額13万8,000円、計3億4,511万円。

7 款県支出金、補正額82万3,000円、計7,216万7,000円。1 項県負担金、補正額13万8,000円、計1,053万4,000円。2 項県補助金、補正額68万5,000円、計6,163万3,000円。

8 款共同事業交付金、補正額1,309万6,000円、計2億3,655万8,000円。1 項共同事業交付金、同額でございます。

10 款繰入金、補正額517万1,000円の減、計6,867万5,000円。1 項他会計繰入金517万1,000円の減、計6,867万4,000円。

12 款諸収入、補正額44万8,000円、計230万3,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、補正額10万円、計173万2,000円。4 項雑入、補正額34万8,000円、計56万9,000円。

歳入合計、補正前の額16億6,772万3,000円、補正額573万2,000円、計16億7,345万5,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費、補正額22万5,000円、計1,090万5,000円。1 項総務管理費、補正額22万5,000円、計700万円。

2 款保険給付費、補正額1,527万1,000円、計11億7,565万1,000円。1 項療養諸費、補正額1,666万3,000円、計10億955万6,000円。2 項高額療養費、補正額178万8,000円、計1億5,478万5,000円。4 項出産育児諸費、補正額168万円の減、計966万円。5 項葬祭諸費、補正額150万円の減、計150万円。

7 款共同事業拠出金、補正額791万2,000円の減、計1億7,558万8,000円。1 項共同事業拠出金、同額でございます。

8 款保健事業費、補正額185万2,000円の減、計1,527万1,000円。1 項特定健康診査等事業費、補正額195万2,000円の減、計1,252万3,000円。2 項保健事業費、補正額10万円、計274万8,000円。

歳出合計、補正前の額16億6,772万3,000円、補正額573万2,000円、計16億7,345万5,000円でございます。

118ページから120ページの歳入歳出事項別明細書（総括）の説明は省略させていただきます。

122ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,206万9,000円の減。内訳については節のとおりでございます。

同じく2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額841万1,000円。内訳については節のとおりでございます。

続きまして、124ページの上の枠でございます。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額634万4,000円は、同交付金の確定によるものでございます。その下でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額675万2,000円は、これも同交付金の確定によるものでございます。

その下の枠でございます。

10款1項1目一般会計繰入金、補正額517万1,000円の減の主なものについてご説明申し上げます。1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、補正額202万4,000円の減は、国保税軽減に伴い軽減分について県、村負担金の確定によるものでございます。6節特定検診繰入金、補正額209万円の減は、特定検査事業の確定見込みによるものでございます。

128ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,666万3,000円は、退職被保険者の保険給付費の増加によるものでございます。その下の枠でございます。退職被保険者等高額療養費、補正額178万8,000円は、同じく退職被保険者の高額療養費の増加によるものでございます。

129ページ、2款4項1目出産育児一時金、補正額168万円の減は、出生数の減少見込みによるものでございます。その下、葬祭費、補正額150万円の減は、葬祭費が減少する見込みによるものでございます。

130ページ、7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額819万2,000円の減は、拠出金の確定によるものでございます。

その下でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額195万2,000円の減は、13節委託料で受診者数が当初見込みより減少する見込みによるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 出産一時金のことなんですけれども、今年度は何人ぐらいの人数があったんですか。ちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 当初27人を見込んでおりました。補正では23人ということでございます。2月末では20人ということでございまして、まあ大丈夫かなというところでございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） それで、ちょっと前にもこれは条例の改正であったんですけども、ちょっと私ど忘れしてしまったんですけども、42万ぐらいでよかったんですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） はい、42万でございます。それは保険のかかっているところで、そうでないところについては39万だったと思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 平成23年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第17号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第22、平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第17号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入は保険料の徴収実績によるもの、また負担金の確定見込みを受けてのものでございます。歳出は広域連合の負担金の確定見込みを受けてのものでございます。

133ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、補正額80万円の減、計5,553万3,000円。1項後期高齢者保険料、同額でございます。

3款繰入金、補正額175万1,000円の減、計2,996万4,000円。1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額8,805万7,000円、補正額255万1,000円の減、計8,550万6,000円でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額255万1,000円の減、計8,216万6,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

歳出合計、補正前の額8,805万7,000円、補正額255万1,000円の減、計8,550万6,000円でございます。

135ページから137ページの歳入歳出事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

139ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額640万円、その下、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、補正額720万円の減は徴収実績によるもので、特別徴収と普通徴収の割合の変更でございます。当初、特別徴収6割、普通徴収4割でしたが、実績により特別徴収72%、普通徴収27%によるものでございます。

3款1項1目事務費等繰入金、補正額56万1,000円の減は、事務費の確定によるものでございます。その下、2目保険基盤安定繰入金、補正額119万円の減は、保険基盤安定制度県負担金の確定により、村分4分の1、県分4分の3を減額するものでございます。

141ページ、歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額255万1,000円の減の主なものは、19節負担金、補助及び交付金の説明欄のとおり、構成団体負担金、広域連合事務費負担金56万1,000円の減で、これは事務費の確定見込みによるものでございます。

また、その他負担金、保険料等負担金、補正額199万円の減は、広域連合へ納める保険料の確定見込みによるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 平成23年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第18号 平成23年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第23、平成23年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第18号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成23年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入につきましては歳出の2分の1を受けてのものでございます。歳出については、医療給付費等を勘案し2分の1に減額するものでございます。

143ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款支払基金交付金、補正額36万円の減、計38万7,000円。1項支払基金交付金、同額でございま

す。

2款国庫支出金、補正額24万円の減、計24万1,000円。1項国庫負担金、同額でございます。

3款県支出金、補正額6万円の減、計6万1,000円。1項県負担金、同額でございます。

4款繰入金、6万円の減、計12万3,000円。1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額153万8,000円、補正額72万円の減、計81万8,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款医療諸費、補正額72万円の減、計74万5,000円。1項医療諸費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額153万8,000円、補正額72万円の減、計81万8,000円でございます。

145ページから147ページ、歳入歳出事項別明細書（総括）は省略をさせていただきます。

149ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1款1項支払基金医療費交付金、1目医療費交付金、補正額36万8,000円の減は、歳出の医療給付費等の金額を勘案し2分の1に減額するもので、負担割合は支払基金が12分の6、国庫は12分の4、県と村は12分の1とそれぞれ決められており、その割合で減額するものでございます。以下、国庫、県費、一般会計繰入金については省略をさせていただきます。

151ページをお願いいたします。

2款1項1目医療給付費、補正額60万円の減は、歳出の医療給付費等を勘案し約2分の1に減額するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 平成23年度榛東村老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第19号 平成23年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第24、平成23年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成23年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入の主なものは国庫支出金等の確定見込みを受けてのものでございます。また、介護給付費準備基金全額を取り崩しなお歳入が不足するもので、村債として県から財政安定化基金貸付金を借り受けるものでございます。歳出の主なものは、保険給付費等の確定見込み及び24年度介護保険法の改正に伴うシステム改修等でございます。

153ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款保険料、補正額964万5,000円の減、計1億4,078万6,000円。1項介護保険料、同額でございます。

3款国庫支出金、補正額440万7,000円の減、計1億8,843万円。1項国庫負担金、補正額396万2,000円の減、計1億4,175万4,000円。2項国庫補助金、補正額44万5,000円の減、計4,667万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額1,007万円の減、計2億4,188万8,000円。1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金、補正額151万1,000円の減、計1億2,357万5,000円。1項県負担金、補正額145万円の減、計1億2,103万9,000円。2項県補助金、補正額6万1,000円の減、計253万6,000円。

7款繰入金、補正額857万4,000円、計1億4,330万5,000円。1項一般会計繰入金、補正額199万5,000円、計1億2,683万3,000円。2項基金繰入金、補正額657万9,000円、計1,647万2,000円。

9款諸収入、補正額6万7,000円、計61万7,000円。3項雑入、補正額6万7,000円、計60万6,000円。

10款村債、補正額1,128万9,000円、計1,128万9,000円。1項財政安定化基金貸付金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額 8 億 6,284 万 5,000 円、補正額 570 万 3,000 円の減、計 8 億 5,714 万 2,000 円でございます。

続きまして、次のページの歳出でございます。

1 款総務費、補正額 309 万 7,000 円、計 2,218 万 4,000 円。1 項総務管理費、補正額 283 万 5,000 円、計 1,096 万 7,000 円。3 項介護認定審査会費補正額 26 万 2,000 円、計 1,043 万 3,000 円。

2 款保険給付費、補正額 830 万円の減、計 8 億 1,748 万 2,000 円。1 項介護サービス等諸費、補正額 990 万円の減、計 7 億 4,401 万 7,000 円。2 項介護予防サービス等諸費、補正額 60 万円、計 2,936 万 7,000 円。5 項特定入所者介護サービス等費、補正額 100 万円、計 2,793 万 3,000 円。

3 款地域支援事業費、補正額 50 万円の減、計 1,437 万円。1 項介護予防事業費 50 万円の減、計 452 万 4,000 円。

歳出合計、補正前の額 8 億 6,284 万 5,000 円、補正額 570 万 3,000 円の減、計 8 億 5,714 万 2,000 円でございます。

続きまして、155 ページ、第 2 表 地方債補正、追加でございます。

起債の目的、財政安定化事業でございます。県の介護保険財政安定化基金貸付金でございます。限度額は 1,128 万 9,000 円でございます。起債の方法は証書借り入れでございます。利子は無利子でございます。償還の方法は群馬県介護保険財政安定化基金運営要綱によるものでございます。ただし、村財政の都合により償還期間を短縮し、または繰上償還することができるものでございます。

156 ページから 158 ページの歳入歳出事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

160 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

上の枠でございます。

1 款 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料、補正額 964 万 5,000 円の減。1 節特別徴収保険料、補正額 627 万 6,000 円の減、2 節普通徴収保険料、補正額 343 万円の減は、保険料徴収実績見込みによるものでございます。

その下でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 396 万 2,000 円の減は、負担金の確定見込みによるものでございます。

161 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、補正額 972 万円の減は、現年度分で、交付金の確定によるものでございます。

その下、5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 145 万円の減は、現年度分で県の負担金の確定見込みによるものでございます。

一番下の枠、7 款 1 項一般会計繰入金でございます。主なものについてご説明申し上げます。1 目

介護給付費一般会計繰入金、補正額104万円の減は、介護給付費の確定見込みによるものでございます。2目事務費一般会計繰入金、補正額309万7,000円は、一般管理費において、24年度介護保険法の改正に伴うシステム改修費委託料によるものでございます。

162ページをお願いいたします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、補正額657万9,000円は、歳入の不足額について基金からの繰入金で取り崩しによるものでございます。これで基金残高はゼロになるものでございます。

一番下の枠、10款1項1目財政安定化基金貸付金、補正額1,128万9,000円は、歳入不足額によって県から借り受けるものでございます。

続きまして、164ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料、補正額283万5,000円は、24年度介護保険法の改正に伴うシステム改修でございます。

165ページ、2款1項1目居宅介護サービス給付費から9目居宅介護サービス計画給付費の計、補正額990万円の減は、それぞれのサービス給付費の確定見込みによるものでございます。

166ページ、下の枠、2款5項1目特定入所者介護サービス費、補正額100万円は、特定入所者介護サービス費の確定見込みによるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 平成23年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時39分休憩

午後2時55分再開

○議長（高橋 正君） それでは会議を再開いたします。

◇

◎日程第25 議案第20号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第25、平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、議案第20号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において、借り受け者からの滞納繰越分の償還金が当初見込みよりふえたため、一般会計からの繰入金を226万6,000円減じ貸付金元利収入を226万6,000円追加するものです。歳出の補正はございません。

それでは議案書の169ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額、計の順で朗読させていただきます。

2款繰入金、補正額226万6,000円の減、計473万4,000円。1項繰入金、同額でございます。

3款諸収入、補正額226万6,000円、計1,882万4,000円。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、補正前の額2,375万8,000円、補正額ゼロ、計2,375万8,000円。

事項別明細書の総括は省略させていただきますので、173ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

1款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額226万6,000円の減でございます。内訳は、一般会計からの繰入金で起債償還金繰入金でございます。

3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、補正額226万6,000円の増でございます。内訳は、2節貸付金元金回収金（滞納繰越分）を178万3,000円追加するとともに、4節貸付金利子回収金（滞納繰越分）を48万3,000円追加するものでございます。それぞれの追加する内容は説明欄のとおりでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番柳田君。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 3款の諸収入のところで226万6,000円、元利の収入ということですが、この金額は何世帯当たり分ぐらいになるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） その対象のものというのは、この補正を組む段階で3月までに入る人を見込んだ数でございまして、1人で住宅新築資金、改修資金、宅地取得資金、それぞれ借りているものの組み合わせによってやっているの、一概に対象者というのは、今の段階では資料が手元にございません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうしましたら、資料でわかり次第教えていただくということによろしいのでしょうか。できますか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 対象人数ということで解釈してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○住民生活課長（青木 繁君） それでは後ほどお知らせします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 平成23年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第21号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 正君） 日程第26、平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第21号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度事業の事業量の確定または確定見込みによる補正でございます。平成23年度の事業としましては、管路建設工事640メートル、舗装本復旧工事1万3,600平方メートルを実施及び現在実施中でございます。

なお、平成24年度4月1日から、面積では2.2ヘクタール、戸数で48戸が供用開始地区と予定をしております。

それでは、議案書の175ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額148万円の減、計567万5,000円。1 項負担金、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額225万円の減、計3,800万円。1 項国庫補助金、補正額、計とも同額です。

4 款繰入金、補正額397万2,000円の減、計1億2,179万1,000円。2 項繰入金、補正額、計とも同額です。

7 款村債、補正額1,090万円の減、計7,260万円。1 項村債、補正額、計とも同額です。

8 款県支出金、補正額30万円、計70万円。1 項県補助金、補正額、計とも同額でございます。

歳入合計、補正前の額2億9,352万9,000円、補正額1,830万2,000円の減、計2億7,522万7,000円でございます。

続きまして、176ページの歳出でございます。

2款建設費、補正額1,078万5,000円の減、計1億2,909万7,000円。1項建設費、補正額、計とも同額です。

3款管理費、補正額751万7,000円の減、計2,499万5,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正前の額2億9,352万9,000円、補正額1,830万2,000円の減、計2億7,522万7,000円でございます。

続きまして、177ページ、第2表 地方債補正でございます。

起債の目的の流域下水道事業債につきましては、流域下水道建設負担金の減額により限度額530万円を510万円に減額し、公共下水道事業債については限度額7,820万円を6,750万円に減額変更するもので、補正前の限度額の合計8,350万円、補正後の限度額の合計7,260万円、1,090万円の減額となります。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、179ページ、180ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）については説明を省略させていただきます。

続きまして、182ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目の受益者負担金、補正額148万円の減。特環エリアの現年度分が48万円の減額、公共エリアの過年度分が100万円の減額となります。それぞれ収納見込み額の確定による補正でございます。

3款1項1目国庫補助金、汚水処理交付金225万円の減。これは補助事業量確定による減額でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金397万2,000円の減。これも事業量確定による減額となります。

7款1項1目下水道事業債、流域下水道事業債は負担金額確定見込みによりまして20万円の減、公共下水道事業債は工事業量確定によりまして1,070万円の減額を補正するものです。

次に、183ページ、8款1項1目県補助金、公共下水道事業村単独事業費の増額によりまして県補助金が30万円増額となります。

次に、185ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費につきましては額の変更はございません。財源内訳の変更となります。

2款建設費、1項建設費、1目建設費、補正額1,078万5,000円の減。主なものとしましては、13節の委託料、建設測量設計委託料226万9,000円の減、15節工事請負費、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道事業の工事請負費724万5,000円の減につきましては、それぞれ事業量の確定及び確定見込みに伴う減額でございます。

186ページの19節負担金、補助及び交付金32万1,000円の減額につきましては、流域下水道事業県央処理区の建設負担金の確定による減額でございます。22節の補償、補てん及び賠償金105万円の減につきましては、管路工事実施に当たりまして補償物件、補償工事等が発生しなかったことにより減額をするものでございます。

3款管理費、1項管理費、1目管理費751万7,000円の減。これは流域下水道事業県央処理区の維持管理負担金の確定による減額でございます。

187ページは給与費明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 平成23年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第22号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第27、平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても、平成23年度事業の事業量の確定または確定見込みによる

補正でございます。

農業集落排水事業は、平成22年度で施設整備事業を終了し、平成23年度からは施設の維持管理事業に移行いたしました。広馬場地区処理施設も7月1日から供用開始となりまして、2月末で接続検査完了戸数290戸、申込戸数311戸、接続率では30.5%ということで数字が上がってきております。

それでは、議案書189ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略をさせていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額192万円、計954万円。1項分担金、補正額、計とも同額です。

3款繰入金、補正額344万7,000円の減、計7,453万3,000円。1項繰入金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正前の額1億454万8,000円、補正額152万7,000円の減、計1億302万1,000円。

続きまして、190ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、補正額16万6,000円の減、計957万6,000円。1項総務費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額136万1,000円の減、計2,787万8,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正前の額1億454万8,000円、補正額152万7,000円の減、計1億302万1,000円です。

192ページ、193ページ、歳入歳出予算事項別明細書（総括）については説明を省略をさせていただきます。

195ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目の分担金、新規加入申し込みによります公共マス設置戸数の増による192万円の増でございます。

3款1項1目の繰入金、事業費等確定によりまして344万7,000円の減額でございます。

続きまして、197ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目総務費、補正額16万6,000円の減、4節共済費7万円の増、19節負担金、補助及び交付金23万6,000円の減。これは、水洗便所改造資金の利子補給金確定による減額でございます。

2款1項1目管理費136万1,000円の減、11節の需用費140万1,000円の減となっております。内訳としましては、施設管理用の薬剤、油脂類48万8,000円の減、電気料が71万3,000円の減、上水の使用料20万円の減、それぞれ事業費等確定または確定見込みによる減額でございます。

198ページをお願いいたします。

3款1項2目利子につきましては補正額はございません。財源内訳の変更でございます。

199ページは給与費明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 長岡集落排水の汚泥のことでちょっと聞きたいんですけども、今後どんな見通しを立てていますか。去年5月からたまりっ放しでそのままになっていますので、その予定をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 長岡処理場の肥料、長岡1号の関係でございます。

その処分について事務局でもいろいろ検討いたしまして、あちこちの業者にいろんな質問を投げかけて処理を検討しているところでございます。過日になるんですけども、甘楽町のほうで農業集落の最終の灰を処理ができたというような話を聞いて、その関係で業者を確認したところ、安中市にある業者が引き受けてくれたというようなことでそちらに電話をしたりいろんなふうになっているんですけども、榛東村の長岡1号なんですけれども、焼却灰に当たらないということと乾燥汚泥に当たらないということで、中途半端な立場ということでございまして、燃してしまった焼却灰であればその安中市の最終処分場とかもある程度のお金を払えば受け取ってもらえるんですが、焼却していないから無理なんだという話でございます。

そういったこともありまして、過日、村長にお願いをしまして、渋川広域の処理場で焼却していただけないかということで話をかけていただいております。もしそこで焼却していただけて焼却灰になれば安中市の処理場では引き受けができるんだというふうな話になっておりますし、また、そちらの処理場からも渋川広域の一員であるのであればそのようなことでお願いしたほうがいいんじゃないかというような話もありまして、村長にお願いをしていただきました。

現在、広域のほうで焼却処分場の周辺に説明をしたりして、なるべく受け入れられるように頑張ってみようということで、もう少し返答は待ってくれという状況になっております。その回答によりまして、できれば焼却処分して焼却灰にさせていただいて最終処分場に埋設をお願いしたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 今のお話聞きますと、焼却灰にするということはごみ焼却炉を使うと思うんですけども、普通の一般ごみとをうちのほうのごみを一緒に燃して焼却できるのでしょうか。その点がちょっとと思うんですけども。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 燃すということは、今ある長岡1号の取り扱いとすれば廃棄物としての焼却処分は可能になっております。ただ、渋川広域としては、一度焼却灰、あるいは飛灰というんですかね、飛んだ灰が基準値を上回ったことがあったりして大分気にしているという状況がございます。そういったことで少し待ってくれという、検討させてくれというような話になっていると思うんですけれども、一般廃棄物として処理場で燃す品物としては何ら問題はないというふうに考えているし、法律的にもそういったものだと思います。ただ、やはり周りの人たちがいるものですから、そこを気にして広域のほうでは心配をしているという状況だと思います。

先日も電話が来まして、今検討しているので待ってくれというようなことになっておりますので、一日も早く中がすっきりするように一生懸命考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） じゃ、最後にお願いですけれども、先ほど言いましたように村長にもお願いしまして、早く処分するように、お願いいたします。回答は要りません。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長のほうから話しましたとおりでございます。しかし、地域の人たち、ごみ処理場の周りの人たちが非常に敏感になってきております。それと同時に、14日の全協でもお話ししようとしているんですけれども、今、広域の最終処分場の問題が非常にぎくしゃくしております。そんな関係から非常に周りが敏感になっているので、何しろ住民に説明をし、そして了解を得た上で榛東村の長岡1号ですか、それを燃しましようということで、灰になれば安中市の個人業者がいつでも受けるという話になっておりますので、もうしばらくお待ち願いたいというふうに思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 平成23年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 議案第 23号 平成 23 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 4号) について

○議長（高橋 正君） 日程第28、平成23年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第23号を議題といたします。

○議長（高橋 正君） 議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 萩原正夫君発言]

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

この補正予算は、年度末となりまして給食センターの運営費の確定見込みによる補正が主なものでございます。

議案書の201ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。第2款繰入金、補正額29万2,000円の減、計6,576万5,000円。1項他会計繰入金、同額でございまして省略させていただきます。

歳入合計、補正前の額、1億4,999万1,000円、補正額29万2,000円の減、計1億4,969万9,000円。

202ページをごらんいただきたいと思っております。歳出でございまして。

1款総務費、補正額29万2,000円の減、計6,604万4,000円。1項総務管理費、同額でございまして。

歳出合計、補正前の額1億4,999万1,000円、補正額29万2,000円の減、計1億4,969万9,000円。

歳入歳出予算事項別明細書の総括とまた明細書の歳入につきましては省略させていただきます。

209ページをごらんをいただきたいと思っております。事項別明細書、歳出でございまして。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、補正額29万2,000円の減、計6,604万4,000円でございまして。内訳といたしましては、共済費9万円の増、11節の需用費につきましては40万円の減でございまして。内訳につきましては電気料20万円、事業用燃料費20万円の減額となっております。また、12節の役務費についてはクリーニング代の1万8,000円の増額となっております。

また、この後の210ページの給与明細書につきましては後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 平成23年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第29 議案第24号 平成23年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第29、平成23年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第24号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、平成23年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の補正の説明の前に、23年度の補正予算の金額に関係をしておりますので、事業の繰り越しについて説明をさせていただきます。

先ほど一般会計でもありましたけれども、予算繰り越しについては繰越明許ということで予算の議決をいただく、一般会計ではそのようになっておりますけれども、地方公営企業法においては継続費、建設改良費繰り越し及び事故繰り越しの3種類がございます。繰り越しについては、企業活動の円滑な実施を図るため、予算の弾力的な執行が行えるよう予算議決がなくても繰り越しが認められると

いうことになっております。

この繰り越しにつきましては、繰り越しをした場合、管理者は地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないということになっております。よって、企業会計では繰越明許の議決がされておられません。

繰り越しにつきましては、新長岡浄水場の築造工事について、震災によりましてステンレスパネル、上水施設になりますけれども、この需要が高まったことによりまして現場での組み立て、溶接作業に必要なステンレス溶接工の不足等が起きておりまして、手配、調整に時間がかかり、工期を3月15日に定めていたものでございますが、今の予定では5月末ぐらいまで工期を延長したいということで計画をしております。

それでは、上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的支出につきましては確定見込み額での補正、4条予算の資本的収入及び支出については建設改良事業等の確定あるいは確定見込みでの補正が主なものとなっております。

それでは、議案書の213ページをお開きください。

補正予算の実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうちの収入でございます。なお、既決予定額は省略をさせていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額719万2,000円の減、計2億6,372万5,000円。1項営業収益、補正予定額696万1,000円の減、計2億5,370万5,000円。1目給水収益、補正予定額700万1,000円の減、計2億5,169万5,000円。2目その他の営業収益、補正予定額4万円、計201万円。2項営業外収益、補正予定額24万円の減、計1,000万9,000円。1目受取利息及び配当金、補正予定額14万4,000円、計366万円。3目雑収益、補正予定額38万4,000円の減、計623万3,000円。3項特別利益、補正予定額9,000円、計1万1,000円。1目過年度損益修正益、補正予定額9,000円、計1万1,000円でございます。

主なものは、1項の営業収益、1目の給水収益700万1,000円の減額でございます。細かいところまでは突き詰めておりませんが、原因としては、東日本大震災による陸上自衛隊の隊員の派遣によるものが大きな影響をしているというふうにつかんでおります。

次に、214ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、補正予定額251万4,000円、計2億5,929万円。1項営業費用、補正予定額280万9,000円の減、計2億4,053万3,000円。1目原水及び配水費、補正予定額35万4,000円の減、計6,798万6,000円。2目配水及び給水費、補正予定額175万5,000円の減、計4,046万6,000円。3目総係費、補正予定額30万2,000円の減、計2,486万9,000円。4目減価償却費、補正予定額39万8,000円の減、計1億620万2,000円。2項営業外費用、補正予定額527万3,000円、計1,746万5,000円。1目支払利息、補正予定額10万9,000円の減、計1,188万2,000円。2目消費税、補正予定額538万2,000円、計548万

3,000円。3項特別損失、補正予定額5万円、計29万2,000円。2目その他特別損失、補正予定額5万円、計26万2,000円。

主なものは、配水及び給水費の175万5,000円の減額でございますが、施設維持管理委託費の入札残と事業量確定による減額でございます。営業外費用の増額は、新長岡浄水場建設工事の24年度への繰り越し予定によりまして、水道料金によりまして仮受消費税に対しまして、事業を繰り越したことによって工事費の支払いがなくなったための支払い消費税が減少したために、消費税は538万円の納付ということになったものでございます。

続きまして、215ページ、資本的収入及び支出の支出でございます。なお、既決予定額は省略をさせていただきます。

1款の資本的支出、補正予定額1,035万3,000円の減、計2億6,454万5,000円。1項建設改良費、補正予定額同額で、計2億4,118万9,000円。2目建設改良費、補正予定額1,035万3,000円の減、計3,121万3,000円。建設改良費につきましては、村の単独事業の事業量の確定及び確定見込みによる減額でございます。216ページから218ページまでは補正予算の説明書となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 平成23年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第35号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議について

○議長（高橋 正君） 日程第30、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議について、議案第35号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第2次一括法が平成23年8月30日に公布されました。平成24年4月1日から、一部は平成25年4月1日から施行となります。第2次一括法の公布に伴う基礎自治体への権限移譲は、都道府県の権限の市町村への移譲が47法律ございます。このうちの3つの事務について、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の事務の受け入れを依頼することについて協議をするものとなっております。一つがガス事業法によるもの、もう一つが電気用品安全法によるもの、もう一つが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律によるものでございます。

219ページをごらんいただきたいと思います。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴い、ガス事業法、電気用品安全法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する市長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務のうち、関係市町村が処理することとされた事務を共同処理する事務に加えるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組規約の一部を変更しようとするものでございます。

220ページをお願いいたします。協議書となっております。

渋川地区市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議書。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び渋川地区市町村圏振興整備組合の規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、下記のとおり渋川地区広域市町村圏振興整備組合組織団体間において協議のうえ定めるものとする。

渋川地区広域市町村圏振興整備組規約の一部を改正する規約。

渋川地区広域市町村圏振興整備組規約の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「及び液化天然ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を削り、同条の次に次の1号を加える。

12号、ガス事業法、電気用品安全法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法

律に規定する市長の権限に属する事務及び知事の権限に関する事務のうち関係市町村が処理することとされた事務。

附則、この規約は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議の上ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び組合の規約変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第31 議案第25号 平成24年度榛東村一般会計予算について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第31、平成24年度榛東村一般会計予算について、議案第25号は、本日は上程議案の提案理由の説明までとし、質疑、討論、採決は3月14日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認め、日程第31、平成24年度榛東村一般会計予算、議案第25号は、上程、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は3月14日に行います。

日程第31、平成24年度榛東村一般会計予算について、議案第25号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） それでは、平成24年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度の一般会計当初予算につきましては、総額46億5,160万円で、前年度当初予算に比べますと金額で5億8,030万円、率にして11.1%の減となっているものでございます。

なお、説明につきましては本予算書及び別冊の概要説明書でさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、予算書の5ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

初めに歳入でございます。左から款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1款村税、金額13億2,453万1,000円、1項村民税、金額6億2,212万9,000円、2項固定資産税、金額6億1,145万9,000円、3項軽自動車税、金額3,422万7,000円、4項村たばこ税、金額5,671万6,000円。

2款地方譲与税、金額8,500万円、1項地方揮発油譲与税、金額2,500万円、2項自動車重量譲与税、金額6,000万円。

3款利子割交付金、金額320万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金、金額264万円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、金額75万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金1億2,000万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、金額1,215万円、1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

8款自動車取得税交付金、金額1,900万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、金額5,400万円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金、金額880万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税、金額13億円、1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金、金額260万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金、金額8,719万4,000円、1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料、金額3,656万6,000円、1項使用料2,845万2,000円、2項手数料811万4,000円。

15款国庫支出金、金額5億4,198万2,000円、1項国庫負担金、金額3億3,953万3,000円、2項国庫補助金、金額1億9,787万8,000円、3項国庫委託金、金額457万1,000円。

16款県支出金、金額3億9,031万5,000円、1項県負担金、金額1億7,640万5,000円、2項県補助金、金額1億9,101万7,000円、3項県委託金、金額2,289万3,000円。

17款財産収入、金額5,229万7,000円、1項財産運用収入5,228万3,000円、2項財産売払収入1万

4,000円。

18款寄付金、金額25万1,000円、1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、金額2億4,052万4,000円、1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金2億4,052万3,000円。

20款繰越金、金額8,000万円、1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入、金額2,460万円、1項延滞金加算金及び過料、金額180万4,000円、2項村預金利子3万円、3項貸付金元利収入、金額80万円、4項雑入、金額2,196万6,000円。

22款村債、金額2億6,520万円、1項村債、同額でございます。

歳入合計、金額46億5,160万円。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。同様に朗読をさせていただきます。

1款議会費、金額9,346万7,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費、金額5億8,963万2,000円、1項総務管理費、金額4億7,479万4,000円、2項徴税費、金額8,460万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費、金額2,616万1,000円、4項選挙費、金額298万7,000円、5項統計調査費、金額63万8,000円、6項監査委員費、金額44万7,000円。

3款民生費、金額16億5,917万1,000円、1項社会福祉費、金額9億8,266万6,000円、2項児童福祉費、金額6億7,567万2,000円、3項災害救助費、金額83万3,000円。

4款衛生費、金額3億1,657万5,000円、1項保健衛生費、金額1億8,673万4,000円、2項清掃費、金額1億2,984万1,000円。

5款労働費、金額481万9,000円、1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費、金額3億4,434万4,000円、1項農業費、金額3億3,089万8,000円、2項林業費、金額1,344万6,000円。

続きまして、9ページをお願いいたします。

7款商工費、金額1,263万3,000円、1項商工費、同額でございます。

8款土木費、金額4億985万5,000円、1項土木管理費、金額1,007万9,000円、2項道路橋りょう費、金額2億4,240万3,000円、3項河川費、金額101万1,000円、4項住宅費、金額900万6,000円、5項都市計画費、金額1億4,735万6,000円。

9款消防費、金額2億6,545万8,000円、1項消防費、同額でございます。

10款教育費、金額6億7,860万2,000円、1項教育総務費、金額1億181万円、2項小学校費、金額9,642万6,000円、3項中学校費、金額1億8,368万2,000円、4項幼稚園費、金額8,561万円、5項社会教育費、金額6,973万9,000円、6項保健体育費、金額1億4,133万5,000円。

11款災害復旧費、金額3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、金額2,000円、2項公共土木施設災害復旧費、金額1,000円。

10ページをお願いいたします。

12款公債費、金額2億6,654万円、1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金費、金額50万1,000円、1項普通財産取得費1,000円、2項土地開発基金費、金額50万円。

14款予備費、金額1,000万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計、金額46億5,160万円。

続きまして、11ページをお願いいたします。第2表 地方債でございます。

平成24年度の当初予算におきましては2つの事案で地方債の借入を予定しております。

初めに上段でございます。

起債の目的、ふるさと農道緊急整備事業、地方債の名称といたしますと地方道路等整備事業債、借入限度額1,520万円でございます。下段の臨時財政対策債、借入限度額につきましては2億5,000万円でございます。合計の借入限度額2億6,520万円でございます。

起債の方法については、いずれも証書借入または証券発行となっております。

利率につきましては年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率というものでございます。

償還の方法でございます。政府資金につきましてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるというものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

15ページ、16ページにつきましては歳入歳出予算の事項別明細書の総括表でございます。さらに、19ページ以降につきましては歳入及び歳出の事項別明細書となっておりますが、主なものにつきましては別冊の平成24年度当初予算概要説明書にまとめてございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

その前に予算書の216ページをごらんいただきたいと思います。

予算書の216ページから223ページにつきましては給与費明細書でございます。初めに、216ページ部分につきましては特別職の給与費についての本年度と前年度の比較、217ページ以降223ページにつきましては一般職の給与費の内訳でございます。

特別職でございますけれども、この表の一番下に比較がございます。比較の一番右側の合計を見ていただきますと、長等というのは村長等でございます。合計で777万円の減、対前年度当初比777万円の減ということでございます。議員におかれましては同様に対前年度当初比1,373万円の減、その他の特別職につきましては188万9,000円の減、合計で2,338万9,000円の減というものでございます。

続きまして、217ページについては一般職の総括部分でございます。

(1)の表でございます。上段が本年度、中段が前年度、下段が比較ということでございます。このうちの給与費の計の欄をごらんいただきたいと思っております。対前年度と比較しますと1,606万4,000円の減でございます。共済費部分については同じく155万6,000円の減、合計で1,762万円の減となっております。

下の表については職員手当の内訳でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

218ページにつきましては、一般職の給料及び職員手当の増減額の明細ということでございます。これについても後ほどごらんいただきたいと思っております。

219ページにつきましては給料及び職員手当の状況で、アでは職員1人当たりの給与、上段が平成24年1月1日現在、下段が23年4月1日現在ということで比較表になってございます。イについては初任給の内訳でございます。

220ページのウにつきましては級別の職員数、これも上段の24年1月1日現在と下段の23年4月1日現在の比較というふうになってございます。

221ページについては、エで昇給の内訳になっているものでございます。

222ページにつきましては、オのところでは期末手当・勤勉手当の対前年度との比較ということでございます。カにつきましては、定年退職及び勤奨退職に係る退職手当の支給率等の内訳でございます。キにつきましては、地域手当の内訳、そして223ページのクのところでは特殊勤務手当の内訳、そしてケでその他の手当ということで内訳が掲載されております。

続きまして、224ページをお願いしたいと思っております。

このページにつきましては、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計部分についてご説明を申し上げます。

区分としますと、1として普通債、2として災害復旧債、3として財政対策というふうに分けられます。全体の合計で前々年度末、これは平成22年度末の現在高でございますが、29億9,919万7,000円。そしてその右のところでございます。前年度末、これは平成23年度末の現在高の見込み額でございますが、合計欄31億1,197万5,000円でございます。そしてその右、当該年度中増減見込み、これは平成24年度中の左側が新たに起債を見込んだ額で、合計で2億6,520万円。そしてその右が24年度中に償還される元金の見込み額でございますが、2億1,630万円。そして当該年度末残高ということで、24年度末の現在高の見込み額ということで、合計で31億6,087万5,000円でございます。

それでは、別冊のカラー刷りの平成24年度当初予算概要書についてご説明を申し上げさせていただきます。

それでは、表紙をめくっていただきまして、初めに、1ページの部分につきましては平成24年度の榛東村の全会計の当初予算一覧になってございます。一番上の行が一般会計、そして表の枠、左が歳入予算、右側が歳出予算で、一般会計につきましては予算総額について46億5,160万円でございます。

次に、特別会計でございますけれども、この表にあるように国民健康保険特別会計から学校給食事

業特別会計まで8つの特別会計がございます。これの合計額につきましては対前年度当初比7億268万7,000円増の36億3,506万3,000円となっております。

次に、企業会計、これについては上水道事業会計でございますけれども、新年度につきましては大型事業がないという中から、収益的支出予算と資本的支出予算を合わせた全体支出予算額は対前年度当初比2億632万7,000円減の3億3,057万9,000円となっております。

この8つの特別会計と企業会計を合わせました歳出予算総額については39億6,564万2,000円でございます。さらに、これに一般会計を加えまして全会計の歳出予算ベースでの合計は86億1,724万2,000円で、対前年度当初に比べますと金額で8,394万円、率にして1.0%の減となっているものでございます。

なお、一番下の純計というものにつきましては、会計間の繰り入れ、繰り出しといった重複部分を除いた実質的な財政規模をあらわすものでございます。歳出総額は80億6,777万5,000円となっております。

続きまして、2ページをお願いしたいと思います。

このグラフにつきましては、平成13年度から平成24年度までの全会計の予算規模、歳出でございますけれども、その推移をあらわしたものでございます。

一番右側、24年度を見ていただきますと、上の白抜き数字80.6、これは単位は億でございます。これは緑色の折れ線の部分でございます、先ほど申し上げた純計の数値でございます。その下、棒グラフの一番上の濃い水色については水道会計でございます。その下、淡いグリーンについては8つの特別会計の合計額でございます。その下、水色につきましては一般会計予算ということでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、3ページをお願いいたします。

この表につきましては、一般会計当初予算の財源不足の補てん措置の状況ということで整理をさせていただきます。

歳出総額の46億5,160万円、このうち起債等を除いて使用財源を確保できた額が42億9,193万円ということで、差し引き3億5,967万円が財源不足ということになりましたけれども、これを、次の枠の中をごらんいただきますとわかりますように、基金あるいは村債の発行による補てんで補ったというものでございます。

初めに、基金による補てんというのが1の部分でございます。財政調整基金の繰り入れで9,447万円を補てんさせていただく。そして2のところでは、村債の発行により2億6,520万円補てんをするというものでございます。

なお、この村債については、内訳は特例債ということで臨時財政特例債が2億5,000万円、通常債ということで地方道路等整備事業債で1,520万円というものでございます。

その下の参考の部分については一般財源比率というものを対前年度と比較してあらわしたものでござ

ざいます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4ページでございます。

この表については、一般会計当初予算額につきまして、平成10年度から平成24年度までをグラフにあらわしたものでございます。単位については億円ということになってございます。

一番右の24年度を見ていただきますと、ブルーの濃い折れ線については一般会計に属する基金の残高でございます。その下の棒グラフの黄色の部分、白抜き数字が出ておりますけれども、これが一般会計予算額。その下の焦げ茶に見える折れ線グラフが一般会計の村債の残高、その下の赤い折れ線については人口、そして一番下の水色については村税という形でグラフにあらわしたものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

このページにつきましては、住民1人当たり予算額等の推移ということで、平成10年度から平成24年度までをグラフにあらわしたものでございます。ここでは単位が万円という形になっておりますので、ご注意をいただきたいと思います。

一番右側の24年度を見ていただきますと、ブルーの折れ線については一般会計中の基金残高、土地開発基金を除いたものでございますけれども、34万7,000円。そして、棒グラフのオレンジ色のものについては一般会計当初予算額でございますが、31万6,000円。そして薄い紫の折れ線グラフについては一般会計の村債の残高ということで21万4,000円。その下の黒の折れ線については財政調整基金13万5,000円。そして下の水色の棒グラフについては村税8万9,000円という状況でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

このページにつきましては一般会計の歳入予算の状況でございます。各区分ごと、そして予算額、構成比、財源区分、その中には特定財源、一般財源の内訳、さらには臨時的収入、経常的収入、そしてさらに前年度当初額、その右には前年度当初との比較の増減額、そして増減率というふうに構成をされているものでございます。

主なものについて簡単にご説明申し上げます。

1款の村税につきましては予算額が13億2,453万1,000円でございます。これについては前年度と比較しまして2,180万5,000円の増、率にして1.7%の増となっております。主な増加要因につきましては、年少扶養控除の廃止などの影響によるものでございます。

次に、10款の地方特例交付金、24年度は880万円でございますけれども、対前年度比2,200万円の減、率にして71.4%の減。このように大きく減った要因につきましては、やはり年少扶養控除廃止などの影響によるものでございまして、児童手当及び子ども手当の特例交付金部分で1,080万円の減、減収補てんの特例交付金分で1,120万円の減という内訳でございます。

次に、11款の地方交付税、24年度は13億円を計上させていただきました。対前年度当初比2億円の増、率にして18.2%。これにつきましては普通交付税で1億5,000万円の増、特別交付税で5,000万円の増という形で計上させていただきました。これについては、地財計画で若干の増が見込まれる、さ

らには当初予算で積極的に計上させていただくと、そういったことで増額となっているものでございます。

次に、15款の国庫支出金、予算額5億4,198万2,000円、対前年度比5億7,367万6,000円の減、51.4%の減でございます。この減った主な要因を見ますと、国庫負担金の中で子ども手当の負担金が1億5,553万5,000円減っております。23年度当初におきましては全額国庫負担金ということで膨らんだ数値が計上してございました。しかしながら、本年度については県の負担金あるいは村の持ち出し分、そういった形で計上したことによって減っているというものでございます。主なものとしますと、国庫補助金の中で防災無線の工事費でいただいた補助金の分が1億2,140万7,000円ほど減っております。さらには、中学校の改築工事分で2億8,518万1,000円減っているという中から、このように減っているものでございます。

次に、16款の県支出金、予算額が3億9,031万5,000円、対前年度当初比6,702万8,000円の増でございます。ふえた要因としますと、先ほど申しあげました子ども手当分として4,047万3,000円ふえております。それと、農林水産業費の補助金のところで、先ほどの補正予算でもご説明を申しあげましたが、農業体質強化基盤整備促進事業補助金で2,594万8,000円の増と、こういったものがふえた主な要因でございます。

19款の繰入金につきましては、予算額が2億4,052万4,000円、対前年度比2億5,068万9,000円、51%の減ということでございます。これにつきましては、義務教育施設の整備基金の繰り入れが前年度よりも3億67万5,000円減ったというのが減の主な理由でございます。

次に、20款の繰越金、予算額8,000万円、対前年度比3,000万円の増でございます。これについては、平成22年度から23年度へ繰り越しされた事業費の執行残を考慮して増額させていただいたものでございます。

それと、22款の村債、予算額2億6,520万円、対前年度比5,940万円の減。これは臨時財政対策債で4,000万円の減、それとその他の借り入れ、義務教育債の部分で2,140万円の減、そういったものが減った主な要因でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

このページにつきましては、棒グラフの部分につきましては水色が前年度当初、赤色が24年度当初予算ということで、主な歳入の項目ごとにグラフで比較させていただいたものでございます。円グラフのところにつきましては、自主財源、そして依存財源ということでくくってございます。水色部分が自主財源比率、村税以下、分担金・負担金から諸収入までということで、平成24年度については39.8%の比率になってございます。一方、黄色の部分でございます。地方交付税から始まって村債まで、いわゆる依存財源と称します。これについて24年度は60.2%の比率になっているものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

このページにつきましては、一般会計の歳出予算の目的別の状況を表にあらわしたものでございます。左側の表につきましては、各款、そして予算額、構成比、前年度当初額、比較増減額、増減率というふうなことで構成をされています。

主なものを見てみますと、2款総務費、予算額が5億8,963万2,000円、対前年度当初比1億2,059万7,000円の減、率にして17%減ということでございますけれども、この減った主な要因は、防災行政無線の工事の終了というものが主なものでございます。

それと、3款民生費、予算額16億5,917万1,000円、対前年度当初比4,962万7,000円。これにつきましては、ふえた主な要因としますと、国保特会への繰り出しあるいは介護特会への繰り出し、人件費の増、そういったものが中心で、一部、老人福祉費のところではグラウンドゴルフ場の建設費、そういったものが見込まれているという中でふえているという状況でございます。

続いて、6款の農林水産業費、予算額が3億4,434万4,000円、対前年度当初比6,512万2,000円の増。これのふえた要因を見てみますと、やはり農地費のところでは農業体質強化基盤整備促進事業費が5,000万円ふえております。これが一番の要因でございます。

次に、8款の土木費、予算額4億985万5,000円、対前年度比4,727万5,000円の増、率にして13%の増でございますけれども、ふえた主な要因を見ますと、道路の新設改良費が4,390万5,000円の増となっているものでございます。

続いて、1つ飛んで10款の教育費、予算額6億7,860万2,000円、対前年度当初比6億1,095万4,000円の減、率にして47.4%の減。この減った主な要因でございますけれども、中学校の整備事業が一段落をしたという中で、この整備事業だけで見てみましても6億2,840万2,000円の減ということでこのような減額になっているものでございます。

右側の棒グラフにつきましては、水色が前年度当初、赤色が24年度当初ということでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

このページにつきましては、一般会計の歳出予算の性質別状況をあらわしたものでございます。左の表のところでは主なものについてご説明申し上げます。

まず、扶助費、予算額8億7,805万8,000円、対前年度比4,937万8,000円の減。これは、子どものための手当が6,494万7,000円減ったというのが主な減の理由でございます。

続いて、1つ飛んで普通建設事業5億3,327万3,000円、対前年度当初比6億4,157万5,000円の減。これについては、補助事業のところでは中学校の建設事業あるいは防災無線の整備事業、こういったものが減ったというのが一番大きな要因となっております。一方、単独事業につきましては対前年度比7,731万3,000円の増。このふえた要因につきましては、道路の新設改良費あるいはグラウンドゴルフ場整備、社会体育施設の管理事務所の建設費、そういったものが見込めるために単独事業が伸びているというものでございます。

それと、下から2番目になりますが、繰出金、予算額が5億4,996万6,000円、対前年度比5,244万

8,000円の増。このふえた要因については、国保特会、介護特会、後期高齢者特会、農業集落排水特会、これらに対する繰出金が伸びているというものが主な要因でございます。

そして、その右側のグラフにつきましては、緑色部分が前年度当初、そして黒の太枠が24年度当初ということでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

このページにつきましては、全会計の村債の残高見込みということでございます。一般会計、そして特別会計、公営企業会計、合計というふうになってございます。

前年度末現在高、これは23年度末の3月補正後の見込み額ということでございますけれども、一番下の合計欄を見ていただきますと全体で78億7,756万8,000円でございます。その右側、当該年度中増減見込み、これは平成24年度中の動きでございます。左側が新たに借り入れを起こす見込み額5億4,050万円でございます。そしてその右が24年度中の元金の償還見込み額、全体で3億6,912万円ということで、一番右の平成24年度末の現在高見込み額につきましては、一番右の下になりますが、全会計を合わせますと80億4,894万8,000円となるものでございます。23年度末と比較しますと1億7,138万円ふえるという見込みでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

このページにつきましては、全会計の村債の年度末残高を平成13年度から24年度までをグラフにあらわしたものでございます。

24年度のところを見ていただきますと、一番上の濃い緑色については公営企業、いわゆる水道会計の部分でございます。その下の薄い黄緑色の部分は特別会計全体の額でございます。そしてその下の水色については一般会計でございます。なお、水色の折れ線グラフについては一般会計のうち臨時財政対策債分ということでございます。単位は億円となっているものでございます。

続きまして、12ページでございます。

基金の状況をあらわしたものでございます。左の上から財政調整基金、そして一番下、義務教育施設整備基金ということであらわしてございます。合計を見ていただきますと、前年度末、いわゆる23年度末の3月補正時点の残高見込み額でございますけれども、合計で54億1,401万5,000円。その右、24年度中の積立見込み額9,889万6,000円、そして24年度中の繰入見込み額2億4,052万3,000円ということで、24年度末におきましては全体で52億7,238万8,000円になる見込みでございます。これを対前年度末と比較してみますと1億4,162万7,000円の減となる見込みでございます。

続きまして、13ページ以降につきましては歳出予算における主なものを掲載させていただきました。

お断り申し上げますけれども、この掲載順につきましては予算書の中の款項目とは若干異なっております。また、くくりについても予算書の款項目と同様ではないという部分をお断り申し上げたいと思います。それと、数字については、ここに注釈がございますように金額につきましては、原則として通常括弧であらわしてあるものについては事務事業の合計予算額、その括弧の前に黒星であらわ

していますのは目全体の予算額、さらには白の星印であるものは節の予算額、そして白抜きのひし形については個別の予算額となっているものでございます。単位は万円でまるめさせていただいたものでございます。

それでは、13ページから主なものについてご紹介申し上げます。

初めに、児童福祉というくくりの中で学童保育対策事業、事務事業全体で3,513万円でございますけれども、ここにつきましては北部第3学童保育所、これは旧役場庁舎の分室の2階でございますが、そこに新たに開設をさせていただくものでございます。さらには南部第1学童保育所建設事業としまして、現在南コミの中にある第1学童を南小の前に、第2学童と集約化を図るといったことから設計費を計上させていただいているものでございます。

その下のファミリーサポートセンター委託事業につきましては、渋川市にある会員制のNPO法人に子ども預かり事業ということで委託をさせていただくものでございまして、24年度から新規に事業を実施させていただくものでございます。

その下の子どものための手当ということでございますけれども、名称については、お気づきのよう
にまだ国のほうでいろいろ変わってございます。

○議長（高橋 正君） ちょっといいですか。財政課長、これはいいんじゃないの、こっちのほうに書いてあるんだから。ただ読むんだから、見ればわかるんだから。

○基地・財政課長（早川雅彦君） わかりました。

そうすれば、ここにあるとおり主なものが掲げてございますので、後ほどごらんいただきたいと思
います。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は3月14日に行います。



◎日程第32 議案第26号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ
いて

◎日程第33 議案第27号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ
いて

◎日程第34 議案第28号 平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について

◎日程第35 議案第29号 平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について

◎日程第36 議案第30号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予
算について

◎日程第37 議案第31号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につ
いて

◎日程第38 議案第32号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算
について

◎日程第39 議案第33号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ
いて

◎日程第40 議案第34号 平成24年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（高橋 正君） お諮りします。

日程第32、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算、議案第26号から日程第40、平成24年度榛東村上水道事業会計予算、議案第34号までにつきましては、本日は上程のみとし、説明、質疑、討論、採決は3月14日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認め、榛東村議会会議規則第34条の規定により9議案を一括上程します。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

以上9議案についての上程が終わりました。この案件の説明、質疑、討論、採決は3月14日に行います。

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして本日付議されました案件はすべて終了いたしました。

第1回定例会第2日目を散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時35分散会

平成24年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

平成24年3月14日（水曜日）

議事日程 第3号

平成24年3月14日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第25号 平成24年度榛東村一般会計予算について
 - 日程第 3 議案第26号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第27号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第28号 平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第29号 平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第30号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第31号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第32号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第10 議案第33号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
 - 日程第11 議案第34号 平成24年度榛東村上下水道事業会計予算について
 - 日程第12 請願・陳情について
 - 日程第13 平成24年度榛東村一般会計予算の審査結果について
 - 日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第15 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について

追加日程第2 発委第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（1名）

8番	阿部一雄君
----	-------

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	松下晴一君	基地・財政課長	早川雅彦君
税務課長	稲村智巳君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	山本比佐志君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	小野関均君	会計課長	立見清彦君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教務局長	萩原正夫君

事務局職員出席者

事務局長	新藤彰	書記	富澤美由紀
------	-----	----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年榛東村議会第1回定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は14名出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条に規定によって、議長において指名を行います。

6番柳田キミ子さん、7番金井佐則君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 議案第25号 平成24年度榛東村一般会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第2、平成24年度榛東村一般会計予算について、議案第25号を議題といたします。

なお、質疑に入る前に議員各位にお願いいたします。

一般会計予算の質疑に当たっては、同一議題と解釈し、質問は歳入全般において1人3問、歳出においては1款から4款、5款から9款、10款から14款に区分して、それぞれ質問は1人3問までといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、質疑に入ります。

歳入について質疑ございませんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。

5ページをお開きください。

上段の村税についてお尋ねします。

この当初予算で平成20年からこの年度にかけて予算の額が、平成20年度が13億9,000万を初め21、22と23年度までわずかでありましたが、下がってきております。ところが、平成24年は来年度ですか、13億2,400万円余りと約2,180万円余り増加という予算を組んでいます。その中で村民税、これが増加3,456万8,000円、その中の個人税、これが5,384万3,000円ほど増加しております。この要因についてお答えください。

○議長（高橋 正君） 稲村税務課長。

〔税務課長 稲村智巳君発言〕

○税務課長（稲村智巳君） 今のご質問に対する回答をさせていただきます。

個人の村民税について、その増加要因につきましては、法改正による扶養控除の見直しによるものが主となります。年齢ゼロ歳から16歳未満の年少扶養親族に係る33万円の扶養控除の廃止や特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分12万円の廃止により、調定額の増加が見込まれるためのものです。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 23年度と24年度の比較に関しては、その扶養の関係で5,300万が増加傾向にあると、そういうふうな理解でよろしいのかどうかと、それから今年度この予算を計上して、前回もお話ししたんですが、平成20年度が収納率が90.2%と、それ以降、21年度、22年度が80%台に落ち込んでいます。23年度に関してはどの程度になって、見通しですね、どのぐらいで納まるのか。それと24年度はどのような対応、対策というんですか、そういうことをしながらこの収納率を上げようとしているのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 稲村智巳君発言〕

○税務課長（稲村智巳君） 先ほど申し上げました村税の個人の部分につきましては、先ほど申し上げた理由により調定額の増加が見込まれております。それに際して徴収率につきましても、今年度、前年度よりも予算上高目の徴収率目標を定めまして設定しております。こちらにつきまして、村税全体の数字についてはちょっと確認をしまして、またご説明したいと思います。前年と徴収率につきましては同様の推移をしたいと考えております。

徴収対策につきましては、今年度滞納繰越分の縮小に向けての差し押さえ等を実施しております。来年度につきましても、滞納処分の強化とともに、まだこちらのほうで調査が進んでいない、いわゆる執行停止、逆に言うと落とす部分なんですけれども、その強化も図りながら徴収率の向上を図りたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村長にお尋ねします。

今、税務課長のほうから目標に向けて徴収率を上げるとお答えがありましたが、具体的にどのように目標を達成するために施策があるのか、構想がありましたらお答えください。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

この問題は前々から考えられ、非常に大変な問題と受けとめております。そんな中で私就任してから以来、現年度、それから過年度分の滞納についてできるだけ精査し、そして税の公平さを保つために徴収をしていただくんだということで、真塩村長時代の後期から県の職員を派遣していただきまして、その対策に当たってきたところであります。私もそれを堅持しながら新たな財源確保のためにも、それから先ほど申し上げましたように税の公平性を保つためにもやらなければいけないということで、施策を施してきたところでございます。

先ほど税務課長が話されましたように、23年度は非常に県の派遣事業の中で税の対応の仕方について勉強された職員が帰って来ました。そういったために、先ほど税務課長が申し上げましたように、税の滞納整理についていろいろな角度からやっております。1つとしては財産の差し押さえとか、それから給料の差し押さえとか、そういったものについて多くの金融機関の協力を得ながら解決の方向に努力をしているところでございます。これからもそういう努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに歳入についてご質疑ありませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 32ページです。

総務費県補助金、一番上の段です、総務費管理費補助金で1,216万6,000円、緊急雇用創出基金事業市町村補助金ということですが、これの事業内容についてお話いただきたいと思います。支出のところであれですか。いいですか、じゃ。すみません。

○議長（高橋 正君） 歳入でいいですか、これ歳出だったんですけども。

○6番（柳田キミ子君） じゃ、歳出のほうで、すみません。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 歳入の部分でまとめて質問したいと思いますので。

それから、戻りまして26ページの14款使用料及び手数料のところです。

総務管理手数料、行政情報開示請求手数料1,000円となっておりますが、どのような見込みをしているのかということ、現状がどういうふうになっているかということも含めて、この予算立ての理由

をお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○議長（高橋 正君） 早川基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） それでは、緊急雇用創出基金事業市町村補助金、これについてご説明を申し上げます。

これにつきましては、来年、いわゆる24年度が最終年度と。この補助金で充てられる事業の最終年度ということございまして、本村にありましては、教育費の中でいわゆる学校のいろんな付随する事業、そういった職員、そういったことで充てるということで考えております。具体的に申しますと、小学校の活動支援事業のところ2人、いわゆる知的障害、自閉症等のお子さんたちの特別支援に当たる、そういった対応で2人を予定してございます。それ以外に教育委員会の事務局のところ、いわゆる環境美化対策、あるいはいろんな投資的事業、工事、そういったものが集中しております。そういった事務補助など、幾つかございますけれども、全体としてそういった中で4名の方を想定しております。合計で6名の方を雇用したいと。それに対応する補助金というものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 松下総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 予算書の26ページの総務手数料の中の総務管理手数料、1つが行政情報開示請求手数料、それから行政情報開示実施手数料、閲覧・照合・証明手数料の各1,000円でございますけれども、これにつきましては、もし行政情報等の開示請求があった場合にということで、項目を立てておかないと歳入を受ける場所がないということで1,000円を立てさせていただいたと。実際にはどのくらいあるかというのはそのときの状況によって違ってきますので、あった場合にということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今総務課長の説明の中でもしあった場合にということだということですので、現状ですと、そういう実績は余りないということなんではないでしょうか。情報公開の資料の請求とかというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 23年度についてはありませんでしたけれども、22年度のときには1件ありました。

○議長（高橋 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、歳出1款から4款について質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 今回の予算につきましては、村長、副村長には初めての経験かなと思ひまして、大変な努力があったかなということは高く評価をして深く敬意を表するものであります。

しかし、わからないところがございますので、質問を二、三させていただきますけれども、3問という制約がございますので、まとめて少しやらせていただきますので、お聞き逃しのないようにひとつお願いを申し上げます。

まず、2款総務費、60ページになります。

自然エネルギー推進事業というのが五、六ございまして、合計しますと100万近いお金を予算しているんですけども、その中の食糧費というわけのわからない22万1,000円という半端な予算でありますけれども、まずこれは何のための何をする食糧費なんだか、1点をお聞きいたします。

その次に、自然エネルギー推進事業、推進対策室というのがありますけれども、これはどのような仕事をするのか。恐らく今回のソフトバンク社とのメガソーラーということでこの対策室を設けてあるのだと思います。どんな仕事をこれからもするのかということが第2点目。

そして、この事業が既にきのうも新聞報道されましたし、恐らく本契約がされるかと、近々しなければならぬと思ひますけれども、その後になりますと、さほど1人専門の室長をあてがってこれからずっと長期的に継続をするような仕事が果たしてあるのか。この人は短期的にその事業が展開すれば、この室はなくなるのか。その3点をまずお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私のほうで答えて、そのほかに補足をまた係のほうからさせていただきたいというふうに思ひます。

全体的に自然エネルギーの対策については、皆様方のご協力を得まして、きのう無事調印式が終わりました。そして、それからはもう土地を提供した中で自然エネルギー、SBエナジーのほうで工事を着工し、そして7月1日を売電設定しながらやっていくということでございます。そして、皆様方から了解を得ました1,500万円以内の工事については、今着々と進めさせていただいているところでございます。

それから、24年度について、ここ約100万ぐらいの予算をとったということでございます。これは継続、きのうの調印で向こう20年間契約をしましようという合意に達しているわけでございます。そんな中で、いろいろな面で調査研究するものが出てくると想定されるということで上げさせていただいたという経緯がございます。そして細かい点につきましては、これはまた係のほうからご説明を申

し上げます。

それから、室長の対応の問題でございますけれども、御存じのようにソフトバンクとの今までの取引というのが非常に夜中とか朝方とか、そういう中でメールの交換とかということで、非常に業務に、普通の業務ではなかなか対応できなかったということで、専門的な室を設けて対応してきたところでございます。そして今後これをどうするのかという話の中で、このメガソーラーだけの事業で終わることなく、ほかの事業も視野に入れながら対策室で考えさせていただくという希望を持っております。ですから、今のところメガソーラーが来たから、じゃ終わりにするというような考えは今のところ私は持っておりません。それに付随した、そしてまた新しい企業誘致、それから地域開発というものを今模索しておりますので、そんな中でまたそちらのほうから力を出していただければなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

あとは補足をさせます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 食糧費の件ですけれども、この関係につきましては、これから事業を展開していく中で各先進地の視察とか、そういうものに行ったときに必要な食事代ということで考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 何だかよくわかったようなわからないようなことなんですけれども、先進地の視察等ということで22万1,000円というえらい半端な、先進地の視察へ行って勉強するんであったら、これはもっと取るべきではないか。とりあえず22万1,000円取っておいて、足りなければ補正するというような考えでやったのかなと思われま。

余り詳しく聞いていると3問が終わってしまいますので、次にいかせていただきますけれども、室長は課長補佐ということでございまして、村長、大変課長補佐がお好きなようで、村長になってから3人補佐をつくったということでございますけれども、補佐が必要なのか。そして、この補佐というのは一般職よりももちろん給料が高いわけでありまして、共済費、あるいはもろもろの手当を含めると、職員でも約1,000万近いお金が出るわけでありまして。きのうの報道でもそうでしたけれども、売電した収益というのが約200万そこそこぐらいかなというように私思っております。そのために1,000万近い給料の支払いをしながら210万の収益に対してその職員を専属で張りつけるということは大変な無駄もあるのではないかなというように考えるわけでございます。一担当としての職でいいのではないかなと、この辺のお考えを1点目、お聞きをいたします。

その次に、総務課付ということでございますけれども、自然エネルギー対策については榛名カント

リー跡地ということで企画財政というところからスタートしたと思っております。なぜ総務課付ということなんだか。また、これは事業が展開をしてくれば産業振興課の所管の一部でもあるのではないかなというような感じがいたしますけれども、総務課付にした理由。以上2点をお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

立ち上げるにつきまして、本当に今、金井議員が言うようにいろいろ苦心をしたところでございます。そんな中で、先ほど申し上げましたように、相手が本当に何ていうか企業として非常にレベルの高い企業だということで、そちらの誘致について議員の皆さん方からもお力添えをいただいている中で、言葉は悪いんですけども、粗相があってはならないという中で誘致をしたいということで立ち上げたところでございます。

そして総務課付とか基地・財政課付とかというようなことでございますけれども、予算的には基地・財政課で掌握し、そして事業としては総務課でやったらどうかという苦肉の策でやらせていただいたと。そして、これが一段落すれば、24年度の人事については、その所管については整備をしてこれから協力をいただきたいと、こんなふうを考えているところでございます。

それから、一職員がその事業に張りついて、収入も少ないんですけども、費用がかさむけれどもどうだというようなお話でございます。私としては、それは重々承知はしております。しかし、行政として費用対効果を考えないわけではございませんけれども、やはり村民のためになるのであれば、ある程度の出費は、これは確保しなければというふうに考えております。

そのほかは総務課長にさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 先ほどちょっと村長のほうから、予算は基地・財政課のほうに残すというような答弁があったんですけども、23年度については基地・財政課のほうに予算がとってありますので、そちらで執行をするんですけども、24年度予算については総務課のほうの予算ということで執行するというようなことになっております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 私が一番聞きたかったことは、補佐というポストということは、決してこれが補佐でなければソフトバンク社と契約がうまくいかないというのであれば、まあこれはしようがないかなと思いますけれども、一担当でも十分できると。今、村長は村民のためというようなお言葉を申されましたけれども、選挙期間中も村長はずっと無駄をなくして村財政の刷新を図るんだという高い志を持っておられましたので、無駄は省いていかななくてはならないかなというような感じを持つ

ておりますし、平成24年度の人事で総務課付をまた考え直すというような答えでございましたので、適材適所といたしますか、適切な人事を断行していただきたいと、こんなふうに思っております。

続いて3問目なんですけれども、これは51ページの歳出になりますけれども、いいですか。1項総務管理費の中の13節の委託料ですけれども、顧問弁護士委託料91万5,000円というのがございまして、これは村の指定の願いをしておる吉岡町出身の吉村弁護士だと私は認識をしておるんですけれども、それで間違いないか、1点。

榛名カントリー跡地の問題で、東京の何か日弁連のナンバー3とかいう弁護士さんをお願いしたとこの間報告がございましたが、この問題で、村の顧問弁護士の吉村弁護士ではだめだったのか、それが2点目。

これからその東京のお名前はわかりませんが、弁護士にお願いするについては、もちろん費用がかかるのではないかなと思うんですけれども、この弁護士にこれからお願いするのか、そして吉村弁護士との契約はどうなるのか。この3点をお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） お答えいたします。

ここに載っておる一応顧問契約というような形で吉村弁護士を一応メインにというような形で思っております。

なお、東京の弁護士等々につきましては、緊急性を要したというふうな形で今回はしております。あと細かいところは総務課長のほうから答えさせますけれども、先ほどのあれですか、ちょっとその前の問題なんですけれども、課長補佐の関係ですか。これは職員はどこに置いても同じ給料というような形になってまいります。

もう一点、今の村長からも出ておるとおり、夜中に非常に業務が多いというふうな形になりますと、時間外その他ということで膨大な費用になってまいりますので、その点のところも十分考えていただきたい。

また、総務課というのはすべての課を網羅すると。議員さんのおっしゃるとおり産業建設にも影響してくる、何にも影響してくるというふうな形の中から、全庁的な立場でこういうふうなものはやっていかないと協力は得られないかなというふうな形の段階から、村長がそういうふうな配置をしたというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 13委託料の顧問弁護士委託料ですけれども、通常の相談業務として吉村弁護士のほうと契約をしております。それで月5万円で12カ月60万円、そのほかに特別な顧問料とい

うことで31万5,000円、これはその特別な事案等が発生した場合にはこういうことでやるということで、予算的には合わせて91万5,000円を予算化をしております。

〔「吉村氏で間違いのないの」の声あり〕

○総務課長（松下晴一君） はい。間違いありません。

〔「議長、休憩を求めます」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 先ほどですね、ちょっと説明が足りなかったんですけども、顧問弁護士料の委託料につきましては、吉村弁護士をお願いしています。それで、通常の細かい相談事についてはこの5万円掛ける12カ月、60万円の中でさせてもらっていると。特別な相談とか訴訟とか、そういう手続が発生した場合には残りの31万5,000円を使うということで予算化をさせていただいております。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ちょっと質問のほうはまだ十分ではないので、金井議員にいま1問だけは許可しますけれども、7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） それは総務課長に二度言っただいて、これはわかっているんですよ。榛名カントリー跡地問題で東京の弁護士をお願いしたというのが、緊急性があったので、今副村長は東京の弁護士をお願いをしたと、こう答えたんですけども、緊急性があってもなくも吉村弁護士ではだめなのか、それは1点。

それから、これから東京の弁護士をお願いをするのか、費用はどうするのか、その2つをお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 吉村さんで決してだめとかそういうふうな問題でもありません。緊急性が

あったかというふうなことは、非常にそれこそ緊急性のあった問題なんで、急速数日で片をつけなければならぬというふうな問題が発生しまして、東京の弁護士を確かに頼みました。それはこの予算のほうの30万以内で収まっております。

以上です。

○7番（金井佐則君） その後も、これからも東京の弁護士に頼みますか。

○副村長（萩原貞夫君） 関連でもしあれが発生すれば、一応は今のところは案件に関しては決着はつくような形になっております。ただし、ほかの建物だとかそういうふうなもの今後の展開が出てくると、一応また考えなければならない部分もあるかなとは思っております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 9番牧口です。関連で質問させていただきます。

まず1つ、室というのは、前に何か基地対策室というのがあったけれども、それ以後、室はなくなるというようなことがあったような気がするんですが、条例でも決めないのにこの室というのはどのようなものなのか。その説明が1つと、あとは今、金井議員の質問で、あの補佐はいつまで置くのかという回答がなかったような気がしますので、それも求めます。

それから、村長の先ほども、これもそうですが、村のためになることなのでということですが、この村のためというのがちょっと私理解ができなかったんですが、どのような、確かに榛東村が今メガソーラーでこのPRをしているんで、それは村のためになります、ちょっとその予算の収支においても、村民のためには、それだけでいけばならないんじゃないかなと。

それから、これは私も前回は聞いて、今、金井議員の質問にもはっきり答えがないんですが、臨時で東京の弁護士に30万とかをしたというんだが、これ以後、もしその弁護士に来てもらう場合には費用がどうなるか、それがはっきりまだ答えが先ほどから出ていないんですが、それは本当に、いや何回頼んでも無償なんですとか、緊急の場合でまたそちらに頼んだ場合にはそれ相応の弁護士費用はかかるんだとか。これをちょっと先ほどから回答が私には飲み込めないんで、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 弁護士費用のことについてお答えします。

これから先あれですか、訴訟だとかそういうふうな問題が出ると、これは加算していくかなというふうに思います。このまま法的にクリアして何もなければ、今のところはそのままです。そういうふうな形でよろしいでしょうか。

〔「だからもし訴訟が出た場合に東京の弁護士を頼んだ場合に

は……」の声あり]

○副村長（萩原貞夫君） それは案件によって変わってくると思います。

[「結局無償じゃないということでしょう」の声あり]

○副村長（萩原貞夫君） はい。それはそうですね。

あとのことはほかの係からお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 2点についてちょっとお答えさせていただきます。

1点は、補佐をいつまで置くのかという単刀直入の質問でございます。

先ほど申し上げましたように、メガソーラー事業だけの推進だけで終わることなく、その後の村のためになるというようにお話を私させていただきましたけれども、その事業について、メガソーラーの発電売電だけで終わることなく相乗効果をつくり上げていきたいという中で室長もいましばらく置かせていただいて、その中で研究をさせていただくと。

それからもう一点は、私この議会が始まるときにちょっと初めの言葉で申し上げさせていただきました。それからまた山口議員の一般質問でも申し上げさせていただきましたけれども、私はどうしても経済対策をここで施さないというと、自主財源確保がなかなかこれから難しいんじゃないかというような中で、今回メガソーラーが進出してくれたというものの中で、それらを利用しながら地域活性化のために施していただきたいと。そのためには、やはり室長を中心に事業展開、施策展開をしていかなければというふうに考えております。

以上です。

[「その室をつくるというのは、まだ、それは……」「ちょっと待ってください」の声あり]

○議長（高橋 正君） 総務課長。

[総務課長 松下晴一君発言]

○総務課長（松下晴一君） 室の関係ですけれども、今職員は総務課付ということで、総務課付の課長補佐になっています。この自然エネルギー推進対策室というのは要はプロジェクトチーム的な考えでつくらせていただいております。職員は総務課に1人いるわけですけれども、各課を横断した形で、その中に職員を選抜をしていろいろな事業を進める中で行動を、対策を講じていただいているというようなことで、位置づけとしては総務課の中にその対策室を置いて、それでプロジェクト的に対応していくというようなことの位置づけでございます。

○議長（高橋 正君） 9番。

[9番 牧口又一君発言]

○9番（牧口又一君） 私の質問は、室というのが、極端な言葉ですけれども、じゃ何々室というの

を乱発しているのかと。条例も何もないのかと。これもちょっと聞きたかった1つなんです。何か室というのは基地対策室のときで室がもう条例的になくなったというような、私はそのように考えているんですが。その室のあり方、条例の問題をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 条例じゃなくて規則。

総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 課の場合は課の設置条例がございます。その中で、課長を置いて、課の中の仕事をすることですけれども、今回はそういうことではなくて、総務課の中の一係として動いております。課長補佐ということで、総務課の決済行為もそういうものも全部して、そのほかに係として自然対策エネルギーをしていただくと。それには職員が、総務課だけの職員で対応できませんので、各所属のところから職員を、先ほど申し上げましたように選抜をいたしまして、その中で対応していくというようなことでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、総務課長のほうから話されましたように、課の設置については設置条例がございます。それから室については、条例ではなく規則でございます。規則ですから、内輪というか、執行のほうで対応できるということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

ちょっと関連とその他があるんですけれども、今、村長のほうで、規則のほうで対応できるということでしたが、榛東村行政組織規則の第12条、基地・財政課各係の分掌事務というところで、企画調整係の項目の中にエネルギー対策に関することと、ここでもう明記されておまして、私が思うにはここで対応できるんじゃないのかなと。わざわざ室を設置しなくても、ここで対応できたのではないかという疑問と、また課の設置条例自体、第2条に住民生活課の中にやはり地球温暖化対策に関する事項と書いてあります。わざわざ総務課でなくてもいいのではないかということをお聞きしたいと思います。

それと、87ページの3款民生費の部分で新井緑地公園（グラウンドゴルフ場）の整備工事とありますが、こちらのこの事業の財源について、1点お聞きしたいと思います。

〔発言する声あり〕

○5番（南 千晴君） いいですか。今2点言ったんですけれども、もう一点、114ページの衛生費、保健衛生費の健康増進費ということで、委託料で婦人検診料ということで載っております。新年度より子宮がん検診、乳がん検診がワンコインで受けられるという村長の新しい事業が盛り込まれており

ますが、来年度において、この健康づくり財団が乳がん検診のマンモグラフィー検査は実施するが、触診についてはやらなくなるということでお話を聞きました。そのあたり、財団ではなくて、触診について個別受診等で受けるのか、医師会との話し合いがあると思うんですが、その後どのような形でこの検診が受けられるのか。ちょっと経緯等、今現在わかっている時点の説明をお願いしたいと、以上3点、お答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私のほうからお答えさせていただきまして、あとは補足はまた係のほうからさせていただきます。

一番初めのメガソーラー事業に対しての係の分掌についての質問だと思います。

いろいろ精査をさせていただきました。そして各部署に住民生活課、あるいは基地・財政課等にもいろいろその分掌の記事はございました。しかしながら、私としては全体の、先ほど副村長が話されましたように、全体の職員に協力をしていただくという中で、それを統括しているのは総務課だという考えのもとにそうさせていただきました。

それから、新井緑地公園のグラウンドゴルフ場の財政、どんなところからあるかということは基地・財政課長から答えさせていただきます。

それから、保健については保険課長のほうからお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 早川基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） この緑地公園、グラウンドゴルフ場整備ということでございますけれども、この予算編成段階では一般財源で組ませていただいております。ただし、これについても防衛の補助事業の対象にさせていただきたいということで、かねてから陳情を上げてございます。そういったことで、できる限りの努力をし、今後とも防衛の補助金がいただけるような努力をしてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 乳がん検診について、現状をお答えします。

来年度、健康づくり財団から触診がなくなります。それに先立ちまして、渋川医師会と相談にいたしまして、現段階では10医療機関ぐらいが集団健診の前に触診をして、その問診をもって村の健診を受けるといったような形になってございます。触診でございますので、婦人科だけじゃなくて主に外科的な要素がございますので、10前後の医療機関、渋川の医療機関で事前に受けていただくというものでございます。

今回またそのほかに19節でもがん検診ということなんですけれども、この中に乳がん検診がござい

まして、かかりつけ医、渋川の医師会以外の場合については償還払いになってしまいますけれども、ここでも受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） まず村長の答弁のほうで、総務課が全体の職員を所管するからということなのですが、実際この榛東村行政組織規則には2月中旬ですかね、村のホームページから私がダウンロードをさせていただいた中には、まだこの室の設置、総務課にそういった項目も当てはまっていなかったんですが、実際この規則をやはり改正しないといけないと思うんですが、それがきちんと異動前にされていたのか、1点お聞きします。

それと、グラウンドゴルフ場の整備工事ですが、一般財源ですが、今防衛の補助金が当てはまるんじゃないかということで、そっちのほうに要請をしていくといったことですが、やはり村単事業よりも、もしこういった項目に当てはまるものがありましたら、ぜひ補助金等、そういったことを考えていただきたいと思いますが、村長にこのぜひ補助金を引っ張っていただきたいと思いますが、こういったことに関して村長はどう思うのかお聞きします、2点目です。

3点目が、先ほど課長の答弁にありましたが、個別で触診だけをしてその後集団でという話ですよ。これまた何ていうんですかね、住民にとっては本当に二度手間になってしまうような形でありまして、やはりこれ例えば1日健診を実施するというので来年度考えているのであれば、1日健診のときにだれか先生に来ていただいて、そこで触診をすることができれば、住民にとってはそれが一番いいと思うんですが、そのあたりがやはり難しいのか、検討していただけるのか、ちょっと3点について伺います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 係のほうの規則の改正ですけれども、これは1月中にやっております。日はちょっと資料がないんであれなんですけれども。ホームページのほうはすぐ書きかえができないもんですから、まだ変わっていないかと思うんですけれども、決済のほうはいただいております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 補助金というか、防衛のほうの補助金の獲得に最善の努力をせよという叱咤激励だと思います。そのとおりだと思います。基地対策委員会も議会にございます。そういった人たちにご相談申し上げ、それでお力をお借りしながらそういう対策をしていきたいというふうに思っています。まして本村はヘリコプター基地を導入したと。その中でいろいろな対策、迷惑料ということで対策を施していただいているわけです。ご案内のように、これを皮切りに南小学校の講堂改築、あ

るいは南部コミセン、中央コミセン等々の改修改善がございます。それもやはり防衛の対策事業に充てて補助金を獲得しながら進めていきたいと。ですので、また議員皆さん方のご協力もあわせてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） 二度手間になるということがございますけれども私たち、吉岡と一緒に交渉したわけがございますけれども、渋川医師会等でいきますと、現状やむを得ない形ということでございます。また医師の派遣についても、なかなか開業医で渋川医師会の会員の方が保健相談センターに来ていただくというのは現状では難しいというふうに考えております。ですから、その辺のところについては今後の課題という形でとらえております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 3問目ということで、村長のほうからも答弁ありましたが、自然エネルギー推進対策室については、いろいろその後もほかのことを考えていくということで設置するというお話の中で、単純に考えますと、担当1人、人件費、ソフトバンクとの事業ということで、売電価格が大体幾らと出ていて、比較しても余り、逆に言うと人件費のほうがかかって、今単純計算ではかかってしまう状況で、どうしても自主財源どころではなくて、むしろ今の考え方だとマイナスのようにとらえられてしまいますので、そういった点についてはしっかり考えていただきたいということと、本当にむしろ1人でやるということではなく、どんどんその他の自主財源を確保できるような事業をしっかり考えていただかなければいけないと逆に思います。

先ほどの防衛のほうに、補助金に関しましてはぜひ村長には村、いろいろなところに行っているような補助金をこの村に引っ張ってきていただきたいと思います。

保健衛生費の部分の健診ですが、先ほど課長の答弁の中でなかなかこっちに渋川医師会のほうが来てというのは難しいというお話でしたが、いろんな今回初めて来年度から1日健診を始めますので、そういった部分も追々検討課題としていただきたいということと、あと村民の方が婦人健診が今年度は2月の初めに行ったという、その参加者が、やはりこの寒い時期の健診というのは非常にちょっと考えていただきたいと。婦人科検診はやっぱり着衣も脱ぎますので、そういった部分から、やはりなかなか寒い時期というのは抵抗があるというようなお話をお聞きしました。また、健診から健診の流れも非常に効率が悪くて時間もかかってしまって、特に年配の人が非常に疲れてしまうというお話も聞きましたので、この1日健診については、実施する時期とまたその流れ、効率よくスムーズにすべて回れるような流れについて、ぜひこれは検討していただきたいなと思うんですが、そこと、あとは個別で触診だけでなく、乳がん検診、子宮頸がん検診に関しては個別受診で、逆にその触診以外の

部分も対応ができるのか、そこをちょっとお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） まず、23年度でございますけれども、23年度から奇数の年齢の方も乳がん検診等が受けられるということで、この23年度については特例という形で、追加的な形で2月になった次第でございます。大変ご迷惑をおかけしました。

24年度でございますけれども、9月、10月を総合健診ということで予定してございます。その前にですね、集団健診の前に、乳がんについては視触診を問診していただくということで、その結果をもって集団健診を受けていただくということで、その辺で寒さ対策は何とか改善できるのかなと思っております。

今回また1日健診ということになりますと、窓口、健診の流れがスムーズにいかなくなるというのが一番懸念してございます。これについては、先進地等を視察したり、一番その辺のところは留意して対応したいと考えております。

それと、乳がん検診については、かかりつけ医ということで、償還払いになってしまいますけれども、そういう部分を拡大してございますので、その様子を見ましてより課題がはっきりしてくるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員に非常に叱咤激励をされました。肝に銘じて一生懸命やらせていただきます。

そして、対策室に非常にお金がかかるかというようなお話でございますけれども、確かにそれは私も認めております。ただ、その中でそれ以上に今後対策を考えて、一つとすれば、南議員も御存じだと思んですけども、ふるさと公園活性化委員会とかいうのを立ち上げて、その周辺エリアを一堂にリンクして活性化をしようという今意気込みでもございます。その中で、平成24年度の県の事業で地域大学連携モデル事業というのがございます。それは群馬県で3カ所きり選抜されないわけですけども、そこにも募集をして、こういう榛東村は事業をしたいんだという意気込みを上げて、今採択を待っているところでございます。そんなところで、笑われないように費用対効果で効果が出るように努力をさせていただきますので、後押しをまたよろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番松岡です。

2款総務費、総務管理費です、47ページと、次は62ページに移りますけれども。まず1点目、区長

報酬について901万5,000円と出ています。今、区長は21人います。自分も平成11年、12年と区長をしました。そのときは月に直して3万6,000円です。現在も同じ額であるか。今こういう時代でありまして、燃料も上がり、非常に仕事もふえてきた。区長さん方は大変苦勞していると思います。それについて増額の予定はあるかないか、それが1点。

それと、62ページ、航空機騒音事業のところでは機械器具購入費で1,854万2,000円と出ています。これについて、昨年も自分は基地・対策課長に質問したと思うんだけど、財政課長に。低周波の機械を購入するとたしか自分は記憶しているんですけども、それはこれに当たるか当たらないか。また、場所は、もし設置する場合だったら何カ所どこにするか質問します。

1点目については区長報酬についてお答えください、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） どういう根拠でやられたかということでございます。本当に財政的に厳しい中でそういう人たちにも厚い手当をしてあげたいというような思いはございます。しかしながら、御存じのように自主財源比率も本当に横ばいだというような中で、今回区長さん方にはこの手当でお願いできたらなというふうに思っております。そしてまた我々も職員一同、やはり給料をもらっている身だということをいつも念頭に置きながら村民サービスのほうにこたえていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 62ページの備品購入費のところ、航空機器騒音観測事業のところでございます。

この機械器具購入につきましては、航空機騒音に関する環境基準の一部を改正する告示というものが平成19年12月17日に公布されまして、この先、平成25年4月1日から施行されるということを受けてまして費用計上させていただいたものでございます。

どのように環境基準の一部が改正されるかということでございますけれども、現在のやり方は騒音測定をし、それをいろんな計数等で反映をさせてうるささ指数、いわゆるW値というものを算出しております。そのW値の発生ぐあいを見てさまざまな住宅防音とかいろんな対策を講ずるということで国が基準を示しております。これが今度の改正では、今までは機器の水平面から上の音しか拾わない。これが今後の改正基準では観測機器から地面まで、そこまでの音を暗騒音、暗い騒音と申しますけれども、その暗騒音を全部拾って音をはかるというんでしょうか。今までのW値からエルデンというふうな表記がえになりますけれども、そういった新たな指数でもって判断をしていくというふうな改正がございまして。そういったことから、この機械器具購入費を計上させていただいたものでございます。

昨年も低周波に関して低周波の測定器の購入話があったかというご質問でございますけれども、予算編成段階で一部ございました。しかし、最終的に購入をして低周波音を測定した場合に、その数値だけをもって、それがどのような形で建物被害、あるいは健康被害に影響しているのかという判断が自治体だけでは非常に難しいという中で、そういうもの、低周波関係に関する機器の設置については、国をお願いをして、国のほうで一定の基準をつくっていただくということが得策であるという判断の中から昨年は見送ってございます。ことしのこの機器についても、この低周波音は測定できません。ということで、低周波音を測定するということになれば、別の機器が必要なんですけれども、これについてはただいま申し上げましたように、1町村がその数値だけを測定してそれをもって国に対してこれを根拠にああこうだというのがなかなか難しい。国もその判断基準がまだできていないというふうな回答でございます。

そういったことで、村が直接やるというよりは国にぜひ機器設置と測定、そしてその評価基準の構築と、そういったものをお願いいただくのが一番得策であるということから、かねてからそういったお願いを国に対してしているところでございます。今後についてもそういったお願いを継続していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 先に、まだ言い残したことがあったんで、47ページ、区長報酬のところ、自分が質問したのは、各区で3月になると総会があると思うんですよ、1月のところもあるかもしれませんが。それで、やっぱりいろいろ話を聞いてみると、区長さんは大変だなと。自分のときには言えなかったけれども、平成11、12年、今は24年です。またこの間の総会のときにも出席しましたら、やっぱり経費がかかる、大変だと。じゃ区費から払おうかと、村が補助してくれないんなら区からするかと。そういうこともあるんだけど、村としてももう少し、自分としては金額は言えませんが、月に直せば3万6,000円、もう少し上げてやれたら非常にいいんじゃないかなと。もう本当に区長さんは村の顔でもあるし、大変な仕事をやっております。ぜひそこところは執行側も考えていただきたいと思います。

それから、62ページですが、先ほど基地・財政課長にお答えいただきましたけれども、その測定器はまだ国で設置してくれないと。ということは、機械器具ということは、今まであるやつを、榛東村に広馬場に12区、13区、18区に、3基あると思うんですよ、それをもう交換するという事なんでしようかね、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前者の区長費の報酬の関係です。

これはあくまでも区長さんの報酬でございます。そして区の事業についてはいろいろの補助金等が

ございます。そして区から上げられた事業についての補助については、その決められた中での対応ということをしていただくということでございますので、区長の報酬について、区長さんがどう扱っているかわかりませんが、区に出しているとかそういうものではないんだというような受け方、私は受け方をしながら、そのほかに区でやるものについては補助制度がございますので、どんどんと出していただき、そして議論の上、それに適合するというものであればしてやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） 航空機の騒音観測機の設置箇所、これについて現在の場所のものを交換するののかというご質問でございます。

基本的に現在12区、13区、18区の方をお願いをして設置をさせていただいてございます。過去の騒音測定の結果、そして今後の測定結果と、やはり同じ場所に設置をさせていただいて、継続性を見ながら測定するのがいいのかなという判断の中から、今現在ではこの現在設置してあるこの3カ所の方をお願いをして、そこに設置をさせていただきたい、そんなふうに考えてございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 村長、今お答えいただきました47ページ、区長報酬のことについて。

じゃ具体的に質問しますけれども、最後ですけれども。現在、23年、24年度、月に直して幾らの報酬なんですか。それとも今後それについて、先ほど増額してくれと、例えば月に5万円とかそうしていただいてもいいのかなと感じがするんですけれども、村のほうとしてはどのようなおつもりでいるかお答えください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 区長報酬につきましては、区長会長が4万1,200円、その他の区長さんが3万5,500円、区長代理さんにつきましては1人3万2,000円、隣組長報酬につきましては1万6,000円となっております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどちょっと舌が足らなかったかなと思っているところですが、もう一度話させていただきます。

報酬については、今総務課長が話されたとおりでございます。そして、報酬と区でする事業というのは、これは別物であると思っております。そして、報酬はともかく、区でやる事業については……

[発言する声あり]

○村長（阿久澤成實君） 報酬をアップしてくれということですか。

報酬アップだということでございますけれども、今年度予算計上させていただいたのがこの数字でございます。また要望があれば次の年度に考えさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） それでは、ここで15分間休憩といたします。開会を11時5分前から行います。
午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続きまして1款から4款までの質疑を行いたいと思います。

3番小野関君。

ちょっとすみません、答弁者、マイクをなるべく立ててくれませんか。傍聴席が聞こえないというので。質問者もそうだけれども、マイクを立ててください。

[3番 小野関武利君発言]

○3番（小野関武利君） 3番小野関です。

56ページ、2款総務費、総務管理費の中の需用費、電気料の部分であります。963万円6,000円が計上されているところでありますが、それに関して質問を申し上げます。

この予算額につきましては、当然の大口需要者平均17%値上げを見込んで予算化されたものと理解しておりますが、昨年は原発事故によりまして電力の供給が危ぶまれる中で計画停電が実施されたところでもあります。幸いにして榛東村におきましては区域外ということで、電気がとまることはなかったわけではありますが、日本全体が節電に努めたところがございます。

そんな中、榛東村にありましては15%の節電を目標に掲げて取り組んだと記憶しております。補正予算のところでは役場庁舎の電気料が当初予算に比べて、当初予算900万のところ50万円が減額されました。5.5%が節電できたのかなというふうに思っているところではありますが、本庁舎だけでなく村施設全体の対象の節電であったというふうに思っております。

そこで、15%の節電目標に対しての結果についてであります。まだ年度途中ということもありまして、その締めがなされていないというふうに思っております。新年度の早い時期にデータを示すようお願いをしておきます。ここはお願いだけということでもあります。

また、節電のために時間外勤務の対応として電気スタンド30基を購入したと記憶しております。その利用実態をお聞かせ願いたい。聞くところによると、電気スタンドは倉庫で寝ているのが大半だというようなこともちょっと小耳に挟んだところでもあります。そのような状況にないことを願っておりますが、実態をお話したいと思っております。

節電に関してもう少し続けますけれども、委員会の中で資料をいただきました。24年度当初予算電気料増加額一覧表というものをいただいたんですけども、この中で最終要求額のところ、北小学校でありますけれども、367万7,000円と記載がありますが、予算書は401万7,000円でありますので、ここは訂正をお願いしたいと、この資料の訂正ですね。本文じゃなくて資料のほうです。

先ほども申し上げましたけれども、節電に関しましては、役場庁舎だけではなくて村全体の施設を対象とするということであろうと思います。この一覧表に記載されていないものが結構あります。例えば防犯灯、隣保館、学童保育、ふるさと公園など、主なものでもそういうものがあります。それを加えますと、電気料の総額が1億4,777万円ということになります。細かいものを加えてありませんから、この額をまだ上回るのかなと思っております。防犯灯のように節電不可能なものもありますが、仮に15%削減できたとすると、2,200万円余りの経費節減になります。そこで村長にお伺いいたしますが、電力状況は依然として厳しい状況にあります。また、経費節減は予算執行する村長の主要な課題の一つであろうというふうに思います。8日の補正予算審議において、節電のための指示をしているという話がありましたが、役場庁舎を含め村全体の施設に対し改めて節電に対する村長の決意と節電の目標数値をお伺いしたいと思います。

関連しまして、電気料の値上げにかかわることで伺います。

先ほど申し上げましたように、東電は大口需要者に対して平均17%の値上げと聞いております。新年度予算において値上げを見込んでの電気料の計上ということであろうと思いますが、当初予算額対比で前年を下回っている電気料があります。70ページ、総務費の総務管理費の需用費の中の防犯灯の電気料348万6,000円が去年、前年の予算を下回っていることと、95ページ、3款民生費の社会福祉費です。隣保館の電気料101万4,000円、この2つについては昨年の予算を下回っているという状況であります。その前年の当初予算に比べて減額していて値上げに対応できるのかどうか。各担当課長から説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 庁舎の電気料についてお答えいたします。

庁舎の電気料につきましては、先ほど小野閣議員さんが言われたように、昨年3月11日の震災以降、計画停電等がございまして、当初の節電目標を15%減ということで設定をさせていただきました。前年度に比べて、まだ3月の電気料が確定はしておりませんが、3月の電気料を昨年と同じ金額として見た場合に約110万円ぐら下がっていると。率にすると11%ぐら減になっています。使用電力量についても5万2,796キロワット、3月がまだ未確定でございまして、このぐら減になる。率にするとやっぱり11%ぐら減ということの減になるかと思っております。

もうここです、24年度はじゃどうなのかと言われますと、もう23年度においてある程度このところで節電をしていますので、24年度についてはまた十何%というようなぐあいはいかないかと思

います。ある程度この数字を基本というか、目安にして、あと余りふえないようにしていきたいなどというふうに考えております。

それと、防犯灯ですかね。防犯灯の金額につきましては昨年度、前年度については予算を少し多目にとっていたいております。実際に防犯灯も設置数がことしもそうですけれども、21基分ということで、新設分については計上させてもらっていますけれども、要望についてはいろいろ上がってきているんですけれども、24年度で21基ということではしております。この金額が下がった理由につきましては、今までの実績を見てそれで算定したのが現在の金額ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 正君） 青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 隣保館の電気料につきましては101万4,000円、前年度が102万円、若干下がっております。隣保館は昨年の4月5日から社会体育施設管理事務所が隣保館の事務所の中に入りまして、それまで事務所が2つあったんですが、1つの事務所としております。それまで、22年度のときまでは冬場ですと2部屋を暖めていたり、また冷やしていたりしておりました。また照明もしかりです。それでこの事務所統合と節電を心がけた結果、平成23年3月11日から24年2月12日までに至る272日間の累計電力使用量は前年同期と比べて低圧電力は24.7%減、従来電灯のCがマイナス14.8%とそれぞれ減りました。電力料金もマイナス6.4%ほどとなっております。

22年度の決算額が電気料で98万9,000円でした。また今回施設管理事務所のほうがまた分かれる、その時期はちょっと見込めないんですが、また別のところに行くということになりますと、照明等は同じですが、22年度の決算額よりも23年度の決算額はまた下がるという要因もあります。ただ、東京電力の値上げという問題もありますので、前年に比べて若干下げた程度として予算計上した次第です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど小野閣議員から指摘されました24年度はどんな目標数値を持って村はやるのかというようなご質問がございました。

それについては、小野閣議員もその資料を持っているからおわかりだと思っておりますけれども、今まで現在は、村でいろいろな面で節電をしてきましたんですけれども、15%の目標を持っていたんですけれども、11%という数字が出ております。そんな中で、今まで以上にやはり節電の努力をしなければならぬということで、先ほど指摘されました17時30分以降はなるだけ許される範囲内で30基買い与えましたスタンドを使うと。私も実際やっておりますし、それから皆さんにもそういう啓蒙をさせていただいております。そして、電気スタンドが有効に活用されているかということは、私もしょっちゅう見回って見ておるんですけれども、各所属のところに配置され、そのような努力はされている

ということは私も見届けております。

そういった中で、それもさることながら、スイッチを小まめに切るとか、それからいろいろな面で努力をさせていただくということで、今年度の11%以上の効果が出るように努力をしてみたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） どうあれ本庁舎が11%ぐらいの節電になったかなという話でありますけれども、今後とも節電にはぜひ強力に取り組んでいただきたいと。先ほど申し上げましたように、1億5,000万近くの電気料と、これは1つの品目とすればかなりの金額であります。そういったことでひとつよろしく取り組みのほうをお願いしたいと。

ただ一つ心配なのは、先ほど総務課長のほうからありました防犯灯の電気料、増設する部分もあるわけですから、去年が多目にとってあったという話もあったんですけども、どうあれ防犯灯はまだまだ足りない状況もあろうかというふうに思っております。増設の要求も出てこようかというふうな部分でありますから、計上されてしまった348万6,000円というのは訂正できないにしても、今後その部分、ひとつよく日常点検をお願いしたいというふうに思います。

どうあれ税金の使われ方、言いかえれば予算編成は村民にとって重大な関心事でありますから、うっかりしていたというようなことのないよう、説明のできる予算計上をお願いして、次の質問に映らせていただきます。

116ページの4款衛生費、1項の5目環境衛生費、19節負担金、補助金の部分であります。

ここで地球温暖化対策事業の補助金600万ということであります。村ではソフトバンク社のメガソーラー発電事業と連携して、八州高原に太陽光発電を誘致したということについては拍手を送りたいというふうに思っております。つきましては、標高的に村の最上部に太陽光発電の核となる施設に目鼻がついたということでありまして、山岳信仰ではありませんけれども、八州高原を本宮とすれば、里宮をつくって大いにPRする必要はあろうかというふうに思います。

そこで、提案なんですけれども、役場庁舎の屋根にソーラーパネルを乗せるということも自分なりに考えてみたんですけども、東向きということもありまして、効率がかかなり悪いだらうなということは推測されます。そこで、役場庁舎の駐車場はあいております。バスが通過できる高さの高架を駐車場全面に設置してソーラーパネルを乗せたらどうかということを提案をいたします。そのことによって村の内外に大きくPRでき、里宮としての効果が発揮でき、太陽光発電に対する村民の意識高揚につながって設置戸数も増加するものと確信しております。行政が夢をつくり、理想を追求していくことは村政に携わる一因として大きな一部分だと考えております。メガソーラーの発電事業という夢の実現とそれにつながるフォローがあって、榛東村がソーラー発電の村、地球にやさしい村という部

分をPRできるものと思っております。

この提案に関して村長に見解をお聞きいたします。

また、自分のことで恐縮ではありますが、平成18年10月からソーラー発電所を開設しております。5年と6カ月になろうかとしておりますが、発電量の累計であります、けさモニターを見てきたんですけれども、2万1,500キロワットを超えました。消費電力まで達していませんが、85%強を賄っている勘定になります。そして、4トン近くのCO₂削減、まだ4トンに達していませんが、4トン近くのCO₂削減がされております。地球温暖化対策の一助となっていることを誇らしく思っているところであります。

予算に計上された太陽光発電の補助金600万であります、前年当初予算に比べて200万円増額ということで、20万円を限度とすると30戸分ということになります。ソーラー発電の村というような部分、PRするには設置戸数の積み重ねが必要かというふうに思います。太陽光発電の村内設置戸数を把握していたら教えていただきたいと。自分のように補助金が出る前に設置したのもありますから、ひとつその辺の調査もお願いしたいなと思っております。

それと、ただ漫然と補助金をばらまくんじゃなくて、村としてCO₂削減目標を立案して、5カ年に何戸目標とか中長期の方針を検討すべきだというふうに思います。ソーラー発電の村を売り込むためには、榛東村の相当数の戸数がソーラーを屋根に乗せているという、そういう風景が必要かなというふうに思います。仮に5,200戸の3割の住宅……

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） どうあれ相当数の戸数に乗せてこそ村の売り込みにつながるというふうに思いますので、村長の決意と見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に大事な質問というか、これから榛東村で行っていかねばならな

い問題というのを小野閣議員のほうから多々挙げていただきました。それについては数値等も、目標もまだ設定されていない状況の中で、小野閣議員の言う趣旨は十二分に理解できます。そういった中で、太陽光発電所を設けていながら、何だあの村はというような何ていうか、後ろ指を指されないような対応をこれから考えていきたいと。

そしてもう一つは、116ページにあります補助金の中の太陽光システムの設置というような事業については、一応この600万という数字は上げておきましたけれども、まだ県のほうにもそういった補助事業がございますので、そういったところも精査していただきながら村の需要等を考えながら、また皆さん方に、足らなければ補正でご理解をいただくかなというように思っておりますので、とりあえずこの600万でスタートをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 太陽光発電の導入件数につきましてうちのほうで把握しておりますのは、ちょっと誤差があるかもしれませんが、補助金導入開始前、平成21年9月までですかね、をおおむね93件程度、それと補助金を開始しました21年10月以降78件、合計171件、これはことしの3月1日現在で171件という数字を一応うちのほうの手元の数字として持っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） もう一点ありました。

村の駐車場にどうかというようなお話がございました。これはですね、前にもそういうお話がございました。そしていろいろ議論していたんですけども、結果的に結ばれなかったというか、終結しなかったという経緯がございます。大事なことです。これらも議員さんたちとともに検討しながらいろいろな面でやれることがあれば積極的に取り入れていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野閣武利君発言〕

○3番（小野閣武利君） だから今村長がおっしゃったように、いろんな部分考えていきたいということですので、ぜひメガソーラー一発で終わらせないようにひとつお願いをして質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 今議長の説明で、関連で2問やったからこれで1問にしてくれということな

ので、ちょっと件数が多くなりますけれども、ひとつ執行のほうよろしく、ゆっくりやりますから、よろしくをお願いします。

では、51ページ、節の13委託料。

ここで職員費のところでは去年はOA機器等整備事業の電算委託料の項目がありました。ことしはそれが載っていないんですが、職員でこれは実施するのか。ちなみに去年は31万6,000円です。

2つ目、56ページ。

節の11需用費、需用費の中で庁舎管理費の公用車等燃料費という項目が1つと、同じ中で公用車管理費等燃料費、これが2つに分かれている。この違いがどうしてなのか。これもちなみに庁舎管理費の中の公用車等燃料費というのは昨年まではありませんでした。

次は、66ページの節18備品購入費、これがことし新規で、もちろん防災無線がことし始まったので、新規なのは当然ですが、これの貸与備品費という項目がありますが、これの内訳がどのような感じで、どこに貸与するのか。また、個人にも条件がそろえば、どのような条件で貸与していただけるのか、これがもし、これも1つ質問させていただきます。

次は、85ページの節8、実際は84ページです。報償費。これが報償品の額が昨年より214万、約倍の増額、同じくちょっと申しわけないんですが、97ページ、同じような項目です。ふれあい館の報償品の額も262万円の増となっております。昨今このような暗い話ばかりのときにこのような明るい話は非常に結構なんです、喜ばしいことですが、これも報償品というのがどのようなものも出すようになったんだというような説明がいただければと思います。

次は87ページ、節の15工事請負費、この細々としたことは南議員が質問されましたので、私はそれは申し上げませんが、地元の議員としては、これのグラウンドゴルフ場を整備するに当たって、前回村長のお答えで、テニス部同好会が6名おるが、これは中学校でやれると。それで、あそこに設置してある児童の遊び場、遊具はある一定のところ存続する、設置に残すと。このような話を伺ったので、非常にありがたいことですが、一つそこで、その設置について、遊具の設置についてできればグラウンドゴルフの真ん中を突っ切るようなのでなくて、端から行けるようなところに、グラウンドゴルフのボールは固いので、それがもし転がっていったお子さんにけがを与えないような策を講じていただきたいと。

申しわけないんですが、どんどんページがふえまして申しわけありません。

次は88ページ、これも前回私が敬老祝い金、これのような、何年か前までやっていたように各年齢でその当日祝い金を出していただけないかという質問に対して、早速ここに計上していただけたことは非常にありがたいことです。村長が初日のあいさつで、80歳からというような話をされたと思うんですが、80歳からどのようなのか、それはちょっとあのときには説明いただけなかったもので、80歳超えたら82歳でも83歳でもとか、例えばそのようなことをどのようなやり方なのか。今までは80、85というような区切りだったんですが、そのどのような進み方をするのかということが1つ。

次、申しわけありません、115ページ、節の13委託料、ここに環境衛生対策一般経費の項目ですが、ことしは分別ごみ立ち会い委託料、もう一つ、資源ごみ運搬業務委託料、わずかな金額なんですが、これがことしから消えているんですが、これは、では今までこれをやってくれた方には委託料というのは削られたのか。

長々と申し上げて申しわけありませんが、ひとつ回答を求めます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 大分数があるんで、担当課長、わかりやすく説明してやってください。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 牧口議員のいろいろ、7件出てきました。その中で大ざっぱに私のほうから申し上げることをしまして、その後担当課長に説明をさせていただきます。

ちょっと順不同でございますけれども、敬老の祝い金とか、それからそれに関する予算がふえているというようなお話でございます。私は、このことにつきましては、今榛東村ではどこにも負けない輝いた榛東村があるのは、やはり年配の方々がご苦労なされたということであると思います。そんな中で、今私たちができるのはその感謝の気持ちを込めた中での施策を施してやらなければならないと。それと同時に、それを施したことによって健康で元気で過ごしていただく。そうすればおのずと健康保険税も、それから介護保険税も下がるんじゃないかというような期待感もでございます。感謝と期待を上げさせていただいたということでございます。

それから、グラウンドゴルフ場の遊具の設置場所についてご質問がございました。これは地元の子ども会なり、それから区長さんなりに立ち会っていただきまして、それは施していきたいと、こんなふうに思っております。

ほかの関係につきましては、担当課長から説明させます。

〔「ちょっと途中ですみません、80歳からどのようなあれなのか」の
声あり〕

○村長（阿久澤成實君） それも担当課長のほうから、いいですか。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時32分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） せっかくの質問ですので、答えさせていただきます。

じゃ、担当課長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） まず1点目の歳出予算の85ページの報償品の関係でございますけれども、これがなぜふえたかということでございますが、ここの部分に先ほどご質問いただきました敬老祝い品の関係がここにあります。計上させていただいております。

88ページのところで敬老祝い金、これについては80歳、85歳、90歳、95歳、100歳ということで、ここで予算を組ませていただいておりますが、先ほどこの間の年齢の方についてはどうなったのかという質問の中身が85ページの報償品の中に、ここに予算を入れさせていただいております。敬老祝い品ということで、81歳から99歳まで、この間の年齢の方、総額で199万8,000円、ここで今年度新規に上げさせていただいております。ほかの関係については、ここでは形式訪問記念品53万8,000円、それと敬老会記念品103万8,000円、合計で357万4,000円ということでございます。

〔「そんなに細かく要らないですよ、例えば80歳から、毎年81歳からで」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

子育て・長寿課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 続きまして説明させていただきます。

87ページの工事の先ほどのご質問で遊具の関係でございますが、今後実施設計を進める中で検討してまいりたいと思います。

それと、97ページのふれあい館の関係の8節の報償費でございますが、これにつきまして、今年度までは70歳以上の高齢者の方、これについて3時間券を倍、枚数を5枚見ていたんですが、それを倍の10枚配布ということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） あとほかの課長は。

総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 先ほど質問のありました51ページのOA機器の整備事業のところですが、このOA機器と、それから68ページですかね、電算管理費というのがあるんですけども、

この中で同じような委託をしているような部分があります。その保守とか点検とかそういう部分については両方ここにあるわけなんですけれども、OA機器のほうの整備ではなくて、電算のほうの委託料のほうでそれを見たほうがよりまとめたものができるんじゃないか、効率的なんじゃないかということでこちらのほうにかえさせてもらっております。そのために項目がなくなってきたということです。

もう一つは、56ページの財産管理費の需用費ですかね。庁舎管理費の公用車燃料費が庁舎とそれから公用車のほうに載っていると。これにつきましては、庁舎管理のほうについては、費目は公用車等燃料費となっていますけれども、これについては今臨時の職員に庁舎の周りを除草等の管理をしてもらっています。そのための刈り払い機との燃料とかそういうものをここで見込んでおります。

あと、66ページの18節の備品購入費、貸与備品費ということで803万3,000円計上してございますけれども、これについては防災ラジオの購入費になっております。防災ラジオですね、進めています防災行政無線の補完機能として、今設置されています個別受信機がもう耐用年数が来ていて、部品等がもう生産中止になってしまっているというようなことで、新しいものと交換ができないというようなことで、今後防災対策を進める中で、この防災ラジオを購入して、それを導入していくというようなことで、この購入費をここに充てさせていただいております。

〔「その内容をちょっと言って、内容。防災ラジオをどういうふうに配布するのか」の声あり〕

○総務課長（松下晴一君） 防災ラジオにつきまして、金額的にはこのラジオ、1万6,000円ぐらいします。これを500台が1つのパッケージということで、24年度についてはその500台の部分を購入したい。配布につきましては、これの希望をとって、それを村が一部補助をして購入していただくというようなことで考えております。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 115ページの委託料につきまして、29万4,000円、こちらに24年度の29万4,000円につきましては、これは臭気指数の測定業務の委託料でございます。前年にその他委託料として分別立ち会いとか看板作成とか、資源ごみ運搬の委託というのはありましたが、それは旧役場庁舎のところの公用車の車庫にあります資源ごみストックハウスの立ち会いとか運搬とかという費用に計上というか、予算化したもので、それにつきましては23年度当初に臨時職員を1人入れまして、そちらの者に対応させているということで、24年度予算につきましてはその分を削減しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） もう一つあるだんべ、84ページのところ。84ページの二百十幾万。

〔「219万、報償費」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 報償費だと。わかった。

〔「増額になった理由。214万言った、答えた。じゃ大丈夫だね」の
声あり〕

○議長（高橋 正君） じゃいいんかな、全部。オッケー、牧さん、7つ。

〔「大丈夫です」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。
4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番松岡稔です。

54ページと55ページにまたがるんですけども、ホームページのことについてお聞きいたします。
ホームページの管理費とホームページの作成のことなんですけれども、我々議会ではホームページ
を見るといろいろ書きかえになって、我々の顔だとか生年月日だとかいろいろが今度ホームページで
条例、例規集、そういうのが見られます。今後こういうホームページの作成にはどのようにホームペ
ージを変えるのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） ホームページに載せる内容ですけども、内容については行政のほうの
いろいろな政策だとか事業等を載せていくということです。その中で、ここに予算がとってある部分
については、うちのほうで基本的なものができない。その部分については業者のほうに委託をして、
それと村のほうでそのページを作成できる部分については村の職員のほうでしていくというふうなこ
とで計上させていただいております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 各市町村のホームページを見ますと、動画が出たり音声が出たりします。そ
ういうところのホームページも見ました。それと、榛東村でもこれからメガソーラーで注目されると
思います。そんな中にどの程度のこういうホームページのを載せるんですか。榛東村にはいろんな耳
飾り館だとか、そういう産業振興だとか、いろいろあります。そういうふうに区切って載せるのか、
それをちょっとお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 載せ方についてはいろいろあるかと思えます。それについてはまた今後
検討していきたいと。

それとあと、動画とかそういうのは、特別なそういうソフトというか、そういうのがないと、フラ
ッシュとかそういうものがないとできない。村については今入っているのがホームページビルダーと

いうのがあるんですけれども、それが入っているだけなんで。特殊な効果を出すものについては専門のそういう業者さんのほうに頼んでそういうものをつくっていただかないとできないというようなことでございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 去年の23年度は46万、ことしちょっと10万円アップなんで、どのくらいの何ていうの、ホームページのあれが改善できるのかなとちょっと期待しました。これから榛東村もメガソーラーだとか、この間のメガソーラーの発表ですか、この間8区の総会でもインターネットを見たって、ホームページを見たってあれだけしか載っていなかったと言われたんです。耳飾り館だとかそういうふうに、今度は榛東村からどんどん発信していくようなあれを総務課長、今度我々もそうですけれども、どこどこへ行くのにどんなあれかと必ず我々もどこかへ行くときに必ず見ます。そういうふうに魅力あるものをどんどんホームページに載せて発信していただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 6番柳田です。

85ページ、老人福祉費の12節なんですけど、成年後見人村長申し立て時鑑定費用ということで20万円予算計上してあります。村内には何人くらいの成年後見人の方がいて、この20万円の予算計上ではどのような形で活用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） この成年後見人の制度を利用している関係については今のところございません。ただ、今後ひとり暮らし高齢者等がふえてまいりまして、こういった制度を利用する場合の予算でございます。内容としますと、この制度でございますけれども、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方につきまして、本人を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度でございます。

この20万円でございますけれども、そういった鑑定を行います医師によりまして、本人の判断能力の程度を確認するというので、医師の鑑定を行います。そのための費用、1件10万円で2件分ということで予算計上させていただいております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今課長のお話では、現在は利用している方が、後見人を頼んでいる方がいらっしゃるということでしたけれども、まずはこういう制度を住民の方が知らないというふうな

こともあるかなというふうにも思うんですけども、この事業の性格上、何かそういうふうな形でお知らせするというのが無理なのかどうかあれなんですけれども、例えばどうしたらいいかなんていう家族の方が相談するような場合、村の子育て・長寿支援課に行けば相談に乗ってもらえるとかというふうな、そういうふうなそういう村民への情報提供というんですか、そういうことについてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） ただいまのこういった方々につきましては、地元の民生委員さん、それとあと村に包括支援センターがございますが、その職員のほうでひとり暮らしの高齢者、こういった方々の訪問を行っております。そういった方々につきましては、村のほうでも調査もさせていただいて把握している中で対応させていただいております。また、この制度の利用につきましては、機会ごとにまたそういったひとり暮らしの高齢者の方々、今後そういった後見制度について懸念される方々につきましては、周知を行っていきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 質問の内容が前後するようで申しわけありませんけれども、最後なんです、村内にはその成年後見人という方が何人ぐらい登録されているのかお伺いします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） この制度につきましては、村長のほうが申立人になりまして、家庭裁判所で成年後見人を選ぶということでございまして、村長申立人で家裁のほうで決めていただくと、そういった制度でございます。

○議長（高橋 正君） 1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

先輩議員の質問に関連になってしまうんですが、メガソーラー関係について3問お聞かせください。このビッグなプロジェクトに合意までこぎつけたということで、執行の皆様には本当に敬意を表します。

まず1点目なんですが、顧問弁護士ということで吉村弁護士を村では契約していると思うんですが、何かまた大きな問題事があれば、有名な弁護士に交通費をかけて東京まで行って相談に行くのか、毎月5万円を払っている契約がもったいないと思うんですが、もう少し詳しく回答願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 副村長から答弁してもらえば一番よかったんですけども、副村長がいないから私の範囲内で答弁させていただきます。

ご案内のように、村では常設としては吉村弁護士をお願いしているところでございます。しかしながら、今回メガソーラーの関係で東京の弁護士をなぜ使ったかというのは、さっきも副村長からお話がありましたように、緊急な本当に、緊急というか、そういう事案が出ましたので、やむなくそちら、そしてしかも早期にそれを解決しなければならないというような事案でありましたので、そちらのほうへお願いしたということでございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） その関連なんですが、ソフトバンク社さんは本当に世界的にも有名で忙しい企業さんだとは重々承知しているんですが、夜中にメールのやりとりをやっているということなんですが、メールとかファクスというのは翌日の対応で十分行えると思うんですが、職員の健康を考えると今後もこのような状況で仕事をさせるのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 新しい事案でございます。そしてまた何か大企業になりますと、昼も夜もなく動いているいろいろなあれを何ていうか、施策を施しているというようなことを聞いております。ですから、職員も健康管理をしながらそれに対応してきたということでございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 職員の健康管理には十分ご指導いただければと思います。

3点目なんですが、八州高原へ行く道路なんですが、桃泉からおよそ発電施設まで5キロぐらいあると思うんですが、その間の維持管理ということで30万円とってありますが、除草や除雪、また落石が非常に多く、30万円ですり足りるのでしょうか。今後この道路について改修等予定があるのでしょうか、教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

契約条項によってまた違ってきますけれども、今契約条項については精査しておるところでございます。そんな中で、今言われた入り口までの管理というのは通常の管理費として上げさせていただきました。そしてまたその道路について改修するのかどうかということでは、今現在は考えておりません。

○議長（高橋 正君） 14番岩田君。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 14番岩田です。

防災行政無線費のところでお伺いします。66ページ。

14節、18節にまたがるんですが、16日から運用開始ということになるわけですが、住宅防音工事を完了しておる世帯のこの放送の対応ですか。それについてこの防災ラジオを先ほど500台買うような説明があったんですが、こういうもので対応するんだか、どのような方法でこの防音工事している家庭に対応をしていくのか、まず1点伺います。

それと、このメール配信の件なんですが、対応できない家庭、こういったものがどのくらい見込まれているのか、2点お聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 防音工事をしている住宅の対応をどうするのかということですが、今のところ考えてはおりません。

それから、メール配信ですが、これについては、メールをどのくらいの方が使っているのかというのはうちのほうでは把握はしておりませんので、わかりません。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） この防音工事の完了世帯の対応を考えていないということですが、これは外部からの騒音が聞こえないという前提の防音工事がしてあるわけです。何ていうんですか、外の電柱についているあのスピーカーからは当然聞こえないはずの工事がしてあるわけなんですけれども、やらないという理由を伺います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 防音工事がどういう形でされているかはあれですけれども、全部の部屋じゃないんじゃないかなというふうに聞いております。一部の部屋の部分だけをそういうふうな形にしているというふうなことなんで、そのために今のところはそういうことは考えていないということです。

○議長（高橋 正君） 答弁がなっていない。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 考えていないというお話だったからそういうふうになったと、そうだと思います。

そういう中で、私どもが思っているのは今までアナログの施設がございました。そしてそれを使えるようなシステムも今回しております。しかしながら、そのアナログについては修理とか補強とか補充とかができませんので、今度この防災ラジオに切りかえたという経緯がございます。それで、アナログのときには年間500円、後期前期に分けていただいております。今回、それらも解消しながらラジオの対応をさせていただくと。その中で村民平等に、やはり負担をしていただいて、そしてそれを取りつけていただくんだということになれば、やはり防音工事がしてある住宅であろうとも、それから一般住宅であろうとも、共通した負担はして、それで必要ならばそこへ取り入れていただくということが村民の平等性を保つんじゃないかという考えのもとにそういうふうにさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） これは国策でできた防音工事、国策でヘリ基地ができたために発生した防音工事なんです。平等性というけれども、じゃその被害だって平等に受けているわけじゃないんですよ。やはりこれは、その国策に起因するところの被害のために発生したことなんで、やはりそこはもう少し村が配慮して対応していくべきじゃないかと思います。ぜひね、私としてはこの防音工事した世帯に対しては村の配慮が必要かと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今までの考えは先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、今副議長のほうからお話ございました。国策でそういったものをやむなく施されているんだという観点から考えますと、それも一理あるなという考えを持ちました。見直してみたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、ちょうどお昼だ。じゃ、次は午後から、5款から9款でやります。1款から4款はこれで打ち切ります。

では、昼食休憩といたします。1時から再開いたします。

午後0時休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

歳出5款から9款について質疑ございませんか。

5番南君。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴です。

137ページ、農水産業費の19節の間伐促進対策事業費補助金についてなんですけれども、この間伐対策事業費補助金、今回民有林なのか、またどのくらいの面積の間伐を予定しているのかをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 137ページの一番上段の間伐促進対策事業費補助金の中身ということでしょうか。

2年前から美しい森林づくり交付金を利用して、民有林の間伐ということでやっております。平成24年度、事業費は多少少なくなったんですけれども、予定としましては12ヘクタールを予定しております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 12ヘクタールを予定ということで、この間伐された木材をまた県産材センター等へ持って行って活用していくのか。また、村有林の間伐の予定はないのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） この事業については主に民有林の間伐するということでやっています。もちろん県産材センターができておりますので、できるだけ搬出するというで考えております。ただ、条件とか場所によっては搬出できない場所もあると思うんですけれども、できるだけ搬出したいということで考えております。

今、村有林ということなんですけれども、民有林等がなければ村有林のほうにということ考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 先日、環境整備特別委員会のほうで渋川森林事務所の方のお話を村長も一緒にお聞きすることができまして、そのときに間伐をしてそれらを活用することで群馬の森林を守ると。間伐材を県産材センター等へ持っていくということも一つに大切だと思うんですけれども、お話の中

で、やはり村の公共施設等の整備や改修工事のときに県産材を使用することや、今後間伐材を利用してつくったペレットストーブ等を導入する等を公共施設で活用することで県産材のさらなるそういった利用推進は、結局林業の再生、活性化にそっちのほうにつながるんじゃないかなと私は思っております。今後ぜひ公共施設等での県産材の活用についてぜひ考えていただきたいと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私もこの間、本当にとくと時間があつたので聞かせていただきました。本当に大事なことだなというふうに考えております。その中で今、南議員のご質問のように行政でも村の間伐材を使ったらどうかというお話でございます。対応できるところについては随時取り組んでいきたいと。1つの例で申しますと、もう間伐材を使用するところが中学校のグラウンドの整備ですね、入ったところのバックネットのところの土手の整備とか、それから下ののりがあります。その階段、ボール拾いなんか行くところの階段が傷んでおりますので、今回の間伐材でそれを村の臨時雇用された方をお願いして指示を出しているところです。

それから、これからいろいろな事業がございますけれども、そんな中で取り入れられるものについては本当に有効活用させていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

2番山口君。

ちょっとすみません、マイクを立ててもらえますか。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 128ページをお開きください。

上段の農業経営基盤強化促進事業の中の補助金でございます。

この事業は、平成22年から3年計画で行われたということを前回お聞きしました。22年度は補助金が8万円ということでしたが、23年度に経営体育成交付金という名目で1,300万円計上されました。それで、その使い道と、24年度はこの予算で前年度の1,300万円から300万円に減額されています。ただし、農業振興支援事業補助金として432万円計上しているわけですが、この事業補助金432万円というのはどういうふうな使途なのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 経営体育成交付金の関係については、先日の一般質問の中で一部触れさせていただいたと思いますので、一番下の農業振興支援事業費補助金ということでございます。

これについては、村内で米麦をやっている団体がございます。その組合の機械が老朽化したことに

よりまして更新要望がありました。村では、県の補助事業を活用いたしまして、この機械の補助を行うということでございます。内容的にはコンバインの購入ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） このコンバインを購入する補助というのは、個人で購入して、それに補助をするということで、経営するすべての方が公用に供用して使えるような、そういう事業ではないということでしょうか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） この事業につきましては県の補助事業であります農業農村整備事業というものでございます。これにつきましては、3戸以上の農業者が受益者という形でございます。ある程度機械の省力化、それから規模の拡大、こういうものを含めまして事業展開するというところで補助される内容です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） そうしますと、この村に認定農業者というんですか、今約40名近くおると思いますが、そういう方たちが一斉にあるこういう機械の補助とか何かをこうように願い出ても、前回のお話の中では、ポイントが3とか7とかという、そういうお話の中でやりたくてもできないという、そういう方が出てくる可能性があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺を救うために今後村長が活性化ということをはっきりおっしゃっている中で、24年度は別としても、今後の農業経営をさらに拡大して広めていく、そういうことを考えた中にどういった構想を持ってやっていこうとしているのか、村長、お答え願えますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 活性化するには本当に大事な質問かな、内容かなというふうに受けとめております。先ほど課長のほうからもご説明もございました。それから、一般質問でもこのような問題が出たように記憶しております。その中でお答えさせていただいたのが今言われる農業を担う人たちの支援は本当に大事なことの中で、その一つの施策としては、やはり機械化を取り入れてやらなければならないだろうという観点から、国、県、そして村もそれらの助成に力を入れているところでございます。

そして、私は今までずっとこう議員の時代に見てきましたんですけれども、やっぱり3人以上まともれば、じゃ出してやるよという中で、その機械が果たして共同で使われているかどうかというよう

なところが非常に疑問だったわけでございます。そんな中で、ことしからはこの機械がすべてとは言いませんけれども、なるだけ必要な人が、多くの人が使えようという体制固めということで、今回堆肥のマニアスプレッター、それを購入する事業もございまして、それについては個人じゃなくて組合組織をつくりまして、本当に村内に必要な人たちが即座に使えようという体制固めをするということで、23年度の後期にそのための機械化の組合を設置していただきまして、名前を挙げて悪いんですけども、議員の善養寺君がその長となって、それらに対応していただくということになっております。そして、村で発注した機械について、個人に行く場合もございまして、大方その機械化組合に委託をされ、そしてその中から必要な人のところへオペレーターもつけたり、またそういったいろいろな内容を充実させまして、そして対応していきたいと。ですから、1回予算措置をし、それを実行したのについて、個人に行くようなこと、すべてとは言いませんけれども、なるだけそういうことではなしに、全体で使える、村内全体で使えるような体制固めをしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。

農業水産業ですけれども、122ページ、123ページにあります。

農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業費というんですけども、この事業の内容を説明していただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 122ページのほうの農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業費でございますか。

これについては、議員さんも御存じだと思うんですけども、地域の農地、それから農道、水路、こういうものに対して地域で取り組む農家、非農家が共同で取り組む事業ということで、たしか平成19年度1地区、平成21年度から2地区、合計3地区がこの事業に取り組んでいると思います。

こちらのほうは事務費ということでございまして、それにかかわる事業としましては123ページの下から5段目、群馬県美土里保全協議会負担金というのがございます。これが負担金の内容でございます。これにつきましては、群馬県で協議会がございまして、そちらのほうに村が全体事業費の25%を負担するという内容でございます。それに基づきまして、群馬県で国が50%、県が25%プラスしまして、関係する団体に補助するという内容でございます。この事業につきましては、平成24年度から新たな2期対策ということでスタートするわけでございます。村としましてはこの事業をなるべく多く

の地区に取り組んでいただきたいということで予算を計上いたしました。内容的には現に取り組んでいる3地区はもちろんやっていただくとういことですが、そのほかにもプラスアルファということで2地区をプラスしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） いろいろ事業内容はわかったんですけども、こう名称を変えて農業が環境保全ということであたわっているんですけども、今農業に見ますと、担い手不足、あるいは就農者の高齢化ということで、農業が弱体化していることなんですけれども、農業は食料を生産するばかりでなく、環境保全や国土保全の重要な役割を持っております。それに農業が弱体化していく中において、現在TPPの問題は水面下で事前協議がなされております。この問題は農業の人にとって大変不安な要素でございます。農業は自然な営みで、このあれが締結されれば、地域の経済も大変なことになり、予算の組み方に難しい面も出てくると思います。先ほど農業振興を話されたんですけども、これからも、こういう面におきまして、環境とか自然への貢献とかというのに関しまして、村長のご意見を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岸議員にお答えいたします。

岸議員の環境に対する熱意というのは逐次こう胸に迫る思いがございます。しかし、この事業は農業の、環境と結びつけばそうなるんですけども、この事業自体が先ほど課長がお話ししたとおりでございます。それとちょっと農業には、今答弁として用意してありませんので、ひとつよろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 159ページをお開きください。

消防施設一般経費ですか。この中に車両購入費2,398万2,000円と載っております。これについて、これは何分団であるか、それと能力として何リットルのタンクつきか、能力の点も、馬力とそれだけ

お知らせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） 消防費の車両購入費2,398万2,000円、これにつきまして3分団の車両を購入ということでございます。容量については今後検討していきます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今ちょっと最後のほうが聞こえなかったんですけども、容量と聞いたんで、要するに能力ですね、消防車の。3分団というのはわかりましたけれども、能力についてある程度総務課としては把握しているんですか。例えばタンク、消防車にはただ貯水槽からすぐ直に引き込むのとタンク何リットル、例えば何リットル、何百リットル積んでやるか、その何馬力か、能力がわからなかったら教えてくださいと質問したと思うんですけども、もう一回お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

この消防車の購入は、議員も御存じのように、とりあえずこれ防衛の予算もいただいております。そんな中で防衛との協議をしながら性能、能力等を精査し、そして村民に安心・安全を与えるような消防車にしていきたいと、これだけでご勘弁を願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 関連で申します。

今ここへ予算が2,300万もついていて、能力がわからないという、そういうことでいいんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） たしか1.7トンですかね、というような記憶をしているんですけども、また後で調べて連絡いたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） じゃ4分団と同じようなことだということですので、4分団の分団の方によく聞きまして、よく精査して、いいポンプを3分団に与えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。
7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 何もないんじゃ1つだけお聞きいたします。
毎回というぐらいにこの10款教育費の中の耳飾り館というのが……

〔発言する声あり〕

○7番（金井佐則君） そうだ、9款か。失礼しました。
○議長（高橋 正君） それでは、9款までございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、歳出10款から14款について質疑を行います。
7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 先ほどは大変ご無礼を申しました。
先ほど言いましたように203ページなんですけれども、耳飾り館のことで、今年度予算が若干372万ほど減額になりましたけれども、入館料が発表によりますと年間で36万と。にもかかわらず、電気料だけで約200万かかっておりまして、これを土日だけでも開館して、あとは閉館しておくほうがいいんじゃないかというような質問をしたときに、前はそれはここの建設検討委員会に話を下げて検討いたしますというような答弁だったんですけれども、その後この問題については検討をされたんですか。村長にお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 検討はまだされておられません。そして、今回予算計上させた一つの理由、この数字を出した理由としまして、お昼前から話しておりますように、ふるさと公園の周辺整備ということで、耳飾り館も入っていますし、それからワイン工場も入っていますし、それからハム工房も入っています。民間ではこけしの絵つけとか、ガラス工房とか地球屋とか、そういったもろもろの活性化を一つの面にしてやりたいということで、今回耳飾り館についてはこの予算で事業を施していきたいと。そして、全体の検討委員会の中でこの予算内でできるかというところちょっと疑問ではあるんですけども、限られた予算の中でやるということの中でやっていきたいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 私が大変心配しているんですけども、毎年毎年、特別展示室の使用料ですとか、ほかの使用料を入れても40万そこそこの収入といいますか、歳入なんですけれども、これが毎年毎年ふえております。電気料も上がっておりますし、屋根の修理ですとか塗装ですとか、老朽化も進んでいる中で、決して黒字にしなければならないという施設でもないかとは思いますが、財政大変なときにこれほどお金をここへ投入していいのかなと私は懸念をしておるわけでございます。ぜひ検討委員会におろしていただいて、この窮状を説明をして、文化庁なりに働きかけをしていただいて、交付金等も持ってきてもらうというようなことでもしない限り、財政を圧迫しかねない、そんな感じもするわけでございまして、村長、今後これを、先ほど周辺整備というようなことがありましたけれども、耳飾り館だけのことで今後これをどう村長としてやっていくかという、村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご案内のように、この施設は本当に文化財に必要なということで、私たちの先輩諸氏たちが立ち上げてくれた施設だというふうに認識しております。そんな中で、そういう人たちの心もやはり意見として聞いて傾聴していかなければならないというふうには思っております。ただ、今金井議員がお話されますように、経費として非常にかかる。これは前からのご指摘でございます。そんなところを今指摘されましたように検討委員会に真摯に出して、そしてそこで検討をしていただき善処したいと、こんなふう考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） あそこを通ってみるんですけども、平日はほとんど入館者がいない、職員については周りの草をとったりという作業をしながらいるわけでございます。ぜひ村長、前向きにこれも検討委員会におろして、くどいようですけども、対処していただき、大いに入館者がふえるような施策、あるいはその中で耳飾りの何ていうんですか、子供たちにそういうつくり方の講習ですとか、そういう行事も大いにこれからやっていただいて、耳飾り館存在そのものを他町村、全国に発信できるような施策を講じていただきたい。だからその辺でとにかく何ていいますか、国のほうにでもよく呼びかけをしていただいて、これからやっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご提案、ありがとうございます。

1つの例としまして、今教育長に指示はしているところでございますけれども、この歴史的な施設を群馬県の小学校を対象とした、夏休みでも何でもいいんですけれども、ちょうど県で今出している、あそこは何だっけ、水芭蕉のあるところは。

〔「尾瀬」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 尾瀬学校、ああいうような対応を耳飾り館にできないかどうかというんで、教育長に指示を出して校長会でもいいからそういうところで啓蒙し、そしてそれを夏休みだけでもいいから村に来ていただくような、勉強に来ていただくような施策はできないかどうか今模索をさせているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、村長のほうから話がありましたように、あの周辺の施設は小学校の全学年が、例えば社会科見学に来ていろいろ見るところもあり、休憩所もあり、お昼を食べるところもありということで、4月早々啓発用のパンフレットをつくって県下の各郡市の校長が集まる会議等がございますので、私が出向いて行って啓発をしてこようと、今のところはそんな段階でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番小野関です。

172ページ、10款の教育費、小学校費の19節負担金、補助金及び交付金の部分であります。

ことし移動音楽教室負担金については計上がないということでありますが、これについては隔年開催ということのようなことを伺っているんですけれども、村が要望すれば毎年開催が可能なかどうかということ。これについては中学校を含め児童生徒にとって生の演奏を聞かせるということは、情操教育の面でも欠かせないことというふうに思っておりますので、教育長のお考えをお聞きしたいということと、つけ加えて榛東村は基地の村であります。自衛隊の音楽隊もあります。児童生徒のためにそうしたことを、演奏会を開催していただけないかと自衛隊に協力要請はできないかということも含めてお考えをお聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、移動音楽教室の件ですけれども、本村は3年に1回ということで私は認識しております。生の演奏を聞くということは、非常に子供たちにとって情操教育の面でも重

要だというふうに考えております。毎年開催できるかどうかについては、各学校の意見等もございませぬので、年が明けましたら各校の意見をまず聴取をして、実現可能かどうかは今後検討したいというふうに考えております。

それから、陸上自衛隊の12音楽隊の件ですけれども、村の音楽等でそういう機会があるんですけれども、なかなか全校の子供たちが集まる機会がないということなんですけれども、向こう側の予定であるとか学校側の予定であるとか、その辺のすり合わせをしないとなかなか難しいかなというふうな気がしているんですけれども、もうきょうは小野閣議員さんからそういうご意見をいただいたので、年度初めに校長会で1年間の計画を立てる機会がありますので、そんな要望も出ているということで提案はさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 隔年開催かなと思つたら3年に1回ということで、意外と少ないというふうに思つております。これをぜひですね、毎年できればいいんですけれども、隔年開催ぐらいのところで、相手側もあることですから、ぜひひとつ実現に向けてお願いしたいというふうに思つております。

また、自衛隊についても村の音楽祭等には児童生徒というのはなかなか来てもらえませぬ。そういうことで、3校しかない部分でありますから、ひとつこゝも鋭意実現に向けて推し進めていただきたいというふうに思ひます。

次に、208ページであります、10款教育費、6項の保健体育費、2目体育施設費の需用費であります。11節社会体育施設管理費の電気料80万2,000円、これは前年当初予算の約4倍という額になってあります。それから、地区体育館管理費の電気料104万1,000円、これも前年当初予算の2倍強という額であります。どうあれ節電を進めるという状況の中において、電気料の値上げだけではちょっと説明、理解できないという部分がありますので、この大幅に増加している要因を説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 萩原教育委員会事務局長

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 小野閣議員のご質問でございます社会体育施設管理費の電気料が増加したということでございますけれども、この社会体育施設管理費の中には新年度予算の中で施設管理事務所を新設をしたいということで、工事費も計上させていただいていると思ひます。この施設、新たに管理事務所をつくりますので、当然電気料も新たに発生いたします。この金額を計上してございます。

また、もう一つの地区体育館の維持管理費の電気料でございますけれども、これにつきましては平成23年度に冷暖房施設の設備を整備をいたしました。23年度補正予算の中でもこれに伴う電気代の増

加分については補正をさせていただきましたけれども、今回この電気代が増加したというのが主な増加の原因でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 新たな管理事務所、また地区体育館については冷暖房を導入したよという部分であります。どうあれ午前中の質問でも節電については今後も進めていくよという村長のお話があったというふうに思っております。かかればかかっただけ出すよという体制しかないとは思いますが、どうあれ節電に努めていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 198ページ、15の工事請負費のところなんです、中央公民館維持管理費の駐車場等の整備工事、これはあれですか。今既存の駐車場と今度は新設の駐車場の入れかえということは教わっているんですが、そこに空白期間というのはできないんですか。もし村民が駐車場へ車を持って行って置くところがなかったというようなことがあるのか。だから、空白期間がないのか。それとも次の新しいやつはいつごろから使えるんだとか、それをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 中央公民館の駐車場につきましては、今の駐車場の東側にあります現在の駐車場につきましては、24年度いっぱい契約期間が終了いたします。また、県道を隔てた反対側に新たに整備したいということで、なるべく早い時期に整備を農業委員会のほうにも申請をして許可を得次第、なるべく早い時期に入札して工事に着手し、空白の期間の生まれないような形で、住民にご迷惑かけない形で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 牧口議員が心配しているのは、利用者にご迷惑をかけないようにできるかということでございます。本当はかけないと言い切れませんが、そういうつもりで、かけないようなつもりで計画を立て、そして実行していきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 181ページの中学の解体工事ですけれども、星野議員が前々回かの議会

で質問したと思うんですけども、机とか備品は被災地に送るとかそういうことを言ったと思うんですけども、それはどうなったかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 中学校の備品の処分の問題でございますけれども、被災地への支援に活用したらというご提案をいただきまして、中学校移転にあわせまして、県の危機管理室を通しまして、希望につきまして照会を行いました。そうしましたところ、希望について今のところないというお答えをいただきましたので、このまま村民、村内の施設、または区、または住民に有効に活用していただきたいと。余るものについては処分せざるを得ないというふうに考えて計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘の点は、この後の全協に日割が全部できております。それで、区長さんにも了解をとっておりますので、その資料は出したいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

1 番小山君。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 1 番小山です。

体育施設の関係なんですけど、社会教育では学校開放で施設をお借りして、学校関係も教育の一環として社会教育の施設を使っていると思うんですけど、24年度から機構変更で社会教育と学校教育が分かれるらしいんですけど、社会教育の方が夜間学校開放で借りた場合、施設の破損等が見受けられた場合に、管理業務をやっていたいていないというか、日誌だけの対応で今まで済んでしまっていたんですけど、その辺の責任の明確さにちょっと欠けているところがあると思うんですけど、24年度からのその辺の施設を長く使うために、破損があれば村の税金で、学校教育でも、社会教育でも、どちらかが修理はしなくてはならないんですけど、その辺のやはり責任の明確がはっきりしていないと、貸すほうも貸しづらくなるし、借りるほうもちょっと借りづらくなってしまわないかと思うんで、その辺の対応をどう考えているかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 学校の体育施設、学校開放という形で社会体育に開放しております。これにつきましては、条例でも決められている形ですけども、管理につきましては、学校の使っている時間帯につきましては当然学校校長の管理下になります。また、社会体育で開放している

時間帯につきましては、当然社会体育のほうの所管になります。当然社会体育で使用しているときに故障等が生じたものについては、当然社会体育のほうで修理すべきというふうに考えております。

ただ、今までの中で大きな破損等はないんですけども、トラブルがあったというものは、使用者がママさんバレー等で来ていたときに子供さんが親の知らない間にいろんな器具をいじってちょっと壊してしまったと。壊したことを来ていた方も認識しないで、学校への通報もないということは何回かありました。これにつきましては、当然使用者責任もありますので、意図的に壊したものについては当然損害賠償をいただくということが生じるかと思えますけれども、あとまた壊れた原因等、また内容に応じて、学校とまた社会体育で折半するなりものことも出てくるかと思えますけれども、この今の教育委員会事務局制度、局への一本化制度の前も学校教育課、それから社会教育課という形で2つの課でやっておりましたけれども、その辺のところも使っている時間帯の中で管理の責任を明確にしていたということから、今後もそういう形で支障ないような形で運営していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに。

1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） すみません、本当に施設も数多く、多岐にわたり管理していただかなければならないと思いますが、そこら辺も課が分かれたとしても、今までどおり円滑にできるようによろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 平成24年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第26号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第3、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、議案第26号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度の国保特会におきまして、大きな制度改正はございません。しかし、国民健康保険税の税率を平成21年度以来3年ぶりに平均17%引き上げをさせていただきました。他方、低所得者の国保税負担の軽減を図るため、所得により7割、5割、2割軽減と標準課税総額の構成割合の是正、資産割率の引き下げを行いました。歳入歳出それぞれ対前年度当初比2億766万1,000円増、率にして13.8%の伸びで総額17億1,356万5,000円となっております。

それでは、議案書に基づきまして説明させていただきます。

229ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、初めに歳入でございます。左から款、項、金額の順に説明させていただきます。

1款国民健康保険税、金額5億1,223万5,000円、1項国民健康保険税、同額でございます。

2款一部負担金、金額1,000円、1項一部負担金、同額でございます。

3款使用料及び手数料、金額1,000円、1項手数料、同額でございます。

4款国庫支出金、金額4億6,790万4,000円、1項国庫負担金、金額3億6,409万5,000円、2項国庫補助金、金額1億380万9,000円。

5款療養給付費交付金、金額8,138万6,000円、1項療養給付費交付金、同額でございます。

6款前期高齢者交付金、金額2億4,243万1,000円、1項前期高齢者交付金、同額でございます。

7款県支出金、金額8,226万3,000円、1項県負担金、金額976万8,000円、2項県補助金、金額7,249万5,000円。

8款共同事業交付金、金額2億3,463万5,000円、1項共同事業交付金、同額でございます。

9款財産収入、金額1,000円、1項財産運用収入、同額でございます。

230ページをお願いいたします。

10款繰入金、金額9,082万7,000円、1項他会計繰入金、金額9,082万6,000円、2項基金繰入金、金額1,000円。

11款繰越金、金額2,000円、1項繰越金、同額でございます。

12款諸収入、金額187万9,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額163万2,000円、2項村預金利子、金額1,000円、3項受託事業収入、金額1,000円、4項雑入、金額24万5,000円。

歳入合計、金額17億1,356万5,000円でございます。

続きまして、231ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、金額1,137万5,000円、1 項総務管理費、金額664万1,000円、2 項徴税费、金額426万1,000円、3 項運営協議会費、金額22万6,000円、4 項趣旨普及費、金額24万7,000円。

2 款保険給付費、金額11億9,698万4,000円、1 項療養諸費、金額10億4,058万4,000円、2 項高額療養費、金額1 億4,660万円、3 項移送費、金額15万円、4 項出産育児諸費、金額840万円、5 項葬祭諸費、金額125万円。

3 款後期高齢者支援金等、金額2 億651万8,000円、1 項後期高齢者支援金等、同額でございます。

4 款前期高齢者納付金等、金額43万8,000円、1 項前期高齢者納付金等、同額でございます。

5 款老人保健拠出金、金額6 万2,000円、1 項老人保健拠出金、同額でございます。

6 款介護納付金、金額9,439万8,000円、1 項介護納付金、同額でございます。

7 款共同事業拠出金、金額1 億8,238万7,000円、1 項共同事業拠出金、同額でございます。

232ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、金額1,814万7,000円、1 項特定健康診査等事業費、金額1,504万7,000円、2 項保健事業費、金額310万円。

9 款基金積立金、金額2,000円、1 項基金積立金、同額でございます。

10 款公債費、金額1,000円、1 項公債費、同額でございます。

11 款諸支出金、金額225万3,000円、1 項償還金及び還付加算金、金額201万3,000円、2 項指定公費負担医療費立替金、金額24万円。

12 款予備費、金額100万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、金額17億1,356万5,000円でございます。

235ページ、236ページについては事項別明細書、総括でございます。説明については省略させていただきます。

239ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度額4 億7,925万4,000円、比較6,303万5,000円の増でございます。内訳については、右の節にあるとおりでございます。

2 款退職被保険者等国民健康保険税、本年度額3,298万1,000円、比較452万8,000円の減でございます。

国民健康保険税の合計で見ますと5 億1,223万5,000円、比較5,850万7,000円の増でございます。

240ページをお願いいたします。上から3つ目の枠でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費等負担金、本年度額3 億5,432万7,000円、比較3,207万円の増でございます。

す。歳出の保険給付費の増によるものでございます。

その下の枠、4款2項1目財政調整交付金、本年度額1億380万9,000円、比較1,252万2,000円の増でございます。歳出の保険給付費の増によるものでございます。

241ページをお願いいたします。上から2枠目でございます。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金、本年度額8,138万6,000円、比較2,045万8,000円の増でございます。

その下の枠、6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金、本年度額2億4,243万1,000円、比較2,211万4,000円の増でございます。

5款、6款とも歳出、保険給付費の増によるものでございます。

242ページをお願いいたします。

上の枠、2段目ですね。7款2項2目財政調整交付金、本年度額6,784万7,000円、比較1,086万2,000円の増でございます。歳出、保険給付費の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上の枠、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度額9,082万6,000円、比較1,721万1,000円の増でございます。主なものは1節保険基盤安定繰入金で7・5・2割軽減の軽減分を繰り入れるものでございます。その他は節のとおりでございます。

続きまして、249ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。同じく主なものについてご説明申し上げます。

1款総務管理費については、省略させていただきます。

251ページをお願いいたします。

2款保険給付費の予算計上につきましては、出産育児一時金及び葬祭費以外は平成23年度決算見込み額に5%を見込みました。

それでは、ご説明申し上げます。

2款1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度9億5,085万9,000円、比較1億3,573万9,000円の増でございます。

252ページをお願いいたします。一番下の枠でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費です。ここは保険給付費の一部が自己負担の限度額を超えた場合、ここから支給されるものでございます。本年度1億3,519万8,000円、比較3,186万5,000円の増でございます。

254ページをお願いいたします。真ん中の枠でございます。

4項1目出産育児一時金、本年度840万円、比較294万円の減でございます。23年度実績見込みより20人を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。2番目の枠でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者等支援金は、後期高齢者医療保険へ国保加入者数に応じ支援金を支払基金へ納付するものでございます。本年度2億6,049万8,000円、比較1,551万6,000円の増でございます。

256ページをお願いいたします。一番下の枠でございます。

6款1項1目介護納付金、ここは第2号被保険者について各保険者を通じて徴収し、支払基金に納付するものでございます。本年度額9,439万8,000円、比較2,165万7,000円の増でございます。

その下でございます、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、本年度1,504万7,000円、比較57万2,000円の増でございます。

258ページの下の方でございます。13節委託料の説明欄で、本年度、後期高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして5年に一度特定健康診査等実施計画書を策定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費310万円、比較45万2,000円の増でございます。ここでは人間ドックの助成金、医療費のお知らせ等を行う費用でございます。人間ドック助成金は24年度より対象年齢を30歳から20歳に引き下げ、助成金については5,000円増額して、1件2万5,000円、140万円を計上させていただきました。また、本年度より国保連が市町村の委託を受け、県下一斉にほとんどの市町村がジェネリック医薬品利用差額通知を、新薬との差額が200円以上の方に年2回通知するものでございます。また、村単独事業として2回通知するものでございます。

263ページは給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第27号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第4、平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度の当特会におきまして、大きな制度改正はございませんが、保険料について4年ぶりに平均9.38%の改定となりました。予算総額では前年度当初より1,271万7,000円増、率にして14.4%の伸びで、総額1億77万4,000円でございます。

それでは、議案書に基づきまして説明をさせていただきます。

269ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、最初に歳入でございます。左から、款、項、金額の順に説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、金額6,415万6,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、金額1,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金、金額3,660万9,000円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入、金額5,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2 項償還金及び還付加算金、金額2,000円、3 項預金利子、金額1,000円。

6 款雑入、金額2,000円、1 項滞納処分費、金額1,000円、2 項雑入、金額1,000円。

歳入合計、金額1億77万4,000円でございます。

続きまして、270ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、金額359万1,000円、1 項総務管理費、金額203万3,000円、2 項徴収費、金額155万8,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、金額9,698万1,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

3 款諸支出金、金額2,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

4 款予備費、金額20万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、金額1億77万4,000円でございます。

273ページ、274ページにつきましては、事項別明細書の総括表となっております。説明は省略させていただきます。

277ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、本年度額4,671万1,000円、比較1,297万1,000円の増でございます。2 目後期高齢者医療普通徴収保険料、本年度額1,744万5,000円、比較514万8,000円の減でございます。

保険料の合計、本年度額6,415万6,000円、比較782万3,000円の増でございます。

一番下の枠です。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費等繰入金、本年度額1,187万6,000円、比較262万1,000円の増、事務費の繰入金でございます。主な増は広域連合に繰り出すもので、広域連合のパソコンの更新によるものでございます。2 目保険基盤安定繰入金、本年度額2,473万3,000円、比較227万3,000円の増でございます。保険料の軽減制度がございます。本年度の4分の1を村が、4分の3を県が負担するという制度になっているものでございます。

続きまして、283ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

1 款総務管理費、1 項 1 目一般管理費、本年度203万3,000円、比較56万6,000円の増でございます。13節において広域のパソコンの更新により、村のサーバーシステムの更新によるものでございます。

284ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度9,698万1,000円、比較1,226万4,000円の増でございます。主なものは保険料の改定によるものや保険基盤安定制度によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号 平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第5、平成24年度榛東村老人保健特別会計予算について、議案第28号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本健康・保険課長。

[健康・保険課長 山本比佐志君発言]

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本特別会計におきましては、平成23年度第1回定例会におきまして、榛東村特別会計設置条例改正により、平成24年度までの出納を閉鎖する期間までとなっており、翌年度以降、本会計に属する債権、債務があった場合には、一般会計が引き継ぐものでございます。

平成20年度以降平成24年度まで、制度移行前の医療給付費等につきましては、この老人保健特別会計により財務処理を行うものでございます。平成24年度につきましては、制度移行から4年を経過していることで、対前年度比72万8,000円の減、歳入歳出総額は80万円と予算規模は一段と縮小されております。

それでは、議案書に基づきまして説明させていただきます。

291ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、最初に歳入でございます。左から、款、項、金額の順に説明させていただきます。

1 款支払基金交付金、金額38万7,000円、1 項支払基金交付金、同額でございます。

2 款国庫支出金、金額24万1,000円、1 項国庫負担金、同額でございます。

3 款県支出金、金額6万1,000円、1 項県負担金、同額でございます。

4 款繰入金、金額11万5,000円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

5 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入、金額5,000円、1 項村預金利子金額1,000円、2 項雑入、金額3,000円、3 項加算金、金額1,000円。

歳入合計、金額81万円でございます。

続きまして、292ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務管理費、金額 1 万 3,000 円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款医療諸費、金額 74 万 5,000 円、1 項医療諸費、同額でございます。

3 款諸支出金、金額 2,000 円、1 項償還金、同額でございます。

4 款予備費、金額 5 万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、金額 81 万円でございます。

295 ページ、296 ページにつきましては、事項別明細書総括表になってございます。説明は省略させていただきます。

299 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明申し上げます。

1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金、本年度額 36 万 1,000 円、比較 36 万円の減でございます。冒頭申し上げた理由により、歳出予算が非常に縮小されております。それに対応する部分でございますので、このような減額となっております。

2 款、3 款、4 款は同様の理由によるものでございます。省略をさせていただきます。

続きまして、305 ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。下の枠でございます。

2 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費、本年度 60 万円、比較 60 万円の減でございます。これも制度移行から 4 年を経過していることによるもので、このような少額な予算となっております。

306 ページ、2 目医療支給費も同様の理由によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第 28 号 平成 24 年度榛東村老人保健特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第29号 平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第6、平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について、議案第29号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 山本比佐志君発言〕

○健康・保険課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険料につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年を計画期間といたします第5期介護保険事業計画が新年度からスタートいたします。介護保険料につきましては、33.3%の改定をさせていただきます。予算総額では前年度当初より1億6,182万2,000円の増、率にして21.1%の伸びで総額9億2,906万4,000円を計上させていただきました。

それでは、議案書に基づきまして説明させていただきます。

313ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、初めに歳入でございます。左から、款、項、金額の順に説明させていただきます。

1 款保険料1億9,235万7,000円、1 項介護保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金2億637万8,000円、1 項国庫負担金1億5,700万6,000円、2 項国庫補助金4,937万2,000円。

4 款支払基金交付金2億5,846万4,000円、1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金1億3,950万円、1 項県負担金1億3,164万7,000円、2 項県補助金785万3,000円。

6 款財産収入1,000円、1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金1億3,234万8,000円、1 項一般会計繰入金1億3,234万7,000円、2 項基金繰入金1,000円でございます。

8 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

314ページをお願いいたします。

9 款諸収入1万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料1万円、2 項村預金利子3,000円、3 項雑入3,000円。

歳入合計9億2,906万4,000円でございます。

続きまして、315ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費1,884万6,000円、1 項総務管理費758万2,000円、2 項徴収費113万7,000円、3 項介護認定審査会費1,007万1,000円、4 項趣旨普及費5万6,000円。

2 款保険給付費8億8,816万3,000円、1 項介護サービス等諸費8億1,190万5,000円、2 項介護予防サービス等諸費3,078万円、3 項高額介護サービス等費1,521万8,000円、4 項高額医療合算介護サービス等費180万1,000円、5 項特定入所者介護サービス等費2,750万2,000円、6 項その他諸費95万7,000円。

3 款地域支援事業費1,370万1,000円、1 項介護予防事業費309万3,000円、2 項包括的支援事業・任意事業費1,060万8,000円。

4 款基金積立金354万6,000円、1 項基金積立金、同額でございます。

5 款公債費376万3,000円、1 項財政安定化基金償還金、同額でございます。

6 款予備費100万円、1 項予備費、同額でございます。

次ページをお願いします。

7 款諸支出金4万5,000円、1 項償還金及び還付金、同額でございます。

歳出合計9億2,906万4,000円でございます。

319ページ、320ページにつきましては、事項別明細書総括表でございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、323ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

その前に、5期から保険料、国支払基金、県、村の費用の負担の変更がございました。大きなものは第1号被保険者保険料が20%から21%に、支払基金交付金が30%から29%になりました。その他若干変更がございました。

以下、負担率の説明は省略させていただきます。

一番上の枠でございます、1 款1 項1 目第1号被保険者保険料、本年度額1億9,235万7,000円、比較4,192万6,000円の増でございます。内訳は右の節にあるとおりでございます。

3つ目の枠、3 款1 項1 目介護給付費負担金、本年度額1億5,700万6,000円、比較2,636万4,000円の増でございます。

324ページをお願いいたします。真ん中の枠でございます。

4 款支払基金交付金、1 項1 目介護給付費交付金、本年度額2億5,756万8,000円、比較3,789万8,000円の増でございます。

5 款県支出金、1 項1 目介護給付費負担金、本年度額1億3,164万7,000円、比較2,431万3,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。上の枠でございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、3 目財政安定化基金交付金、本年度額537万2,000円でございます。

本年度新たな制度でございます。この補助金により、介護保険料改定に伴う上昇分を軽減するものでございます。

一番下の枠でございます、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護納付費一般会計繰入金、本年度額1億1,102万円、比較1,949万1,000円の増でございます。

334ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

総務管理費の部分は省略させていただきます。

2款保険給付費及び3款地域支援事業費は、第5期介護保険事業計画に基づき予算計上したものでございます。

上から2番目の枠でございます、2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度額3億3,453万円、比較3,943万円の増でございます。

1つ飛ばしまして、3目地域密着型介護サービス給付費、本年度額6,333万円、比較1,533万円の増でございます。ここは認知症対応型の共同生活に係るものでございます。グループホーム等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

5目施設介護サービス給付費、本年度額3億7,623万3,000円、比較8,623万3,000円の増でございます。ここは特老、老健等の介護サービス等の費用でございます。

続きまして、336ページをお願いいたします。上から2段目の枠でございます。

2款2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方を対象としたサービスでございます。1目介護予防サービス給付費、本年度額2,590万7,000円、比較290万7,000円の増でございます。

続きまして、339ページをお願いいたします。

2款5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度額2,740万円、比較440万円の増でございます。ここは低所得者の方が施設利用が困難とならないよう、食費、居住費について限度額を超えた場合、ここから支給されるものでございます。

342ページをお願いいたします。下の枠でございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、本年度額354万6,000円でございます。保険料改定により基金に積み立てができるものでございます。

343ページをお願いいたします。上から2番目の枠でございます。

5款公債費、1項1目財政安定化基金償還金、本年度額376万3,000円でございます。平成23年度補正3号により借り受けたものの償還金でございます。

345ページをお願いいたします。

地方債の各年度における現在高の見込み額と年度中の増減の調書でございます。本年度376万3,000円を消化し、今年度末は752万6,000円となる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 平成24年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第30号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第7、平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、議案第30号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） それでは、平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計の予算についてご説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、平成8年度に貸付事業を終了し、現在は貸付金の回収と起債の償還事業となっております。

平成24年度当初予算は、前年度と比較して金額は96万9,000円の減、率にして4.08%の減となっております。減額の主な要因は、歳入の貸付金回収金、歳出の公債費それぞれの減額によるものです。

それでは、351ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 項県支出金9万円、1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金670万円、1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入1,599万9,000円、1 項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計2,278万9,000円でございます。

352ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費12万4,000円、1 項総務費、同額でございます。

2 款公債費2,266万5,000円、1 項公債費、同額でございます。

歳出合計2,278万9,000円でございます。

353ページから356ページに示されております歳入歳出事項別明細書の総括は、後ほどごらんいただきたいと存じます。

359ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書、歳入における主なものについて朗読させていただきます。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金、本年度670万円、比較30万円の減です。

3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、本年度1,599万9,000円、比較55万9,000円の減です。

363ページをお開きください。

歳出です。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度1,779万2,000円、比較19万4,000円の減、2 目利子、本年度487万3,000円、比較77万5,000円の減でございます。

364ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっております。

一番右側下、当該年度末現在高の見込み額は1億1,491万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をしたいと思います。開会を35分。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第8 議案第31号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第8、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、議案第31号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野関上下水道課長。

[上下水道課長 小野関 均君発言]

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

公共下水道事業も事業着手から21年が経過し、平成24年度4月には202ヘクタールが供用開始となります。平成22年度に91ヘクタールの計画調査及び変更認可を受け、本村の全体計画面積は316ヘクタールすべてが認可区域となりました。平成23年度からは、新規認可地区の翌年度以降の工事実施に向けた詳細工事設計を実施いたしました。

平成24年度の主要事業としましては、突貫エリアによりまして、フレッセイの進出に伴う管渠詳細設計及び管渠工事280メートル、公共下水道エリアにおいては引き続き新規認可地区の詳細設計委託設計終了地区の管路工事実施等でございます。新規認可地区の管路工事はおおむね4,000メートル、舗装復旧工事2,000メートル、管渠設計委託4,600メートル等を予定しております。

それでは、369ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金1,107万6,000円、1 項負担金、同額です。

2 款使用料及び手数料3,762万円、1 項使用料3,757万円、2 項手数料5万円。

3 款国庫支出金1億5,682万7,000円、1 項国庫補助金、同額です。

4 款県支出金300万円、1 項県補助金、同額です。

5 款繰入金1億2,548万2,000円、1 項繰入金、同額です。

6款繰越金1,000円、1項繰越金、同額です。

7款諸収入1万2,000円、1項村預金利子1,000円、2項雑入1万1,000円。

8款村債2億6,530万円、1項村債、同額です。

歳入合計、5億9,931万8,000円でございます。

続きまして、370ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費496万円、1項総務費、同額です。

2款建設費4億4,288万8,000円、1項建設費、同額です。

3款管理費3,156万3,000円、1項管理費、同額です。

4款公債費1億1,990万7,000円、1項公債費、同額です。

歳出合計5億9,931万8,000円でございます。

続きまして、371ページをお願いします。

第2表の地方債でございます。

起債の目的、流域下水道事業債、限度額930万円、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

起債の目的としまして、特定環境保全公共下水道事業債、限度額で2,800万円、公共下水道事業債、限度額2億2,800万円、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でございます。

起債限度額の合計としましては2億6,530万円です。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、総括については説明を省略させていただきます。379ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目受益者負担金1,107万6,000円、前年度に比較して392万1,000円増額となっておりますが、平成24年度の供用開始予定戸数がふえたための増額でございます。

2款1項1目下水道使用料3,757万円、新規接続者の使用料の増額を見込んでおります。

380ページをお願いします。

3款1項1目国庫補助金1億5,682万7,000円、変更認可が終了しまして新規認可地区の工事開始に伴い、事業量が増加することによる補助金の増額でございます。

4款1項1目県補助金300万円、国庫補助金同様に事業量が増額することによる増額でございます。381ページをお願いします。

8款1項1目下水道事業債2億6,530万円、前年に比較して1億8,180万円増額となりますが、これ

も新規認可地区の工事開始による事業量増により増額となるものでございます。

次に、385ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目総務費は、前年度比較91万6,000円の増でございますが、386ページの27節公課費、消費税100万円、納付予定額は前年度と同額ですが、2款27節での予算要求から1款27節に変更したために総務費が増額となったものでございます。

2款1項1目建設費、本年度予算額4億4,288万8,000円、前年度比較で3億319万円の増額となりますが、先ほど申し上げましたとおり、本年度から新規認可地区の管路工事が始まりますので、大幅な増額となります。

主な増は387ページの13節委託料4,740万8,000円、新規認可地区の実施設計委託料等で2,500万円ほどの増額、388ページ、15節工事請負費3億7,112万3,000円、管渠工事量増により前年度に比較しまして2億7,300万円ほどの増額となります。

389ページは3款1項1目管理費でございますが、143万3,000円の増額となります。

次ページ、13節委託料、施設管理委託料で不明流入水の調査委託費を予定させていただいております。

391ページをお願いいたします。

4款公債費でございます。1項1目元金6,901万5,000円、前年度比較123万8,000円の増額、これは据え置き期間が終了し、元金償還が開始となることによるものでございます。

2目利子は5,089万2,000円、前年度比較85万3,000円の減額、これは前年度借入額が少なかったことによるものでございます。

392ページから399ページまでは給与費明細書でございますが、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

400ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

一番下の合計欄、一番右の欄になりますが、当該年度末現在高見込み額、平成24年度末の見込みでございますが、23億6,286万8,000円となる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） ちょっと村債についてお聞きします。

エリアがふえたことで今年度も2億6,530万ですか、ありますけれども、これは、エリアはいつまでに完了して、あと起債がどのくらい必要なのか、わかればお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 平成22年度に91ヘクタールの計画調査及び変更認可を受け、榛東村の全体計画面積の316ヘクタールがすべて認可になったわけですが、この時点での榛東村での計画は平成27年というふうに予定しておりますが、現在県の流域下水道の関係が正式な認可をまだ県が受けておりません。その県の認可に伴って全体の計画が延びるという予測はしているんですけども、何年先まで延びるかということはまだ村のほうには話が来ていない状態です。

以上です。

〔発言する声あり〕

○上下水道課長（小野関 均君） 村債につきましては、今のところ27年までで全部終わるというところまでの全体の工事計画は、今私のところで申し上げますが、つかんでいないんですけれども、変更認可を受けたときに試算したものがあれば、起債の計画もあると思いますので、後ほど調べまして報告をさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 危惧するところは、これが毎年毎年2億円と伸びても3年、あとはあるとすれば6億円は最低借りなくてはだと思えます。特別会計でもこれを一番しょっていると思いますので、ぜひ村長になるべく借りないような手だてがありましたらしていただいて、工事を進めていただきたい。それはよろしいんですけれども、ひとつだけ何かありましたらお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これは施設をされたところのつなぎ込みを、やはり皆さん一緒になって進めていただいて、そしてその施設が満額というか、それで使えるような体制をつくれば何とかなるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） ただいまの質問と関連しますが、最終的に今期が23億6,286万8,000円の村債の残高になるんですけれども、まだふえるという見込みらしいんですけれども、371ページの地方債で償還の方法というのがここに書かれているんですけれども、この何ていうか、残高の返済ですか、それとあと財源についてちょっとわかったら教えてください。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） まず財源でございますが、先ほど村長が申しましたように、基本的には使用料収入をもって財源にするというのが大前提でございます。ただ、今この状況を見ますと、まだ設備投資をしている状況もございまして、一般会計からの繰入金に頼るところもあるのかなど。

それから、先ほどの起債の関係でございますけれども、事業を実施するに当たりまして、一般会計からの繰入金を使って事業を実施するよりも、起債を使ったことによりまして、起債には後での交付税の算入が、公共投資としての交付税の算入がございまして、許される範囲での起債は借りて工事を実施していきたいと、そのように考えております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 実際その下水道工事というのは、要するに管理費、あるいは修繕費がこれからどんどんかさむと思います。また、加入を進めていくということも大変大事な仕事だと思います。そういう面ですいろいろな大変なことはあるんですけども、健全財政の上でそういうあれを進めていってほしいと思います。その辺のちょっと見解を村長お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘ありがとうございます。

行政も一生懸命やらさせていただきます。地域にあっては、議員さんのほうが顔がきくと思うんで、その事業についてひとつご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第32号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第9、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、議案第32号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、引き続きまして平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成22年度末をもちまして、広馬場地区の施設整備が完了しまして、平成23年7月から供用開始となりました。平成24年度以降は長岡・広馬場地区の施設の運転、維持管理、新規住宅建設、新規加入申し込みに伴う公共マス設置工事等を継続的に実施していくものでございます。

それでは、405ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金240万2,000円、1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料2,600万9,000円、1 項使用料、同額です。

3 款繰入金9,379万8,000円、1 項繰入金、同額です。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入4,000円、1 項村預金利子1,000円、2 項諸収入3,000円。

歳入合計1億2,221万4,000円でございます。

続きまして、406ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費1,096万8,000円、1 項総務費、同額です。

2 款管理費3,491万7,000円、1 項管理費、同額です。

3 款公債費7,632万9,000円、1 項公債費、同額です。

歳出合計1億2,221万4,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、総括については説明を省略させていただきます。413ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものについて説明をさせていただきます。

1 款1 項1 目分担金240万2,000円、公共マスの新規取り出し工事を長岡、広馬場それぞれ5工ずつ予定をしております。

2 款1 項1 目下水道使用料2,600万9,000円、前年度と比較しまして884万5,000円の増額となっておりますが、長岡地区では56万円ほど、広馬場で828万円ほどの増額を見込んでおります。

3款1項1目繰入金は9,379万8,000円、前年度と比較しまして1,138万6,000円の増額となります。補助事業が終了したことによりまして、起債の借り入れ等が終了したことにより、一般会計からの繰入金が増額となるものでございます。

次に、414ページをお願いいたします。

5款2項1目諸収入、本年度予算額3,000円、前年度に比較して330万8,000円の減額でございます。平成23年度から工事発注による消費税の支払いが極端に減少しましたので、消費税の還付がなくなったことによるものでございます。

次に、417ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費1,096万8,000円、前年度と比較しまして125万5,000円の増額となっておりますが、次ページの27節公課費173万3,000円、消費税でございます。歳入の方で説明しましたように、消費税が使用料徴収による仮受消費税額と工事請負費等支払いによる仮払消費税の関係から、還付から納付に転じたものでございます。

2款1項1目管理費3,491万7,000円、前年度と比較しまして655万6,000円の増額となっておりますが、11節の需用費、12節役務費、420ページの13節委託料ともそれぞれ広馬場地区処理施設の本格稼働に伴い、増額が予定されるものでございます。

次に、421ページをお願いします。

3款1項1目公債費、元金の3,781万4,000円、借入金据え置き期間が終了し、償還が開始されたことにより、前年度と比較しまして1,092万円の増額、利子につきましては3,851万5,000円で、前年度借入分の利子支払予定の予算が減額となりましたので、180万6,000円の減となりました。

422ページから429ページまでは給与費明細書でございます。後ほどごらんをいただきたいと思いません。

430ページをお願いします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。22年度で整備事業が完了しましたので、年度中の起債見込み額はございません。当該年度末現在高見込み額、一番右の欄、平成24年度末の見込みでございますが、19億2,762万円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第10、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、議案第33号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 萩原正夫君発言]

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 予算書435ページをごらんをいただきたいと思います。

平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

今年度の予算につきましては、給食の調理業務委託、23年度で委託期間が終了いたしますので、新たに24年度から26年度までの契約を締結したいということで、債務負担行為等の提案を計上してございます。

それでは、435ページ、第1表 歳入歳出予算、歳入から朗読いたします。

1 款事業収入、金額8,293万4,000円、1 項事業収入、同額でございます。同額の場合には、金額の朗読につきましては省略をさせていただきます。

2 款繰入金、金額6,358万9,000円、1 項他会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入、金額5,000円、1 項村預金利子1,000円、2 項雑入4,000円。

歳入合計1億4,652万9,000円。

次ページをごらんをいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、金額6,376万8,000円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款事業費、金額8,225万1,000円、1 項事業費、同額でございます。

3 款公債費、金額1万円、1 項公債費、同額でございます。

4款予備費、金額50万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計1億4,652万9,000円。

次ページ、第2表 債務負担行為でございます。

事項、給食業務委託、期間、平成25年度から平成26年度、限度額6,657万円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書、総括の441ページ、442ページにつきましてはごらんをいただきたいと思っております。

次に、歳入歳出予算の事項別明細書の歳入につきまして、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1款事業収入、1項事業収入、1目事業収入、本年度額8,293万4,000円、前年度額8,380万3,000円、比較86万9,000円の減でございます。内訳といたしまして、現年度分8,225万1,000円、2節滞納繰越分68万3,000円でございます。この事業収入、減ったものの主なものにつきましては、園児、児童生徒数の減少に伴っての収入の見込み減でございます。

次に、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度額6,358万9,000円、前年度額6,338万5,000円、比較20万4,000円の増でございます。これにつきましては、一般会計の全額の繰入金となっております。

なお、3款、4款、5款につきましては省略をさせていただきます。

次に、歳出、449ページをごらんをいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、本年度額6,376万8,000円、前年度6,366万4,000円、比較10万4,000円の増となっております。内訳につきましては、1節報酬26万2,000円、これにつきましては、給食センターの運営委員さんの報酬でございます。また、2節、3節、4節の職員給与費等につきましては、給食センター所長1名分の人件費の計上となっております。

次に、450ページ、11節の需用費でございます。こちらのほうで1,422万4,000円。内訳の中で中ほどに事業用燃料費499万8,000円、単価の上昇に伴って若干の増加をしております。

また、その下の施設用消耗品費でございますけれども、こちらにつきましては北小学校に持っております食缶等が大分傷んできたということで更新を予定しております。それが31万。また、フードスライサーのかえ刃とかフィルター等の消耗品が80万ほどふえておりまして、増額となっております。

また、451ページ、12節の役務費の217万9,000円のうち、一番下のほうから2行目に放射能測定検査料を計上させていただいております。ことしの1月から食材の放射線の検査をしておりますけれども、新年度につきましてもこの検査料を計上して検査をしていきたいということで計上させていただきました。

また、その下に13節委託料3,726万4,000円、施設管理委託料は、施設のもろもろの委託管理のものでございます。

次に、学校給食センター運営費の委託料、次のページの一番上になろうかと思えます。こちらについては、電算の委託料、料金徴収の関係です。

2番目の施設管理委託料につきましては、調理業務を委託をしております。今年度からまた新たに26年度までの委託をする1年目の委託料を計上させていただいております。

以上が総務管理費でございます。

次に、453ページ、2款事業費、1項事業費、1目事業費、本年度8,225万1,000円、前年度8,312万円、比較86万9,000円の減額となっておりますけれども、11節需用費、こちらにつきましては、昼食の賄い材料費の購入費となっております。児童生徒等の減少に伴って、予算額についても減少となっております。

主なものの説明につきましては以上でございます。

この後、次ページ、454ページから461ページまで給与費明細書がございます。これにつきましてはごらんをいただきたいと思えます。また、最後の462ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年の末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書がございます。これにつきましては、初年度ということがございますので、ごらんをいただければと思えます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 435ページの事業収入でありますけれども、これは8,293万4,000円、滞納繰越金を入れた額、これは給食費だと思っております。村長にお聞きをいたしますけれども、給食費の2分の1を補助すると明言を昨年されました。24年度の予算にこの金額が見えてこないということで、私も期待はしてはいたんですけれども、見えてこないということは、2分の1補助はしないということだと思っておりますけれども、しないのなら、しない理由をお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

この質問は前にも金井議員からあったように記憶しております。そのときと一向に変わりございません。そして、2月の渋川広域の議会で、その問題について管理者会議に提起しました。しかしながら、その状況というのが平成17年度前に戻すものであって、平成18年度から新しく取り入れられた負担金分布割合の中で10%というのが各事業に課せられたわけです。そんな中で10%を加算されると非常に榛東、吉岡に増額になり、その増額分が渋川市が減額になると、不公平じゃないかということで

この問題が持ち上がったというふうに記憶しております。そんな中で、提案されたものについて非常に負担が多くなるという中で、榛東、吉岡の広域議員も非常に努力した経緯がございます。しかしながら、議会でございます。あのときが17名の定員だったと思います。榛東、吉岡合わせても半数に足りないというような中で、いろいろお話をした中で、一般財源、それから消防救急については10%の中から激変緩和措置を使って6%にしましょうということで平成18年は決まった経緯がございます。

しかしながら、翌年、消防救急については渋川広域の予算の大体2分の1を必要としているという中で、それも大きなネックになりまして、それをもう少し話し合いで負担割合を下げたいというお願いの中で、それが4%に改善されたという経緯でございます。その中でも、やはり今まで平成17年度までの事業がいろいろの事業によって分布割合の%が違っていただけですけれども、一律10%にしたということでそういうふぐあいできたということで、私は去年のあの選挙でそれを改善し、その改善された中で給食費の2分の1、それから村の3役の給料30%カットした中での財源が確保できればやるんだというつもりでしてきたわけでございます。

しかしながら、この間の2月の広域議会ではそれが理解できなく、村長それを出すと、その次の10%の激変緩和措置で6%を4%にしたのを戻されてしまうよという懸念が出てきたわけです。そうするというと、藪に馬鋏ではないですけども、出していったんだけども理解されないと。そしてまた議員のメンバーを見ますと、そのときの状況を本当に知っている人というのは吉岡の小池議員、それからうちの議長、それから副管理者である私と管理者と、それから吉岡の副管理者、こういった少数人数であるがために、今現在広域の議員定数が17でございます。そんな中で、うちのほうと吉岡が組んでもなかなか議決されないという事態を、私は読みました。

そういった中で、これを出してしまうともっとも村に負担がかかるんだというような状況下で、私は断腸の思いでその施策を取り下げさせていただきました。そして、そういうことについては報告会で皆さん方に伝えてきたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 事細かくご説明をいただきました。

先ほど村長申されましたように、私が昨年第2回の定例会で質問をいたしました。村長も含めてお話をされておりましたけれども、4,000万円の是正ということで、これができるのかできないのかということで私が質問したんですけども、そのときに、「私は、私案として持ち合わせております。そういった面から進めていきたいと思っております」というようなことを答弁としてされておるんですけども、そして先ほど村長が言ったように、村長初め3役の給料をカットして、そしてそのほか一般財源から拠出をして、それに充てて努力をするというようなことの答弁があったんですけども、今後この問題については、そうしますと広域分担金のもちろんそれを含めてのことでも結構ですけれ

ども、今後この2分の1を村長はどうするおつもりなのか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この問題は非常にお金のかかる問題でございまして、やはり財政的に見通しがつかなければ、これは私もやるつもりがございません。その中で、先ほど金井議員が話されましたように、そのやる中でいろいろの方法があるだろうというので努力をさせていただいたところもございまして、私自身も。しかしながらこういった情勢の中で、やはり給食費の2分の1補助は今の榛東村の財政規模からいって時期尚早だというような思いで、もうしばらくこれは封印をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 前回の選挙のときにも非常にこの問題に感銘をして、阿久澤さん、頑張ってくださいということで応援をした方がいらっしゃって、この間も実はある人に2分の1補助をしてくれるというお話ですけれども、議員、いつから2分の1補助、給食費をされるんですかというようなお話をされた方がおりました。今後、私も財政のことにしましては重々承知しておりますし、村長の痛い心の中もわかっておりますが、ぜひ努力をして、2分の1とまでいかなくも、たとえ少しでも補助ができるような施策をこれから断行していただきたいと、こんなふうに要望をしていきたいと思っております。

答弁結構でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） それに多少関連した質問を1ついたしまして、そのほかにもう一件質問させていただきます。

今金井議員の質問にもありまして、山口議員もたしか一般質問でこの件は質問したんじゃないかなと、このように感じておりますが、これが広域の議員の経験のない、例えば私なんか言ったんなら、ああそうかと思えますけれども、広域の議員をやっておられた村長が村長になるときにそこから4,000万の財源を引き出せる可能性がある。このようなことで2分の1という話が始まったんですが、広域の議員をやっていたのであれば、これがそんな簡単に引き出せる財源ではないということぐらいはわかっていたんじゃないかなと、このように感じました。それから、これは再度申し上げますが、そのような公約で、公約といいますか、2分の1ということを申し述べたんでありますから、そちらのほうの財源が入らないんであれば、その他の財源でそこに持って行くよりは村のまだその財源を使って村のためにやるべきことは十分にあるんじゃないかと。確かに、お子さんに厚い手当てを

するのも結構ですけれども、村民全員のことも考えたことで後々考えてもらいたいと思います。

それはそれといたしまして、これは今度は453ページの2款事業費で1事業費ですが、この今いろいろ材料費等が値上がりしていきたり何かする時期におきまして、この賄い材料費の減額というのは子供さんに十分なカロリーというんですか、そういうのが補給できるのかどうか、このことをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 萩原正夫君発言〕

○教育委員会事務局長（萩原正夫君） 2款事業費の中の給食賄い材料費の予算でございますけれども、この少なくなったという主な原因につきましては、やはり先ほどもご説明申し上げましたが、児童生徒数が減少しているということでございます。給食につきましては、1食当たりの単価というものをある程度決めております。年間の実施日数等も決める中で、1年間で1人当たりの額に対応した形での献立を組んでおります。

現状ですね、例えば幼稚園ですと平均して210円、それから小学校で1食当たり250円、中学校300円等で、年間通す中で今年度もこの額の中で献立を組んでいけるということで予算計上させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。質疑ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号 平成24年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（高橋 正君） 日程第11、平成24年度榛東村上水道事業会計予算について、議案第34号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野関上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず上水道事業の経営状況でございますが、平成22年度末の繰越利益剰余金は3,762万9,000円、この数値に平成23年度の見込みによる当年度純利益378万1,000円を加えたところの平成23年度末未処分利益剰余金は4,141万円ほどになる見込みでございます。

平成24年度は、節水等の普及によりまして給水収益が依然減少傾向にありますけれども、年度末の未処分利益剰余金は4,643万2,000円ほどになると見込んでいます。この数値でもおわかりいただけるように、ここ数年安定的に経営が推移していると考えているところでございます。また、企業債の繰上償還を実施したことによりまして、平成20年度から24年度まで、公営企業財政健全化計画によりまして経営の安定化を図っているところでございます。平成24年度予算につきましても、こういった状況を踏まえ、良好で安定的な状況を保ちつつ、さらに安心・安全でおいしい水を安定的に供給すべく経営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

平成24年度は、大規模な事業はございませんが、配水管の新設改良事業として建設課事業、下水道事業施行にあわせての配水管の布設がえ、上水道単独による老朽管の布設がえ、負圧対策など、8路線で配水管等布設工事を実施する予定でございます。総額で7,143万円を計上させていただいております。

議案書に戻りまして、468ページから471ページに上水道会計実施計画書、それから472ページは上水道事業会計の資金計画、473ページから479ページまでは給与費明細書となっております。後ほどごらんをいただきたいと思っております。480ページから483ページにかけましては、平成24年度の予定貸借対照表でございます。483ページの下から5行目、ハ、当年度未処分利益剰余金、先ほど申し上げました平成24年度末未処分利益剰余金予定額4,643万2,646円でございます。

484ページをごらんください。

平成23年度末の上水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から3行目、当年度純利益は378万1,000円を見込んでおります。下から2行目、前年度繰越利益剰余金3,762万9,646円と合わせました当年度未処分利益剰余金は一番下の欄、4,141万646円になる予定でございます。

485ページから488ページには平成23年度の予定貸借対照表、489ページから499ページには平成24年度上水道事業会計予算説明書がございますが、説明は省略をさせていただきますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 今滞納金がいくらあるか、それだけ教えてください。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 細かい1円までちょっと頭にございませませんが、水道料金の滞納額は1,200万円ほど、2月末で1,200万円ほどになっていると思います。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 私が監査しているときは1,000万割ったと思うんですけども、少しふえていますけれども、原因は何かわかりますか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） 滞納整理等で使用料の回収に努めております。また、水道料金につきましては、最後の方法というか、停水執行ということもございまして、現在でも停水執行等をして徴収に努力をしているわけですが、実際としては停水執行したとしても、そのときにわずかの何でずか納入で、またその後すぐ滞納が始まってしまうというようなイタチごっこのような形もございまして、考えられるとすれば公共事業と同じで生活が苦しいときの一番先の滞納になってしまうのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） ぜひ課を挙げて努力をして徴収をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小野関 均君発言〕

○上下水道課長（小野関 均君） これからも料金の不公平のないように徴収に努めたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成24年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長より審査の報告を求めます。

星野総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 星野孝祐君登壇]

○総務文教常任委員長（星野孝祐君） それでは、閉会中の継続審査の申し出書につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、審査中の次の事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出をいたします。

記。受理番号、平成23年第4回第12号、区分、陳情でございます。提出者、霞山カントリー倶楽部株式会社ロイヤルビレッジゴルフクラブ代表取締役市川金次郎。件名につきましては、村有林借地料の減額をお願いでございます。これは継続ということでございます。

続きまして、受理番号、平成24年第1回第5号、陳情提出者、アジアと日本の平和と安全を守る群馬県フォーラム新井英志。件名、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。これも継続審査ということ決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 平成23年第4回陳情第12号、平成24年第1回陳情第5号は、継続審査の申し出がありました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、福祉生活常任委員会委員長より審査の報告を求めます。

金井福祉生活常任委員会委員長。

[福祉生活常任委員長 金井佐則君登壇]

○福祉生活常任委員長（金井佐則君） 本委員会に2件、請願が付託をされました。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第88条第1項の規定により報告を申し上げます。

受理番号、平成23年第4回請願第3号、付託年月日、平成23年11月25日、件名、0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願。

委員会の意見。年金制度改革は国民的課題であります。現状、国は試行錯誤を繰り返しながら、将来の制度設計を模索している段階にあります。したがって、現段階で町村が議論をする状況にはないと思ひ、よって、本請願は不採択とします。審査結果、不採択。

もう一件、陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第88条第1項の規定により報告を申し上げます。

受理番号、平成23年第4回請願第5号、付託年月日、平成23年11月25日、件名、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書。

委員会の意見。子ども・子育て新システム構築の必要性は十分に理解ができます。ただ、現状本システムについては国が制度設計の検討を行っている段階でございます。したがって、現状国の動向を十分見きわめる必要があると思ひ、よって、本請願は不採択とします。審査結果、不採択でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 平成23年第4回請願受理番号第3号は、審査の結果不採択の報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

6番柳田さん。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願に対しての委員会での採択が不採択ということに対して反対討論を行います。

老後の暮らしを支える命綱とも言える年金制度が危機に瀕していると思ひます。生存権を保障する上でも、人間らしい最低限度の生活ができる年金制度を確立することが大切なのだと思ひます。しかし、今回物価スライドにより0.4%年金の支給額を減らすという方向では、本当に年金を頼りにして細々と生活をしている世代の方々、それからそういう世代に突入しようとしている人たちにとって、本当に大変なことだと思ひます。

よって、以上の理由で反対討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございますか。

7 番金井君。

〔7 番 金井佐則君発言〕

○7 番（金井佐則君） 先ほども申し上げたとおりでございまして、国の指針、あるいは国の動向が
いまだかつてまだ鮮明に見えてきません。

よって、これもそれを十分に注視してから検討したいということで、私はこの0.4%の問題につい
ては賛成でございまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成23年第4回請願受理番号第3号の採決に入ります。この請願に対する委員長の報告は不採択で
す。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

平成23年第4回請願受理番号第5号は、審査の結果不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

6 番柳田さん。

〔6 番 柳田キミ子君発言〕

○6 番（柳田キミ子君） 民主党政権が成立を計画しております子ども・子育て新システムについて、
委員会では不採択との報告を受けました。これに対して私は反対の立場から討論を行います。

この新システムを導入する理由として、保育の市場化、今は社会福祉法人などが運営をしております
が、それを市場化するというふうな形で、民間の経営者、民間にも保育園の運営に道を開くという
ものでございます。私は、今までどおり国と自治体が責任を負うことによって保育条件をますます改
善して、子供本位の制度を目指すべきだと考えます。例えば新システムの場合ですと、保育所に入所
しようと思えば自己責任で、自分で直接保育所を探して、そこの保育所へ行って契約をしなければなら
ないという形ですし、入所できなくても、それはすべて親、自己責任というふうな形になります。
保育所に入所できなければ、今まで受けられたような国から、自治体からの補助ももらえなくなりま
す。これは一つの形でございますが、そんなようなことで、今までどおりの国と自治体が責任を持っ

での保育をすべきだと私は思い、不採択に反対の討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 先ほどの委員会の意見の中にもございました。国がこれからは幼保一体こども園というようなことも考えておる。しかし、今現在何らそのシステムの指針もない。一町村でこれを議論するというだけでなく、もう少し国の動向もしっかりと見きわめなければならない。

よって、私はこの請願の不採択には賛成をし、賛成討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成23年第4回請願受理番号第5号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長より審査の報告を求めます。

松岡産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員長 松岡好雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（松岡好雄君） では、報告いたします。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号平成23年第3回第10号、区分、陳情、提出者、第2区区长浅見貞男、区长代理千木良嘉隆。件名または要旨、村道梨子木平8号線改良舗装工事についてであります。

次に、継続中の継続審査申出書。本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号平成24年第1回第1号、陳情、第16区区长松原大さん、区长代理小川清。件名または要旨、村道下前11号線改良舗装工事について。

3番、閉会中の継続審査申出書。本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号平成24年第1回第2号、区分、陳情、提出者、第16区区长松原大、区长代理小川清。件名または要旨、村道下前19号線改良舗装工事についてであります。

4番目であります。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号平成24年第1回陳情第3号、付託年月日、平成24年3月2日、件名、榛東中学校北側道路の舗装補修についてであります。

委員会の意見。学校周辺という立地は十分理解できるが、利用度、緊急性など勘案すると、事業の必要性は低い。

よって、本陳情は不採択とします。審査結果、不採択であります。

次に、陳情・請願の審査報告。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号平成24年第1回陳情第4号、付託年月日、平成24年3月2日、件名、村道八幡4号線の道路拡幅拡張舗装工事並びに側溝整備工事のお願い。

委員会の意見。本線は中学校に近接しており、学校関係者、生徒、父兄などを初めとして日々の利用度は極めて高い。また、舗装の傷みも著しく、早急に事業を実施する必要がある。

よって、本陳情は採択とします。審査結果、採択であります。

以上、終わります。

○議長（高橋 正君） 平成23年第3回陳情第10号、平成24年第1回陳情第1号、平成24年第1回陳情第2号は、継続審査の申し出がありました。

したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第3号は、審査の結果不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第1回陳情受理番号第3号の採決に入ります。この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

平成24年第1回陳情受理番号第4号は、審査の結果採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第1回陳情受理番号第4号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、日程第12、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第13 平成24年度榛東村一般会計予算の審査結果について

○議長（高橋 正君） 日程第13、平成24年度榛東村一般会計予算の審査結果の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

なお、本件は質疑、討論を省略し、報告といたします。

善養寺予算特別委員会委員長。

[予算特別委員長 善養寺 忠君登壇]

○予算特別委員長（善養寺 忠君） 平成24年度予算特別委員会より報告を申し上げます。

平成24年3月2日付で本委員会に付託されました平成24年度一般会計予算の審査結果について、次のとおり報告をいたします。

本委員会は、平成24年度一般会計予算（案）の審査を平成23年12月26日月曜日に実施いたしました。

審査は、まず村長から当初予算編成方針、基地・財政課長から財政状況の概要などの説明を受けた後、担当課長から主要事項について詳細な説明を受けました。主な数字を申し上げますと、歳入総額は46億5,160万円、歳出総額は46億5,160万円、地方道路整備事業債と臨時財政対策債を合わせた地方債の限度額は2億6,520万円、地方自治法第235条の第3第2項の規定により一時借入金の借入最高額は3億円です。

審査の結果、本委員会は歳入、財源確保及び実施予定事業の妥当性、平成23年度決算認定に伴う改善点、第5次総合計画との整合性など、いずれも適正と判断をいたします。

よって、平成24年度榛東村一般会計予算を承認することに決定しましたので、ここで報告申し上げ

ます。

◎日程第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第14、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまで一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第14から日程第17まで一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程に追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程を追加することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後3時48分休憩

午後3時51分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 発委第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措

置の廃止を求める意見書について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について、発委第1号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

新藤事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

金井福祉生活常任委員長。

〔福祉生活常任委員長 金井佐則君登壇〕

○福祉生活常任委員長（金井佐則君） 提出理由の説明を行います。

全国の自治体で実施されている医療費助成制度は、子ども、重度心身障害者、母子世帯などの医療費の自己負担軽減を目的として創設されたものである。しかしながら、国の医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置は、少子化対策や子育て環境の充実に逆行するばかりでなく、地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。

よって、「医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書」を提出したい。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について、発委第2号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

金井福祉生活常任委員長。

〔福祉生活常任委員長 金井佐則君登壇〕

○福祉生活常任委員長（金井佐則君） 提出理由の説明を行います。

全国の自治体で実施されている医療費助成制度は、子ども、重度心身障害者、母子世帯などの医療費の自己負担軽減を目的として創設されたものである。しかしながら、国の医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置は、少子化対策や子育て環境の充実に逆行するばかりでなく、地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。

よって、「医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書」を提出したい。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長あいさつ

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしました。

平成24年第1回定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月2日開会して以来本日まで13日間にわたり、村政の重要議案について審議いたしましたが、議員各位のご精励により、ただいま閉会を宣告できましたことは、議長としてまことに喜びに堪えません。

今回提出されました議案は、新年度予算案を初め一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、各種条例の制定並びに一部改正など多数に上りましたが、議員各位の終始極めて熱心なご審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたことに対し、心より感謝申し上げます。

さて、未曾有の東日本大震災から1年が過ぎました。そして、3月11日は私たちにとっても忘れることのできない特別な日となりました。巨大津波により多くの生命財産が失われ、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故も重なり、これまでに経験したことのない複合災害となりました。未曾有の災害は防災面で多くの教訓を残しました。今後想定される東海・東南海・南海地震などの対応で、想定外があってはならないことは言うまでもありません。

平成24年2月29日、国家公務員の給与を2012年から平均7.8%削減する臨時特例法が国会で成立しました。これは2年間の時限立法で、削減による年間約900億円は東日本大震災の復興財源に充てられます。ただ、地方公務員の給与については、附則に地方自治体が給与削減の趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応することが盛り込まれました。同日、全国町村議会議長会を含む地方六団体は、共同声明文の中に地方交付税や義務教育、国庫負担金を減額するなど、国が地方に対して給与削減を実質的に強制することは、附則第12条の立法の経緯を踏まえれば決してあってはならないものであると明記しました。

改めて村長を初め執行の方々に要望いたします。予算特別委員会、各常任委員会、本会議において議員各位から述べられました新年度予算に対する要望事項につきましては、特に考慮を払われ、今後の行政運営に十分反映されますことを強く要望します。さらに、阿久澤村長におかれましては、本議会で承認された新年度予算について、その執行に当たっては村民のために最小の投資で最大の効果が上げられますよう切にお願いするものでございます。

早いもので平成24年度は私たち14期議員にとりましても最後の1年となります。これまでの3年間を反省し、残された1年を村民の方々のために全力でご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

清らかな春の息吹が感じられる季節となりました。もうじき樹木が一斉に花開く華やかな季節が訪れます。先行きの見えない厳しい経済情勢の中、一日も早く景気が回復し、社会全体が活気づくことを村民とともに心待ちにする次第です。

終わりに、議会終了後も議員各位を初め執行の皆様も健康管理には十分ご留意され、村発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 会議を閉じたいと思います。

以上で、平成24年榛東村議会第1回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 柳 田 キミ子

榛東村議会議員 金 井 佐 則